

日に就り月に将む



th Anniversary

法人化60周年記念誌



公益社団法人
大阪府鍼灸マッサージ師会

日に就り

月に将む

CONTENTS

会長挨拶	公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会 会長 廣野 敏明	1
歴代会長		2
祝 辞	大阪府知事 吉村 洋文	4
	大阪市長 松井 一郎	5
	大阪府医師会 会長 茂松 茂人	6
	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 会長 伊藤 久夫	7
法人化 60 周年記念式典・祝宴		8
法人化 60 周年記念表彰者		
● 大阪府知事表彰状受賞者		11
● 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 会長表彰状 受賞者		12
● 公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会 会長表彰状 受賞者		13
● 公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会 会長感謝状 受賞者		14
法人化 60 年のあゆみ		
社団法人から公益社団法人移行後の 10 年		15
我が国における「あはき」のあゆみ ～ 社団法人設立から 50 年史		19
学術・生涯研修（平成 22 年～）		61
叙勲褒章各種表彰者		64
編集後記		69



法人化60年を迎えて

公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会
会長 廣野 敏明

大阪府鍼灸マッサージ師会は、昭和35年（1960年）2月8日に社団法人化され、平成24年（2012年）4月1日に公益社団法人に移行し、令和2年（2020年）2月、法人化60周年を迎えました。これもひとえに、関係各位、地域社会、会員先生方のご支援とご協力の賜であり、心よりお礼申し上げます。

本会の前身である「大阪府鍼灸マッサージ連合師会」は昭和22年（1947年）4月12日に設立されており、さらにその前身「大阪府按摩マッサージ師連合会」は明治39年（1906年）10月に設立されております。こうして振り返りますと、本会は一世紀を超える歴史と伝統に培われた鍼灸マッサージ師の職能団体としての役割を継承するとともに、新たな伝統医療のあるべき姿をこれからも真摯に模索していく責任があります。

平成31年1月から療養費の「受領委任制度」が導入されましたことは大きな前進ですが、業界の抱える課題は山積しており、無免許者問題や広告制限に代表される「あはき等法」の改正問題、地域包括ケアシステムにおける多職種連携強化、組織率の低下、新卒者の離職率増加も喫緊の課題です。

鍼灸マッサージは、わが国古来から人々の身近な医療として発展してまいりました。

私たちは、わが国が世界に誇れる伝統医療である鍼灸マッサージを伝承する継承者であり、国から免許を受けた国家資格者であります。単に鍼灸マッサージを施す職業ではなく、人々に寄り添い、健康と幸福を共に目指すアドバイザーであり、コーディネーターであり、技術者であり、人に喜んでいただくことを至上の喜びとしています。超高齢社会である今のわが国において、まだ見ぬ、私たちを必要とする人々は大勢いらっしゃいます。

私たちは、自分の職業に自信と誇りを持って、これからも未来永劫、子々孫々にまでこの伝統医療を継承してゆかねばなりません。

会員の皆様には共に生涯をかけて東洋療法の学理を追及し、自身の技術を磨き、地域社会に奉仕してゆく覚悟も新たに、日々向上、発展されることをお願い申し上げます。

「日に就り月に将^ひむ^な」とは、学問や事業などが日ごとに成就していき、日ごとに進歩しているのが明らかになるという意味です。

関係各位の皆様には、今日までのご指導ご厚情に重ねて感謝いたしますとともに、どうかこれまでと変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

歴代会長



初代会長
武田 武雄 先生



二代会長
上野 弥三郎 先生



三代会長
林 實 先生



四代会長
有田 正 先生



五代会長
中川 几一郎 先生



六代会長
伊藤 久夫 先生



昭和32年
 関西鍼灸マッサージ専門学校内に本会事務所を設置
 大阪市阿倍野区阪南町2-17



昭和39年9月
 当時の関西鍼灸柔整専門学校
 この2階の一室に大鍼連事務所があった



入魂式 於高津神社。昭.36.1.15.
 大阪府、社団法人鍼灸マッサージ連合協会

会旗の入魂式
 昭和36年1月15日 於 高津神社境内前にて



旧 大阪府鍼灸マッサージ師会館
 昭和61年3月～平成18年10月



現在の大阪府鍼灸マッサージ師会館
 平成18年11月～現在



祝 辞

大阪府知事 吉 村 洋 文

この度、公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会が、法人設立60周年の節目を迎えられ、本日ここに、盛大に記念式典が開催されますことを心からお祝い申し上げます。貴会におかれましては、昭和35年に社団法人として設立されて以来、廣野会長をはじめ、歴代の会長、役員、会員の皆様が一丸となって、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資質向上に積極的に取組まれ、府民の健康の維持・増進にご尽力いただいておりますことに、敬意と感謝の意を表します。

また、日頃から、大阪府政の推進に、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。とりわけ、健康医療行政の推進にあたりましては、「開設届出済証」の周知や、季刊誌「ええあんばいや O S A K A」における「健活10」事業の広報等にもご協力をいただいております、重ねて、お礼申し上げます。

近年の少子高齢化の急速な進展や人々のライフスタイルの変化などにより、府民の保健医療に対するニーズが多様化する中で、はり・きゅう・マッサージを通じて皆様が果たされる役割は今後も大きくなってまいります。

貴会の皆様におかれましては、これまで培ってこられた知識や技術をもとに、府民の健康寿命の延伸をはじめとする健康の保持・増進により一層のお力添えをご期待申し上げます。

さて、大阪府では、2025年の大阪・関西万博を、世界中の人々が驚く、未来社会を先取りした万博にするため、今年から、準備を本格化させます。万博のテーマである「いのち輝く未来社会」は、「誰ひとり取り残さない持続可能な世界の実現」をめざしています。誰もがいきいきと長く活躍できるよう「健康寿命の延伸」などに向けた取組みを積極的に進めてまいりますので、変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会が創立60周年を契機に、これまでの歴史と実績を礎に更なる発展を遂げられますとともに、本日ご臨席の皆様のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

大阪市長 松 井 一 郎

公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会が法人化60周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。また、平素から大阪市の保健医療行政をはじめ市政の各般にわたり格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、昭和35年に社団法人として発足されて以来、昭和、平成、令和と時代の流れとともに60年間の長きにわたり技術の向上発達、普及、啓発、会員相互の交流に努められ、鍼灸マッサージの施術を通じて大阪府民、大阪市民の健康増進に大きな役割を果たしてこられました。

廣野会長をはじめ、これまでの活動を支えてこられた歴代の会長、役員、会員の皆様方の御熱意とたゆまぬ御努力に、心から敬意を表する次第であります。

近年、わが国においては平均寿命が延び続けると共に、少子高齢化が急速に進行し、取り巻く生活環境や価値観の大きな変化から市民の保健医療に対するニーズは多種多様化、高度化しており、鍼灸マッサージの重要性はより一層高まることと存じます。

大阪市では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする、2025年日本国際博覧会の大阪誘致が決定いたしました。新たな観光や産業等、関西経済の活性化につながるとともに、大阪の魅力を全世界に発信できる絶好の機会になります。また、この日本国際博覧会のサブテーマのひとつに「多様で心身共に健康な生き方」を掲げており、将来にわたり全ての市民がすこやかでこころ豊かに生活できる活力あるまち健康都市・大阪の実現をめざし施策の展開及び事業の推進を積極的に取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会の更なる御発展と、皆様方の御健勝及び御活躍を祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。



公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会
法人化60周年記念を祝う

祝 辞

大阪府医師会

会 長 茂 松 茂 人

大阪府鍼灸マッサージ師会がこのたび、めでたく法人化60周年を迎えられましたこと、心からお祝い申し上げます。

貴会の今日のご隆盛の背景には、歴代会長・役員を中心に全会員が一致結束され、数々の困難を克服されるとともに、日々の地道な活動を堅実に推進されてこられた、たゆまぬ努力の賜物によるものと思っております。今後とも、活動を積極的に推進され、多くの成果を挙げられますよう、期待いたしております。

また、貴会におかれましては、われわれ大阪の医療関係団体や市民団体で組織する大阪府地域医療推進協議会の活動におきまして、いつも多大なるご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、心からお礼申し上げます。

さて現在、わが国の高齢化は世界に類を見ない早さで進んでおります。また、少子化による生産年齢人口の減少と世界的な不況と情勢不安に加え、国内における混乱が医療財源を逼迫させ、国民は医療・介護・福祉をはじめとする社会保障に不安を抱き、先が見えない状況を迎えております。

政府与党には是非とも医療再生の道筋を国民に示していただきたいと思っております。社会保障の充実が国民全体が最も望んでいることであり、社会保障は平時の安全保障とも言われています。国民の健康・福祉の充実があつてこそ、国家の発展が望めるのであり、このためにも国民皆保険制度のもとで、公的医療給付の拡充を達成するため、医療費の財源確保が喫緊の課題であります。

我が国で国民皆保険が達成されてから五十有余年が経ちました。今後、深刻な少子高齢化を迎える日本にとって、社会保障のあり方をめぐる論議がますます本格化していくと思いますが、誰もが貧富の差なく、公平に良質な医療が受けられる日本の国民皆保険制度を次の世代に向けて維持していけるように我々は努力していかなければなりません。

皆様方の絶大なるご支援・ご協力を、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、大阪府鍼灸マッサージ師会の益々のご発展を祈念いたしまして、わたくしのお祝いの言葉とさせていただきます。



祝 辞

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
会 長 伊 藤 久 夫

公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会の法人設立60周年、誠におめでとうございます。公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会を代表し、心からお慶び申し上げます。大阪府師会の皆様におかれましては、日頃から私ども全鍼師会に絶大なるご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして感謝の意を表する次第であります。

さて、近年の出来事で特筆すべきことは、あはき業界の永年の最優先課題であった医療保険療養費取扱いにおいて受領委任制度が昨年1月より施行され、初めて医療保険制度に鍼灸マッサージ師が位置づけられました。今までの償還払いと違い、義務と権利及び罰則が強化されましたが、国民に安全で安心な医療を提供するよう制度化されたものです。そのためにも私ども中央四団体（全鍼師会・日鍼会・日マ会・日視連）は、責任を持って適正な医療保険療養費取扱いの推進・運営に努めなければなりません。しかしながら近年請求代行業者や個人請求が増え、不適切な請求としてマスコミ等に取り上げられていることは誠に遺憾であります。中央四団体傘下の都道府県師会は、全国の鍼灸マッサージ師を取りまとめ国民に信頼されるあはき業界として貢献いたしましょう。

また、今年は1964年につづき、再び2020東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年に持ち越されました。鍼灸マッサージ師も選手村診療所で理学療法科の一員としてアスリートのケアにあたることとなっておりますが、無事開催が可能となれば、日本の鍼灸マッサージが素晴らしい治療であることを全世界にアピールする絶好のチャンスとなりますので、ぜひ大阪府師会の皆さまにも様々なボランティアとして参加していただきますことを願っております。

結びに、公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会におかれましては、これまで培ってこられた60年の伝統と業績を後世に継承され、益々ご発展されますよう心より祈念申し上げ、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

式典次第

司会 佐野多由子

【第一部 記念式典】

1. 先人感謝黙祷

1. 開式の辞

(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 会長 廣野 敏明

1. 法人化60周年記念表彰 (代表者表彰状授与)

1. 御来賓祝辞

大阪府知事 吉村 洋文様

衆議院議員 左藤 章様

衆議院議員 大西 宏幸様

衆議院議員 伊佐 進一様

東大阪市長、大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和様

大阪府議会議員 杉江 友介様

1. 御来賓紹介

1. 閉式の辞

(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 秦 章

【第二部 記念祝宴】

1. 開宴のことば

(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 老羅 秋宏

1. 乾杯

(公社)全日本鍼灸マッサージ師会 会長 伊藤 久夫様

1. 祝電披露

1. アトラクション

1. 閉宴のことば

(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 吉田 崇生

第一部 記念式典

開式の辞



第7代 廣野敏明会長

60周年記念表彰状授与式



大阪府知事表彰状授与



受賞者代表



来賓祝辞



大阪府健康医療部長
藤井 睦子様



衆議院議員
左藤 章様



衆議院議員
大西 宏幸様



衆議院議員
伊佐 進一様



東大阪市長・
大阪府後期高齢者医療広域連合長
野田 義和様



大阪府議会議員
杉江 友介様

閉式の辞



秦 章 副会長

第二部 記念祝宴

開宴のことば



老羅 秋宏 副会長



(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 伊藤久夫会長による乾杯あいさつ



大阪府知事表彰状受賞者



村上 正人 西田 幸生



閉宴のことば



吉田 崇生 副会長





❦
❦
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
会長表彰状受賞者

(五十音順)

青井 温子	秋山 雅廣	浅野 茂樹	安藤 幸一	稲岡 典雄	今村 美佐子
色増 清光	上迫 幸雄	氏原 茂夫	馬詰 一行	浦 友亮	老羅 秋宏
大石 淳史	大津 吉雄	大西 文明	岡 繁治	折田 司	楓 守久
葛西 義弘	金子 巖	鎌田 義一	上北 昌明	北浦 健司	木下 光典
金 東輝	金城 豊秀	小池まき子	小園 勉	西條 稔	財前小夜子
酒井 克尚	坂下 伸二	佐藤 明	澤森 貞一	柴田 昭治	島 敬
島本 憲一	菅原 茂	宋 福茂	高山 章博	中井 晃司	中尾 光孝
中西 啓次郎	永橋 利男	中濱 經子	中村 了久	西川 紀代	西畑 貴好
西村 久代	能島 規市	浜岡 松幸	原 一夫	福島 次巳	藤野 徹
藤原 信雄	古野 忠光	古谷 尚昭	前田 正浩	松塚 廣充	松原 義五郎
松久 隆司	松村ふく江	丸山とよ子	溝上 恵子	宮脇 和登	向井 康裕
村上 博美	森田 秀	森脇 康之	柳 滋	與倉 和美	



公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会
会長表彰状受賞者

(五十音順)

秋竹 洋司	池添 竜一	伊藤 淳一	伊藤 登喜子	井上 武明	岩本 文子
上田 慈美	上野 昭文	内山 正巳	大石 皇子	大橋 久美子	岡崎 恭弘
岡田 純一	岡田 順子	小原 久雄	上村 拓也	加室 庸成	間林 五郎
岸中 慎治	北本 浩之	桐山 和謙	草竹 友華	久保 浩	斉田 美佳
坂田 実夫	澤田 桜	清水 賢一	炭原 美代	高沢 講記	高濱 剛
田口 浩子	竹下 雄平	武田 憲光	竹中みつ子	武輪 邦博	田中 暢介
田中 豊實	田中 善憲	玉山 義治	塚原 崇弘	寺崎 輝	徳久 輝明
徳山 奉孝	中川 広太郎	中西 八郎	長原 齡子	西 和彦	西川 雄一
西田 有三	野尻 茂樹	則定 邦彦	秦 章	花谷 朋利	原辺 幸司
東根 紀朗	兵恵 登志泰	藤井 智仁	伏田 佳子	冬野 茂人	古田 高征
堀内 秀郎	前川 松男	前田 順一郎	牧野 克則	松田 悟	松田 大樹
松田 利之	真鍋 康彦	三浦 卓也	水田 健次	宮本 愼	宮脇 正之
三好 力	本井 康裕	森山みどり	柳 裕子	薮田 秀司	山下 利明
吉田 崇生					



公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会
会長感謝状受賞者

(五十音順)

秋月 寛子	石崎 芳秋	大竹 光範	大山 久爾	岡 喜与志	奥田 英世
小田 哲也	風間 信江	加藤 治	嘉内 寿	金海 宣	金城 保幸
岸本 英夫	北川 潤子	北川 嘉一	北村 喜幸	釘宮 周作	幸田 賢子
後藤 芙有樹	小牧 美奈子	齋木 正勝	坂田 哲也	清水 美代子	下之段 学
鈴木 勇士	鷹野 俊介	竹原 大介	千原 敏宏	寺澤 浩二	徳野 哲也
豊山 伸吾	長尾 敏寛	中田 有紀	中西 順香	仲野 耕平	中原 弘好
中本 和男	並河 法男	仁平 陽子	秦 瞳	原 亮輔	東野 文明
広川 豊満	福田 久和	藤本 弘昭	瀨原 実	堀井 僚子	前田 賢次
前田 雄飛	牧 篤正	正木 大吾	松葉 旭洋	水野 暁規	宮川 治
宮西 浩司	向川 秀樹	村田 健	森 太郎	森 八重	森本 貴詞
柳下 和恵	山口 卓朗	山口 基樹	山田 薫	山田 まり	山根 翼
渡邊 俊哉					

～ 社団法人から公益社団法人移行後 近年10年史 ～

平成22年2月7日、ホテルニューオータニ大阪に於いて、法人化50周年記念式典が開催されてから、早や10年。同年の5月通常総会では、第6代会長の伊藤久夫氏が4期連続で会長に就任。国の公益法人制度改革の荒波を受ける中、3年前から試行錯誤しながら準備を整え、前年度に発展的解消が承認された大阪府保険鍼灸マッサージ師協会（大保協：昭和49年設立）に所属していた当会会員は、大阪東洋療法協同組合（平成14年設立）へ移行し、療養費取扱いの事務代行が行われるようになった。これにより協同組合は組合員が1,000人を超える規模となったことから、大阪府中小企業団体中央会の指導により、同年12月に臨時総会が開かれ、定款を改正、総代制が導入され、大規模協同組合へ移行した。



伊藤久夫 第6代会長

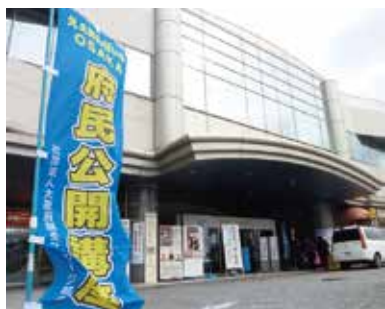
大保協は、発展的解消後、(社)大阪府鍼灸師会が名称を受け継ぎ運営していたが、4月6日に本会会員4名を含む6名が中心となり、同名の(一社)大阪府保険鍼灸マッサージ師協会を設立し商標登録していたことが判明。名称使用が出来なくなる事態に追い込まれた。また、両社団会員の勧誘や講習会案内を送付するなど、一般会員に混乱を与える事案も判明。懲罰委員会が招集され、5月通常総会で3名が除名処分（1名自主退会）となった。その後、社団法人が告訴される裁判も行われたが、特に問題とはならず勝訴に終わった。

またこの年は、社団法人の事業を公益事業として適正化するため、多くの事業が改変・追加された。8月には実績づくりを兼ねて、季刊誌の「ええあんばいやOSAKA」の創刊号2010夏号を発行。当初は、会員・患者向けに送付したが、公共施設への送付を可能にするため、会員の協力を得ながら、市町村役場や地域包括支援センターなど、送付先を調査し、徐々に設置施設を拡大していった。また、以前から行われていた地域におけるスポーツイベント等へのケアボランティア、健康相談などの活動が活発化。視覚障がい者や支援者に対する事業として、パソコン講習会や点訳講習会なども実施されるようになった。11月と翌年2月には、第1回府民公開講座を南は泉大津、北は吹田と2回開催。11月の府民公開講座は、MBS毎日放送ラジオでも紹介された。

平成23年3月、大阪国際交流センターで行われた通常総会終了後の保険取扱講習会は、約340名の会員が集まり、日頃より密に連携を取っていた協会けんぽ大阪支部担当者による療養費取扱いに関する留意事項等の説明が行われると共に、協同組合からは、5月に導入する新レセプトシステムの発表が行われた。7月の役員合同会議では、従業員会員制度（B会員）の導入が決定された。



季刊誌ええあんばいや OSAKA



第1回 府民公開講座

平成24年4月1日、公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会として移行登記が完了。公益目的事業は4つとなり、シンボルマークは、「5星」から「手のぬくもりと五行説」を表すマークとなった。

同年5月の協同組合第10期通常総代会では、大阪東洋療法協同組合から大阪府東洋療法協同組合に名称が変更された。10月からは、保険者からの要望であった認定保険鍼灸マッサージ師制度がスタート。療養費を取扱う会員の資質向上を目的に継続的に単位制の講習会を実施。（後に受領委任制度施行が可能となったため発展的廃止）

平成25年4月、医療関係者に広く鍼灸マッサージの普及啓発を行うことを目的に広報誌「響Hibiki」創刊。大阪府内の医療機関約8,000ヶ所へ送付を含め創刊号は12,000部を発行した。また、協同組合の教育情報事業を活発化、「専門領域セミナー」を位置づけ、赤塚式指圧、トリガーポイント鍼療法、美容鍼灸、在宅ケアなど会員のニーズに沿った各種セミナーの企画をスタートした。

平成26年4月、(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会、(公社)大阪府鍼灸師会、(公社)大阪府柔道整復師会の公益法人3団体に於いて、学術研修会を相互乗り入れする学術協定書が交わされた。

平成26年8月、無資格者によるベビーマッサージの被害が報道される中、大阪府助産師会と意見交換会を開催。安全な乳幼児のケアを普及啓発するために、当会にてベビーマッサージ安全指針を作成し、平成27年2月にベビーマッサージ安全指針講習会を開催した。同年5月には認知症ケア対策委員会が設置。11月からは、大阪府立急性期・総合医療センターに於いて、入院患者に対するハンドマッサージ（ハンドケア）ボランティアがスタートした。



公益法人3団体学術協定

平成28年度からは、大鍼師会ホームページがリニューアル。厚生労働大臣免許保有証の申請もホームページから可能となった。

平成29年5月28日、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会定時総会役員改選により、伊藤久夫氏が全国の会長に就任。大阪からの会長選出は全鍼師会史上初。副会長（総務局長）には廣野敏明氏が就任された。

7月、全鍼師会からの要請で熊本地震被災地における災害復興健康支援ボランティアを派遣。仮設住宅入居者に対する、鍼灸マッサージ施術、健康相談を実施した。8月、地域イベント「夏フェス健康子どもまつり」を会館で開催し、ベビーマッサージ・小児はり体験のほか、助産師による特別講演、小児科医師による教育講演を行った。



熊本地震災害ボランティア



夏フェス健康子どもまつり



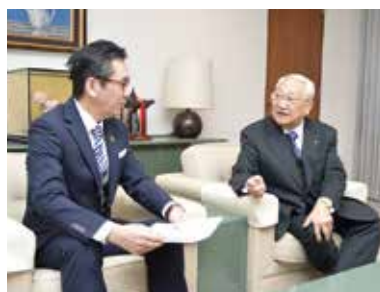
廣野敏明第7代会長

平成30年5月定時総会では、第7代会長に廣野敏明氏が就任。6月、あはき療養費受領委任制度移行に備え、クレオ大阪東にて第1回目の受領委任制度に関する説明会を開催。会場は、会員・会員外問わず大勢の参加者で満席となった。8月30日、大阪府と「災害時の避難所における人的支援に関する協定」を締結。

令和元年5月21日、(公社)大阪介護老人保健施設協会と包括協定を締結。11月10日、開催された第11回府民公開講座は、大阪府の「健活10」健康活動推奨アプリ「アスマイル」の広報がきっかけで多数の府民が来場されるなど、普及活動に時代の潮流を感じる一面がみられた。11月21日、廣野会長と大阪府医師会 茂松茂人会長が初対談。12月15日、周産期ケア基礎講座を修了した会員が中心となり、大阪市立大学医学部で開催された第58回大阪母性衛生学会学術集会・研修会にて、産婦人科医、助産師、看護師等を対象に、周産期ケアに対する鍼灸マッサージ普及活動を実施。



大阪府との災害協定



大阪府医師会茂松会長との対談



大阪母性衛生学会学術集会

令和2年2月16日 「法人化60周年記念式典」が盛大に開催される。

年代	西暦	社団法人から公益社団法人移行の10年	社会の動き
平成22年	2010	5月 第19回通常総会にて伊藤久夫氏 第6代会長が4期連続就任 8月 季刊誌「ええあんばいやOSAKA」創刊号(2010夏号)発行 11月 第1回府民公開講座を開催。MBS毎日放送ラジオでも紹介 12月 大阪東洋療法協同組合(平成14年設立)臨時総会。規模拡大に伴う、定款改正。総代制の導入、大規模協同組合へ移行	民主党菅内閣発足 ノーベル化学賞(鈴木章氏、根岸英一氏) 小惑星探査機「はやぶさ」が地球へ帰還
平成23年	2011	5月 協同組合 新レセプトシステムの運用スタート 6月 東日本大震災被災地へケアボランティア派遣。大阪・兵庫から20名 7月 役員合同会議で従業員会員制度(B会員)の導入が決定 療養費取扱い事務手数料3%へ	3月11日東北地方太平洋沖にマグニチュード9.0の地震。津波で福島第一原子力発電所被災。 死者 1万5,899人、重軽傷者 6,157人、行方不明者 2,529人。 東日本大震災とされる 民主党野田内閣発足
平成24年	2012	4月 1日に公益社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会として移行登記 公益目的事業は以下の4つ (公一) 鍼灸マッサージに関する府民公開講座及び生涯研修会を行う事業 (公二) 鍼灸マッサージに関する普及・啓発を行う事業 (公三) 鍼灸マッサージに関する相談・助言を行う事業 (公四) 視覚障がい者の社会参加に対する支援を行う事業 5月 協同組合第10期通常総代会にて大阪東洋療法協同組合から大阪府東洋療法協同組合に名称変更 12月 公益社団法人移行後、初めての府民公開講座(第3回)を天王寺都ホテルで開催。参加者230人	復興庁が発足 東京スカイツリー開業 ロンドンオリンピック・パラリンピック開催 社会保障・税の一体改革関連法案成立 自民党第2次安倍内閣発足 ノーベル生理学・医学賞(山中伸弥氏)
平成25年	2013	2月 認定保険鍼灸マッサージ師制度、認定専門講習会スタート 4月 広報誌「響Hibiki」創刊 大阪府内の医療機関 約8,000ヶ所へ送付 協同組合 教育情報事業の「専門領域セミナー」を拡大 鍼灸マッサージを守る第2回決起集会in大阪開催 5月 (公社)全日本鍼灸マッサージ師会新役員に、大鍼師会から3名が選出 9月 視覚障がい者支援事業(公四)として第1回同行援護従業者養成研修(一般課程の部)を開催。11月には応用課程が開催された	2020年夏季オリンピック開催 都市が東京に決定 ユネスコ政府間委員会で、『和食 日本人の伝統的な食文化』が無形文化遺産に
平成26年	2014	3月 大阪府看護協会会員向け健康サポート事業開始 大阪城リレーマラソン2014に青年女性部を中心とした会員「不退職」チームが初参加。42.195kmを21人で襷リレー(3時間37分21秒)完走 4月 公益3団体(大阪府鍼灸マッサージ師会、大阪府鍼灸師会、大阪府柔道整復師会)で学術協定締結 8月 無資格者によるベビーマッサージ被害報道。大阪府助産師会と意見交換会を開催。安全な乳幼児のケアを普及啓発するために、当会にてベビーマッサージ安全指針を作成 9~10月 地域活動(公二)10師会で全11回の活動が行われた	消費税が8%に増税 ソチ冬期オリンピック・パラリンピック開催 ノーベル物理学賞(赤崎勇氏・天野浩氏・中村修二氏)
平成27年	2015	2月 ベビーマッサージ安全指針講習会開催 協同組合ホームページリニューアル 5月 認知症ケア対策委員会設置 7月 厚生労働大臣免許保有証の申請スタート 11月 大阪府立急性期・総合医療センター(現・大阪急性期・総合医療センター)リハビリ病棟入院患者に対するハンドケアボランティアスタート	北陸新幹線金沢延伸 ノーベル生理学・医学賞(大村智氏)、物理学賞(梶田隆章氏)

年代	西暦	社団法人から公益社団法人移行の10年	社会の動き
平成28年	2016	5月 公園でからだにいいことDAYin服部緑地 ケアボランティア 6月 水都大阪アクアスロン大阪城大会 スポーツケアボランティア 7月 トライアスロン舞洲大会 スポーツケアボランティア 大鍼師会ホームページリニューアル	ノーベル生理学・医学賞 (大隅良典氏) リオデジャネイロオリンピック・ パラリンピック開催
平成29年	2017	5月 (公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 第9代会長に伊藤久夫氏が就任。 大阪選出の全国会長は初。副会長に廣野敏明氏就任 7月 熊本地震被災地へ災害復興健康支援ボランティア派遣 8月 夏フェス健康子どもまつり開催	熊本地震 英国、EUから離脱決定 ノーベル文学賞(石黒一雄氏)
平成30年	2018	5月 大鍼師会第27回定時総会にて廣野敏明氏 第7代会長に就任 6月 保発0612第2号「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」が通知される 第1回受領委任制度説明会スタート(制度移行まで計8回開催) 8月 大阪府と「災害時の避難所における人的支援に関する協定」を締結	「共謀罪」法成立 平昌冬季オリンピック・パラリンピック開催 北海道胆振東部地震 ノーベル生理学・医学賞 (本庶佑氏)
平成31年 令和元年	2019	1月 受領委任制度スタート 5月 (公社) 大阪介護老人保健施設協会と包括協定を締結 6月 鍼灸師のための周産期ケア基礎講座スタート(計4回) 11月 大阪府医師会 茂松茂人会長と廣野敏明会長が対談 12月 周産期ケア基礎講座修了者、第58回大阪母性衛生学会学術集会・研修会にて産科医・助産師向けに普及啓発活動	新天皇即位 改元 ノーベル化学賞(吉野彰氏) 消費税が10%に増税
令和2年	2020	2月 法人化60周年記念式典開催	新型コロナウイルス感染拡大 東京2020オリンピック・パラリンピック、翌2021年に延期

我が国における「あはき」のあゆみ

～ 社団設立50年史（明治～平成21年まで）

我が国における鍼灸あん摩の変遷

○はじめに

日本に鍼灸が渡来したのは紀元前562年、中国の呉の人、知聰が薬書明堂図164巻を持って来日したのが始まりであるといわれている。知聰によって渡来した中国医学である鍼灸医学と湯液医学は伝承医学として日本に定着し医術として君臨することとなった。

その間1600年代に至って杉山和一という検校が鍼管を考案し、また鍼の専門書である三部書、即ち「療治の大概集」「選鍼三要集」「節要集」を著し、またそれだけでなく鍼術として雀啄術の法、随鍼手術の法、乱鍼手術の法など18種類に及ぶ技法を考案した。

更に門下生の育成にも意を注ぎ、江戸を中心に全国45ヶ所に「鍼治講習所」を開設して後進の指導育成に尽力した。

このように2つの伝承医学は日本における唯一の医術として病める多くの民衆を救済してきたが、明治7年（1874年）に公布された「医制」により鍼を患者に施す場合は必ず内科医、外科医の許可が必要となり、従って鍼治療は事実上禁止されたのである。

明治28年（1895年）には医師法が改正され、湯液医学である漢方医が日本の医療制度から除外され伝承医学の暗黒期が到来することとなった。

その後、明治44年（1911年）になって内務省令第11号「鍼術灸術営業取締規則」、内務省令第10号「按摩術営業取締規則」が制定され、やっと鍼灸も日の目を見るようになったのであるが、明治7年（1874年）の医制でも盲人が行う鍼灸施術については必ずしも内科医、外科医の許可を必要とはしなかったために、明治13年（1880年）、京都の府立盲学校が職業教育の一環として鍼灸あん摩の教育課程を新設したのであるが、これが日本の学校教育に鍼灸あん摩が導入された正に画期的な出来事であった。

この暗黒期に盲学校が鍼灸教育を取り入れたお陰で細々ながらも、その後約36年間というものは盲人が主体となった鍼灸の臨床が続いたのである。この事実をみても斯業における盲人の業績は高く評価されるべきである。

以上の二つの取締規則は一般の法律から独立した独立命令で、按摩、鍼灸術を営業するには、地方長官の行う試験に合格するか、若しくは地方長官の指定する学校、あるいは講習所を卒業して地方長官の免許鑑札を受けなければならないとした、いわゆる営業鑑札にすぎなかった。そして取締規則の行政権は警察にあったのである。現在の保健所に該当するのが各地域の警察署であり、また都道府県の条例によって施術者は各地域の警察署の管轄地域ごとに同業組合を組織しなければならないことになっていた。

つまり組合に加入しなければ営業ができない強制組合であった。

盲人は殆んど盲学校で、健常者の大半は師匠の元で徒弟として入門し（いわゆる徒弟制度）4年間の修業証明書をもって都道府県が施行する検定試験を受けて免許を取得したのである。そのような事情から健常者の学校は大阪に2校、東京、京都、名古屋にそれぞれ1校があった程度だったという。

明治時代における鍼按業の組合結成と本会の前身誕生

明治7年「医制」をもって医療制度の近代化に着手。漢方、鍼灸等の伝統的医療の規制を強めた。第53条では医師の監督下以外での鍼灸業務を禁じ、鍼灸術を西洋医学に組み入れようとした。しかし医制は法令というより訓令であったことから、その内容が一律に行われたのではなく、鍼灸にかかわる規定も実際には施行されずに終わった。

明治18年（1885年）内務省は「鍼術灸術営業差許方」を通達し、鍼灸術に関する修業履歴の届出と、営業の許可及び取り締まりを各府県に指令した。

こうした新政府による一連の医療近代化政策は、盲人が集中していた鍼按業の動揺をまねき、鍼按同業者の小規模組織（組、講）の再編を強く促して、明治23年（1890年）前後「鍼灸治会」「仙台盲人組合」など関東、東北を中心に多くの鍼按業者による組合組織の結成をみた。

このような時代背景のなかで、大阪でも当然組合結成の気運が澎湃^{ほうはい}として起り、明治39年（1906年）10月大阪府知事の認可を得て大阪府按摩マッサージ師連合会が設立され、大阪における唯一の三療師会として会員相互の連絡親睦、学術の研究、技術の練磨、人格^{とうや}の陶冶に努め、民間治療機関として広く世人に親しまれ、保健衛生に寄与するところが多かった。

このときの大阪府按摩マッサージ師連合会が現在の本会の前身であるといつてよい。

昭和初期の業界

昭和8年

当時大阪周辺で鍼灸按摩業を開業していた業者が同業組合を作り、組合活動の拠点としての会館設立を目指していた。当時の鍼灸按摩の業界人は殆どが盲人であったために、鍼灸按摩会と大阪盲人会は表裏一体の関係にあり、いわば鍼灸按摩業界と盲人会は全く同義語の関係にあったといえる。そのような背景のなかで、当時大阪盲人会の名義で、元鶴橋警察署跡の払下げを大阪府に申請することになった。然し当時の大阪盲人会は法人組織でなかったために盲人会に対する払下げは不可能であるとのことで、盲人会総会を開いて毎日新聞社事業団主事の中村三徳氏に協力を求め、中村三徳氏の個人名義で払下げを受けることに決定した。

昭和9年

昭和9年4月10日 大阪市生野区、元鶴橋警察署跡の払下げ許可を大阪府より受理した。払下げの代金5万円、諸設備費13万余円を、日本勧業銀行（現・みずほ銀行）その他から融資を受けて会館設立に着手した。また経費調達として5円の会債を発行して会員から募集し、1万余円を調達した。なお有志の寄付金として鴻池組、大林組その他から受け、昭和10年には宮内省より御下賜金、5千円を拝領した。

昭和13年

大阪盲人会館竣工 別名を青十字会館と命名した。

会館規模 土地面積 500坪8 建物 木造2階建 665坪48 場所 大阪市生野区鶴橋北之町2-131

大阪盲人会理事長に毎日新聞事業団主事 中村三徳氏就任

昭和14年

大阪盲人会館竣工記念物故会員大慰霊祭を挙行し、また負債返還のために建物の一部を貸室とした。即ちアパート35室、一部は貸店舗とし、また2階の講堂の使用料、アパート、貸店舗よりの収益で会務一切が運営可能となり、会員からは会費を徴集しなくても、会務運営が維持される仕組みがとられた。これにより、福祉としての盲人会活動と業界としての鍼灸按摩活動が本格化された。

昭和16年

大阪マッサージ連合会長木村文吉氏より金5万6千余円の寄付を受け、約2万円にのぼる会債を皆済した。

昭和19年

大東亜戦争（太平洋戦争）の敗色濃いなかで、大阪府の指示による大阪盲人会館が戦時徴用を受け、汽車会社の寮として軍に貸与した。また会員の協力で戦闘機（愛盲機）の献納、鍼灸按摩による軍隊の慰問、理療師として従軍する等、国策に奉仕した。

然し戦況が不利になるに従い多数の会員が疎開し、その連絡も途絶えがちとなり混乱を極めていった。

昭和20年

終戦（ポツダム宣言受諾）により大阪盲人会館は徴用解除となり会に返還された。終戦後の生活困窮者のために誓約書をとって貸室としたが、会務運営は甚だしく困難を来すようになってきた。また戦後の世相大混乱の状況下で、会館の周辺は国際マーケットの出現に、法人運営の拠点としての環境は甚だしく悪化していった。

昭和21年

大阪盲人会館設立の当初は鍼灸按摩業者イコール盲人であり、中村三徳氏はそのために技術の練磨や点字の講習と読書の普及等に努力されてきたが、時代の変遷に伴い鍼灸を含めた四業合一の革新同盟や、更に盲人鍼灸按摩マッサージ連合会の結成も行われる等、業界は正に四分五裂して混沌とした状態に陥っていった。

なおこの年から戦争中の召集により復員する会員、また戦時中の疎開先から帰阪し営業を再開する会員等が相次いだ。

更に外地からの引揚者で斯業に携っていた者に対しては「按摩術営業取締規則及び鍼灸術営業取締規則の特例に関する省令」が公布され、外地においてその地の法令で按摩、鍼灸、柔道整復の免許を取得した引揚者に対しては、試験を行わないで免許を与える救済特例が公布されるなどされ、大阪の業界は混乱のなかにも次第に活況を取り戻してきた。

終戦後の鍼灸あん摩マッサージ指圧師の業界

昭和20年8月15日 天皇陛下の玉音放送が流れ、長かった太平洋戦争に終止符が打たれ、そして戦後が始まった。

昭和22年 日本国憲法が施行されることになった。従来の営業取締規則は廃止、昭和22年12月20日に現行法のもとである「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」法律第217号という身分法が公布された。本法施行は昭和23年1月1日である。これにより明治44年(1911年)から36年間続いた徒弟制度による検定試験も視覚障害者救済の乙種あん摩の制度も、盲学校卒業者の無試験検定という恩典も消滅し、視覚障害者も健常者も平等になったのである。

つまり文部大臣認定の学校または厚生大臣認定の養成施設で所定の年限を修了し、都道府県知事の行う試験に合格したものに免許が与えられることになった(あん摩課程2年、鍼灸課程4年以上)。

法改正に伴い行政の主体が警察行政から厚生行政に移り、試験の実施が都道府県になった。昭和23年1月1日より営業法が施行されたために、以前の内務省令の規定に基づいた教育をうけていた人等の救済を目的に、特例試験の実施を昭和22年12月8日付医発237号で通知した。多くの従弟等がこの恩恵を受けて鍼灸マッサージ師になった。

また昭和22年4月に施行された第一回の参議院選挙の全国区で、鍼灸マッサージの職域代表として立候補した小林勝馬氏が見事当選した。

昭和25年9月に鍼灸マッサージ師の全国唯一の団体であった全日本鍼灸マッサージ師連盟(略称 全鍼連)より鍼灸専門を標榜する一部晴眼者のグループが脱退し、日本鍼灸師会を結成した。この分裂により現在の全鍼師会と日鍼会の二つの団体が誕生し、以後不毛の論争と相克が始まることとなった。

昭和30年7月には斯業にとって特筆に値する出来事があった。と言うのは「療術立法化阻止の闘い」である。

「営業法」(法律第217号)は昭和23年1月1日から施行されたが、法律の施行以前において定められた手続きを経て営業していた医業類似行為については、昭和30年12月31日まで従前の業務を続けることができるという転業のための経過規定があった。ところが医業類似行為の集団は、この転業のための規定を逆手にとって「療術師法」の制定を目指して一大運動を展開した。使われた資金は今のお金に計算して数億円の巨額だったという。

最終期限の昭和30年7月参議院厚生委員会で公聴会が開かれ、療術側代表として浪越徳次郎、盲学校代表として芹沢勝助、鍼灸マッサージ師の代表は関野光雄、医学会代表に東大物療内科の三沢敬義の各氏がそれぞれ論陣を張った。

その結果、療術師法制定なる野望は潰え、そのかわり昭和33年12月31日まで3年間延長すること、また指圧を「あん摩(マッサージ指圧)を含む」というように「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」の一部を改定すること、更に従前より営業していた者について特例として都道府県知事が主催する講習を経て「あん摩師」の試験を受けることとした。以上の療術師法阻止に全鍼連が展開した運動は熾烈を極め、7月26日から4日間にわたった。約220名による議事堂正面、自民党本部前、自治労会館前での断食闘争は業界史上に残る特筆すべきものであった。

「母法改正」(母法:法律第217号)というのは何時の時代においても業界の総力を結集させねばならないことを銘記すべきである。この断食闘争は我が全鍼連からも副会長であった豊中師会の木下文雄氏他が馳せ参じた。この医業類似行為、いわゆる療術は昭和39年12月31日まで再延長され、その後は全面的に禁止されるはずであったが、営業権を一代限りとする無期限となり、遂に療術が合法化され現在に至っている。

なお法律も指圧師が加えられて「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」という現在の法律名になった。

続いて昭和47年、50年、57年と改正され、63年になって関連7団体「(社)全日本鍼灸マッサージ師会、(社)日本鍼灸師会、(社)日本あん摩マッサージ指圧師会、(社)日本盲人会連合、(社)東洋療法学校協会、(社)全国病院理学療法協会、(社)全国盲学校理療科教員連盟」が意見の統一を図り、母法改正史上において画期的な現在の法律が誕生した。

母法に関係のある法律として昭和40年6月29日、理学療法士(PT)及び作業療法士(OT)法が新しく制定された。

法律で「理学療法」は次のように定義づけられている。「理学療法とは身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。」

同法制定までは、この分野は病院勤務のマッサージ師が担当していた業務である。また同法には最初「盲」は欠格条項と規定されていたので、全鍼連としては視覚障害者の職域確保のため、また病院勤務マッサージ師の地位確立のため猛運動を展開した結果、「盲」の欠格条項抹殺に成功したのである。

PTの制定により危機感を募らした全鍼連では、PTに対抗すべくパラメディカルとしてのマッサージ師の身分確立を目指して昭和43年2月19日、医療マッサージ師法制定実行委員会を設置し運動を展開したが、遂に日の目を見るに至らなかったことは誠に残念であった。

なお昭和45年4月14日、法律19号として柔道整復師法が制定された。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師業に関する部分を分離し、単独法として柔道整復師法が制定されたのである。

大鍼連療術師法反対闘争運動の歴史

1. 昭和29年2月20日 大阪府内に於いては大鍼連が中心となり、盲協、鍼灸連合師会、理教連の各団体が応援、大阪盲人会館で緊急代議員会を開催、断食闘争その他の反対運動を行うことを決議すると共に、資金として全業者より一人百円の拠出金を集めることを決定した。
議事
(1) 反対闘争委員会設置の件
役員その他10数名の委員選定
(2) 闘争資金募集の件
業者一名につき百円を集める
(3) 中山マサ代議士に真意を問うの件（平野生野師会長提案）
中山代議士の療術師法通過に協力する云々の真意を確かめ、闘争委員会で善処する
(4) 療術師法制定反対闘争委員選出
委員長 平野政吉
副委員長 寺川浅吉（盲協） 木下文雄
会 計 荒藤駒太郎 栄田三治（盲協）
委 員 和田清吉 山本清憲 永井逞三 宇田義晴 比留間正幸 角谷順三
堀内三郎 和田松次郎 寺阪政雄 加藤光二 野竹孝夫 早川甚吉 以上大鍼連
阪本栄吉 福田勇三 藤川英二郎 以上盲協
2. 昭和28年2月5日 生野師会では（会長 平野政吉）臨時総会を開催、大要次のような糾弾声明を行った。大阪盲人協会20周年記念式典に参加した、中山マサ厚生次官が「盲人の味方として協力を惜しまない」と誓ったにもかかわらず全国療術新聞には「療術師法通過のために全力を挙げて援助する云々」とあり、斯くの如き二股的な偽善者が同じ生野区に存在することは甚だ心外に堪えない。我々は大阪府内の盲人団体を代表し、決然立って女史を糾弾する。来るべき衆院改選の節は女史の政界進出に対し、反対運動を展開するという事を満場一致で決議した。
3. 昭和29年3月30日 昭和28年度定期代議員総会開催、その席上闘争委員長平野政吉氏から3月30日和田清吉氏と共に上京、衆参両議員を訪問陳情の経過報告、これを受けて協議の末、療術師法反対のポスターを作成し全業者の門戸に掲示する。
4. 昭和39年4月10日 盲人会館に一松改進黨参院議員の出席を請い、療術師法問題について質疑応答を行ったが、一松議員の意見大要は次の通りであった。
(1) 従来の療術師既得権者の存続を昭和30年末まで認めたことは、30年末をもって一切禁止することを前提としたものではない。
(2) 2百余種に及ぶ玉石混交の療術中、この8年間の研究と練磨の猶予を与え、その優秀なものはこれを認め、然らざる者は禁止するというのが狙いであった。
(3) 随って今後、^{したが}国家試験を実施し、その適否を定め、合格者にはその資格を認める療術師法を制定すべく目下関係官庁で草案を練っている筈である。
(4) 身体の不自由の人として誠に^{それぞれ}気の毒な立場であることは充分理解できるが、鍼灸を盲人の専業として定めてしまうことは他にも特殊な立場の人もあり、夫々専業を与えなければならないことになるので不可能である。
5. 昭和29年6月30日 盲人会館で理事会開催
(1) 役員異動の件
原口厚生部長 平野情報局長辞任の件は一応受理する。平野氏闘争委員長辞任の件は闘争委員会に譲る。
6. 昭和29年7月5日 闘争委員会開催
平野委員長の辞任を受理。後任に木下文雄氏を満場一致で決定。副委員長に和田清吉氏を補充。当面の運動として帰阪の衆参両議員を自宅に訪問して陳情する。

7. 「2万人から8万人に 奇怪 年々増える療術師 近く真相糾明」

新法制定当時2万人弱であった療術師が現在8万人に増加していることが長崎全鍼連会長の厚生省訪問で明らかとなり、業界に大きな衝動を与えた。

療術師については、昭和22年12月20日公布の法律第217号によって昭和23年3月19日までに届出た既得権者に限り、昭和30年12月31日までその既得権が認められ、その後にはける新たな療術師の増加は認められない訳であるが、現実にはその数は年々増加するという奇怪な事実につき、予てから大きな疑惑が持たれていたが、余りにも予想外の数字に、近くその真相について徹底的な糾明が行われようとしている。

8. 昭和30年6月3日 療術師法制定反対署名運動開始

(イ) 科学的根拠を持たず一定の学識技能をも修めぬ療術行為の存続には絶対反対する。

(ロ) 法律第217号を一言一句といえども改正する事に反対する。

(ハ) 法律第217号第19条を完全実行せよ。

右を証するために署名する。

昭和30年5月28日 療術師法反対闘争委員決定

会 長 武田武雄

副会長 佐野秋夫

委員長 木下文雄

副委員長 和田清吉 寺川浅吉

会 計 荒藤駒太郎

委 員 早川甚吉 永井逞三 梶間岩生 山本清憲 安川正信 野川孝夫

比留間正幸 角谷順三 大沢 正 岡田松之助 堀内三郎 福田勇三

大阪市立盲学校 大阪府立盲学校 大阪盲人協会 点字毎日 あげぼの新聞社

9. 7月19日20日の両日にわたり全鍼連長崎会長はじめ執行部多数が厚生省医務局斯業担当技官高橋正春氏との懇談に於いて、「療術業者は新法制定当時2万人弱の既得権業者の届出を確認しているが現在8万人である」との言明を受け、更に厚生省曾田医務局長より「確実な数字が8万人であるがどうかは不明だが、相当数増加していることは認める。これが問題である(苦笑)」との言明に一同啞然たらしめた。

10. 大鍼連闘争日誌

6/13 武田武雄、木下文雄、佐野秋夫、山本清憲の4氏は午後8時 大和号*で湊町駅発上京。

(※ かつて日本国有鉄道(現・JR)が東京駅-湊町駅(現・JR難波駅)間で運行していた特別急行列車)

6/14 全鍼連本部に於いて上京の4氏は滋賀 小沢、神戸 松本、全鍼連 小守氏等と対策協議。午後は国会に菅野和太郎、大倉三郎、大矢省三、野原 覚の各議員を訪問陳情。

6/15 上京中の4氏は 亀田得治、高崎達之助、小西寅松、左藤義詮の各議員を訪問。厚生省に曾田医務局長を訪問陳情したが、「厚生省は療術業者の新しい講習は認めていない。従って講習証明や証書があっても認めない。23年に届出た者のみが対象となる。昭和29年末の届出数は 12,916名となっている。大阪では 1,077名となっている。」の言明を得た。

6/16 上京4氏は午前中全鍼連に於いて協議、全国の状況報告。午後は厚生省医務課長と懇談、7時より厚生省某氏と懇談。

6/17 中山マサ、井上良二、村尾重雄、中原爽、浅香忠雄、松原の各議員秘書に面接。離京。

6/20 師会長会議を開催し上京中の状況報告。

6/21 近連理事会を京都関野会長宅で開催。

6/25 山本財務部長宅にて幹部会開催。

7/2 市立盲学校において各種団体懇談会を開催、政府案に対する対策を協議。大阪案を決定。

7/3 京都関野会長宅にて近連理事会開催、法案に対する対策協議。

7/4 和田、大沢両氏は全鍼連に近連案を伝えるため上京。

7/5 厚生省主催の公聴会傍聴のため両氏出席。

7/6 本部にて師会長会議開催、大鍼連の運動方針を確認すると共に、本部より会費納入方を督促。一師会千円の資金借入れ

を決定した。

- 7/7 参議院議員会館訪問、井上良二議員と懇談、次いで左藤義詮議員と面談、同議員の紹介で参議院自由党控室を訪問し、榊原、小林、谷口、大野木の各議員とそれぞれ面談する。
- 7/13 武田会長、佐野副会長、山本事務局長の3名上京。参議院議員村尾重雄氏と会合の後、厚生省曾田医務局長と面談。
- 7/15 上京中の3名は厚生省熊崎課長を訪問、武田会長より改正法案反対の説明を行う。
- 7/17 木下文雄、永井逞三、早川甚吉、福田勇三、和田清吉、随行者（自費負担）岡田三次郎、金澤政雄、加藤幸（武田会長は東京滞在）
車中大阪代表の意思確認、即ち政府原案の支持でなく「指圧」の字句の削除と3年間の期間延長には反対する。
- 7/18 東京盲学校講堂にて全国代議員総会開催、政府原案に対して賛否採決、大阪京都は修正案を進言したが政府原案に賛成多数で決定。
- 7/19 全国盲学校会、理教連、全鍼連の3者合同による政府原案の支持可決の陳情書を衆参両院の社労委員会に提出。
- 7/24 木下文雄、鎌田勝太郎、盲協中嶋の3氏上京、在京組と合流参加。参議院社労委員会、榊原案の一部修正案が提示され、業界代表全員が協議、政府原案に3項目の附帯条件を附して全員賛成し、衆議院送附となった。
- 7/26 衆議院社労委員会で政府原案が否決となった。そして次は議員立法になるやもしれぬ事態に急変し、全国の代表者全員は落胆と驚きの極に陥ったのである。この思いもよらぬ事態の急変に対処すべく全鍼連から大鍼連に対して大至急応援を頼むとの報が入った。

「世紀の断食闘争に突入」

この思いもがけぬ事態を打破し政府原案を通過さすべく夜10時頃より最後の戦いでもある断食闘争に突入した。

全国の代表28名よりなる断食闘争に我が木下委員長も参加し意気盛んなるところを見せた。

- 7/27 総勢11名よりなる第9次上京団を編成し早朝出発。
- 7/28 午前6時30分全国闘争本部に到着、直ちに衆院議員会館に行き小西寅松議員秘書と面談の後2班に分れ、一班は断食闘争現場、他の一班は院内活動を開始した。
- 7/29 午前7時より中央闘争委員長柴田氏の指導で行動開始。午後1時30分より衆院社労委員会の傍聴に大阪勢全員参加。当日は衆院社労委員会中、療術問題小委員会開催、受田新吉議員（受田議員は一切の療術が永久に存続できるよう修正を迫った）が3時間にもわたって政府原案に対して執拗な反対質問を行ったが、それにもかかわらずやや事態は好転し政府原案に付帯決議付（参院同様）が可決されるにみえたが、採決にはいたらず翌日に持ち越された。
- 7/30 **闘争の甲斐あって遂に政府原案どおり可決**
前日に引続いて院内外で実力闘争が行われた。その数は約千名程であった。衆院社労委員会では当日も受田新吉議員が前日にも増して粘りを見せ、政府原案に対し徹底抗戦をみせ、またもや3時間にも及ぶ論戦を展開したが、午後2時頃に至ってようやくその鋒を納め、政府原案に付帯付（参院同様）で可決された後ただちに本会議に上程午後3時30分、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」の一部修正案は政府原案どおり可決された。
ここに歴史的な業界の闘争も目度く終結を迎えた。4日間に及んだ断食闘争も午後3時30分頃解除し、闘争委員一同本部に引揚げ31日に帰阪した。



昭和30年7月
療術師法反対闘争の際に用いた腕章

11. 闘争委員会収支決算報告書

収入	290,164円	(1名につき100円カンパ)	
支出	343,561円		
差引不足額	53,397円		
(備考)			
収入見込	頼母子講 ^{たのもしごう} *	21,000円	(※頼母子講とは、金銭の融通を目的とする相互扶助組織)
近連より		5,000円	
その他			
右報告します			

昭和30年10月10日

会 長 武田武雄 闘争委員長 木下文雄 会 計 荒藤駒太郎

本闘争委員会は本報告をもって一応解散致します。各位の絶大なるご支援ご協力の程を表心より感謝します。赤字補填は連合会財務に依って充当する事にします。

12. 「療術問題勝利の内に解決す 大鍼連会員の皆様へ」

昭和23年以来闘争し続けた療術師問題は、本年7月30日午後3時50分で衆参両院での改正案通過に依り勝利の内終止符が打たれました。

其の内容は

(イ) 療術として単独には認めない。按摩師として試験を受けさせ免許を携える

(ロ) 其の受験資格は昭和23年2月以前3ヶ月以上業を行って届出た者で、其の数全国で12,906名(内 大阪府での届出療術者数は1,077名 7月18日厚生省発表)

(ハ) 之等の者に対し昭和31年1月1日より昭和33年12月31日迄の間において特例で試験を行う(按摩師)

以上の様に一応我々の業権を守る事が出来たのも、会員皆様の厚き御協力と連合会に対する御支持の賜として厚く厚く御礼申し上げます。尚本療術問題は法的には一応けりが着いたが、実施面ではこれから3年間十二分に注意し、関係当局と連絡して行かなければ真の結果が報られないので、以上の理由から今後一層の御協力と御支援の程御願い申し上げます。

大阪府鍼灸按摩師連合会 闘争委員一同

解説 ※40周年記念誌編集当時の中川几一郎先生による解説

「療術師法制定反対運動とは」

《はじめに》

今はもう既に遠くに過ぎ去り業界の人びとの口にさえ殆んど上げることさえなくなりかけたこの療術師法制定反対運動は、昭和29年、30年の2年間にわたる文字どおり斯業存続の命をかけた激烈な闘いの記録である。

あの日から42年後の今日、もう風化しかけ当時の熱い情熱と危機感を語り継ぐ往時の人も残り少なくなった現在であるが、本会では幸いにも和田清吉先生、佐野秋夫先生、比留間正幸先生、金澤政雄先生の各氏がご健在であり、この度の記念誌作成においても各先生より当時の状況をお聞きすることができ、この反対闘争運動の歴史を詳細に書くことができたのである。

記念誌は遠い昔を今に語り継ぎ、そして未来に遺すと同時に、今に生きる我々がその貴重な歴史の頁から多くのものを学び取るものである。

あの運動の日から40数年を経た今日でもなお、カイロ、整体、無資格営業問題が斯業の業権擁護という問題に対して大きな脅威となっていることは周知の事実である。

これらの対策に関係7団体は英知を結集して年来の懸案解決に邁進している今日、この反対運動の成果の歴史は数多くの示唆と教訓に満ちており、その意味においては風化するどころか今なお光り輝やっていると云えよう。

○参考

1. 〈医業類似行為の規制とは 昭和30年5月2日京都新聞夕刊より〉

厚生省は再開国会に社会保障推進のため18件の法案提出を準備しているがこのうち特に国民の日常生活に関係のある水道法案、医業類似行為者の規制に関する2法案が注目される(中略)

医業類似行為規制法案は、指圧、電気療法等医業類似行為は明年1月1日以降、法的に業務を禁止される事になっているので、この措置をどうするかというものである。

2法案とも国民的関心が強く厚生省当局はこの取扱に慎重を期し対策を進めているが、いずれも5月末国会へ提出の運びである。

医業類似行為規制法案とは昭和22年成立の、あん摩はりきゆう柔道整復師に関する法律の付則19条により指圧、電気療法等医業類似行為者は31年1月1日以降業務を行うことは禁止されている。

医業類似行為者は1万4千名のほり、このうち指圧関係者約7割、電気関係者3割となっている。このままでいけば31年1月以降これら業者の生活権を奪うものだと、業者は必死に存続を主張している。

これに対し医者、あん摩師等は法的に医業類似行為者の存続を認めることに反対の立場をとっており、厚生省当局としては国民

の保健衛生の面からどう裁くか苦慮している訳だが、ただ規制について既存業者だけに限るが、新規のものも認めるか、また身分法的なものとしてその資格制限をどうするかなどについてはまだ結論を得ていない。

第2の医薬分業法案として成行きが注視されており、場合によっては議員立法も考慮されるのではないかと厚生省当局の一部はみている。

2. 〈療術師とは〉

巷間、療術師または治療師とは、医師、歯科医師、薬剤師、はり師、きゅう師、あん摩師、柔道整復師の如く国が法律をもって身分法を制定し法律に規定した資格と条件を具備する者以外の者であって

- (イ) おし、もみ、なで、さすり、たたき、おさえる等手指、掌等を使用し疾病の治療または予防を行う。あん摩術またはマッサージ術（法規に於いては同一）の術技の一部または全部を行い、これを業とする者
- (ロ) 尖端鋭利なる器具または機械を用いて皮膚を刺激して疾病の治療または予防を行う、はり術類似の術技を業とする者
- (ハ) その他電気による刺激、光線照射を行い、または宗教的靈感暗示を応用して疾病の治療または予防を行う者等々業者の自称为療術師または治療師である。

イに属するものに指圧療法、血液循環療法、手掌療法、カイロプラクティック、オステオパシー、整体療法、その他

ロに属するものに藤井式療法その他、〇〇式温灸療法その他、電気療法、光線療法、磁気療法、ラジウム療法等々、その他、心霊術、靈感術等宗教行事類似の業種10種に及ぶ。

以上の業者は統べて昭和22年12月以前に於いて「今日より何々療法の営業を開始致します。此段お届けまで」の届出一本を提出し営業を現在も続けている。

3. 〈療術師側の声明文〉

1. 療術業を抹殺する政府案に絶対反対する
1. 療術業者の既得権を無視せる法案は憲法違反である
1. 療術業者の身分を確立する療術法を要求する

全国療術組合

〈おわりに〉

昭和22年12月20日公布の法律第217号第19条とは、この法律公布の際、「引続き3ヶ月以上第1条にかかげる者をのぞく他、医療類似行為を業としていた者であって、この法律施行日から3ヶ月以内に省令の定める事項につき、都道府県知事に届け出た者は第12条の規定にかかわらず、尚、昭和30年12月31日までは当該医療類似行為を業とすることができる」と明文化されており、所謂療術業者は昭和30年末で全く営業の法的根拠を失って廃業せざるを得ない運命であったのである。

然るに療術師側はその延命を図って療術師の単独立法を図り、豊富な資金力にものをいわせて関係各方面に法制化の運動を展開したのである。

当然のこととして我が斯業団体は法律第217号の絶対厳守と療術行為の撲滅を目的とした業権擁護のための運動がこの記録である。

この困難な戦いは不満足ではあったが、業界が厚生省と折衝を重ね当時の情勢として最大限、斯業に有利な条件となった政府原案を成立させるために、最後は国会前で28名の断食闘争まで敢行して勝ち取った貴重な記録である。

裏を返せばそれ程療術側の政治運動が巧妙且つ強力なものであり、多くの国会議員の支持を得ていたということである。

思い起せば40数年前の歳月を経た平成の今日においても、斯業と療術側との対立関係は旧態依然として残っているのが現実であり、その意味においてもこの闘争の歴史は業界の前途に大きな教訓と示唆を与えていることを再度力説しておきたい。

日本保険鍼灸マッサージ師連盟（略称 日保連）の誕生と崩壊 そして全鍼連の法人化

国民皆保険を医療制度の根幹としている以上、鍼灸マッサージ施術をこの枠組に参入させたいのは我々の悲願である。

この悲願達成のために全鍼連と日鍼会が共同で日保連を結成したが、両会の確執が災いして遂に瓦解することとなった。業界百年の計を樹てるには何事によらず、両会を始め業界全体が一致団結せねば何ひとつとして成就することが出来ないということに銘じるとともに、^{ぜんしんしゃくごつ}前車覆轍の教訓として本文を草した。

昭和49年4月 日本医師会より選出された故丸茂重貞参議院議員が保険取扱の方策として「同意事務の簡素化、医療との併用給付、知事との団体契約」の三項目を指示された。

これを受けて全鍼連と日鍼会は5月18日、全鍼連、日鍼会連絡協議会が開かれ次のような「日本保険鍼灸マッサージ師連盟」（略称 日保連）構想が立てられた。

- 1) 両師会共通の保険問題については、日保会発足当時（昭和33年）の原点にもどり全国的に窓口一本化を図る。
- 2) 全鍼連、日鍼会とともに組織を崩すことなく、両師会所属のまま保険取扱希望者を集め、両師会傘下に日保連をつくる。
- 3) 両師会は母会として日保連の育成に全力を尽くす。
- 4) 本年中に全国保険取扱希望者の名簿を整備する。
- 5) 日保会に格別の協力を要請する。

以上の趣旨のもとに8月23日に日保会が発展的に解散、12月7日に日保連設立総会が開催された。

（47都道府県65組織の9,303名が参加）

日保連はその後、昭和51年になって日本盲人会連合（略称 日盲連）が参加したので、全鍼連、日鍼会、日盲連の3団体が構成団体となった。

昭和52年1月 厚生省から1業種1法人の団体であれば保険協定の用意があることが明らかにされたので、2月16日、国会内で丸茂議員、三浦保険局医療課長、全鍼連、日鍼会両会長による四者会談が開かれ、協定の成立を図るため業界の再編成を目指して組織強化委員会を発足させ、次の合同試案が生まれた。

指導方針

- 1) はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の単一の団体を結成する。
- 2) 上記団体内に社団法人の鍼灸師会とあん摩マッサージ指圧師会をつくる。
- 3) 前2項に定めた組織形態は、中央と各都道府県までとし、それより下部の組織は任意とする。

昭和52年5月 8、9日の全鍼連総会で、この指導方針は伝統と長い実績を有する会を分断するものであるとして否定されてしまった。即ち業界内で鍼灸専門団体とあん摩マッサージ指圧専門団体の二つに再編成しようと提案したため、執行部不信任の聲が盛り上がり、ついに執行部は総退陣するという、全鍼連始まって以来の大事件を招くに至った。

代って発足した岩根新執行部は社団法人の早期設立、業界二本立て編成の阻止を旗じるしに運動を展開した。

日鍼会は当初「1業種1法人」は絶対的なものであるとして全鍼連の法人化に対し露骨に反対していたのであるが、昭和52年5月14日、新任の挨拶を兼ねて厚生省医事課を訪ね、古賀課長と面談、その席上で「1業種1法人」は一つの行政目標であって「絶対ではない」との趣旨の発言があり、全鍼連に理解を示された。だがそれも束の間、7月29日に古賀課長を訪ねると前言を完全に翻がえして「1業種1法人」の原則はきわめて厳しく、全鍼連の法人設立がなぜ必要なのか納得できる資料を提出するようにとの厳しい指示を受けた。わずか2ヶ月の間でこの豹変である。

古賀課長の後任に着任された内藤課長は「日鍼会の同意を取り付けることが先決」と言われ、また7月29日に日盲連から出された「視覚障害者だけの三療団体をつくる用意がある」という声明等、日鍼会、日盲連の徹底的反対運動に遭い申請書の提出すらできなかったのである。

昭和53年6月21日 厚生大臣に小沢辰男先生が就任されたのを機に法人設立許可申請書を提出したが、日鍼会、日盲連の熾烈を極めた反対運動で、一旦受理された申請書がまたもや却下された。提出の際にお世話になった橋本登美三郎先生（佐藤内閣）に再提出をお願いしたが、今度はなぜか断わられてしまった。

昭和54年5月 関野光雄執行部が誕生した。関野執行部は法人化問題と会館建設をスローガンに、反対や抵抗がエスカレートする中で虚々実々の戦術を展開した。

昭和54年11月 厚生大臣に就任された野呂恭一先生に選挙区の三重県鍼灸マッサージ師会と連携し、陳情を反復した結果ご理解を得られ大臣は、斎藤医事課長に「もっと頻繁に話し合いを持ち膠着状態の解消に努力するように」と指示された。また4月に返却されたままの申請書を鯨岡兵輔先生（東京都10区選出）を通じて野呂厚生大臣に直接提出していただいたのである。

昭和55年1月25日 厚生省医事課長の招集で第1回の全鍼連、日鍼会、日盲連の代表者会議が行われた。席上斎藤医事課長は「1業種1法人はあくまでも原則である。過去のいきさつだけでなく、将来に向けて問題をどう解決すべきかの意見が聞きたい、本日の会合は厚生大臣の意向もあって開かれた」と注目すべき発言をされた。この3団体の会合は7月11日までに4回開催された。7月9日の会合では、野呂厚生大臣はじめ田中医務局長、山本医務局次長、斎藤医事課長ほか関係者がそろって出席し、長年の悲願であった合意が遂に得られることになったのである。

合 意 書

全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟、日本鍼灸師会および日本盲人会連合は、下記事項について合意に達した。

1. 全日本鍼灸按摩マッサージ師会を母体として、全国鍼灸マッサージ業務に従事する者を総合する団体を作り、法人とする。
2. 日本鍼灸師会を母体として、全国の鍼灸業務に従事する者の専門団体を作り、法人とする。
3. 今後、全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟、日本盲人会連合および日本鍼灸師会の3団体が協力して、全国のマッサージ業務に従事する者の専門団体を新たに設立し、法人とする。
4. 全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟と日本鍼灸師会は、役員の相互乗り入れを行うほか、日本盲人会連合からも役員の参加を求める。具体的な実施方法については関係各団体が協議し、厚生省が調整する。
5. 今後中央の組織に連なる形で、各都道府県においては上記に準じて再編成する。
6. この再編成にあたっては、各団体の中に視覚障害者のための特別な組織を設けることなど、視覚障害者に対し十分な配慮を行う。
7. 1. 2. および 4. については、各団体の部内手続きなど必要な準備を急ぎ、3カ月以内にその実現を図るものとする。

昭和55年7月11日

全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟

会長 関野光雄 副会長 坂本文明 同副会長 伊藤武男

社団法人 日本鍼灸師会

会長 木下晴都 同理事 黒須幸男 同理事 井垣博夫

日本盲人会連合

会長 村谷昌弘 同理事 志村一男 同経済職業委員長 三好信寿

厚生省医務局医事課長 斎藤治美

合意事項の付属文書

合意事項は各団体が誠意をもって履行する合意事項4. 役員の相互乗り入れについては、両団体とも理事3名とする。また日本盲人会連合からも同じ数の役員の参加を求める。

なお保険取扱の問題については、再編成後も各団体間で競合が起らないよう、今後引き続き3団体（全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟、日本鍼灸師会および日本盲人会連合）が協調して協議していくものとし、厚生省もこれを受けて、この問題に誠意をもって対処する。

以上のように役員の相互乗り入れ、業界を鍼灸マッサージ総合団体、鍼灸とマッサージの専門2団体の3つの団体に編成することで合意書に調印し、3カ月以内に内部手続きを完了して全鍼連の法人設立を申し合わせたのである。全鍼連の関係者が欣喜雀躍したのは当然のことであった。

ところがである。頼みの野呂先生が7月11日付で大臣の椅子を斎藤邦吉先生に譲られたのである。危機を感じた全鍼連は9月23日、都市センターホテルで、翌24日は全鍼連会館で臨時総会を開き緊急事態への対応に万全を期した。しかし10月1日招集された第5回全鍼連、日鍼会、日盲連3団体代表者会議の席上、反対側は異口同音に「全鍼連は合意事項を守っていない」「誠意が認められない」と攻撃を浴びせてきた。その結果、予想された10月11日の法人設立許可は無期延期となって全鍼連はまたもや失望のどん底に落とされてしまった。

ところがまたもや幸か不幸か、斎藤厚生大臣は就任後2カ月と2日で辞任され、園田直先生が厚生大臣に就任された。そこで園田厚生大臣の選挙区である熊本県鍼灸マッサージ師会の尾田保会長に上京を求め、申請済みの法人設立を一日も速やかに許可されるよう陳情した。

昭和56年1月21日 斎藤医事課長から大臣の決裁が下りたとの連絡があり、翌22日午前10時から厚生省医務局次長室で斎藤医事課長、日鍼会木下会長、日盲連村谷会長らの立会いのもとで、山本医務局次長から関野全鍼連会長の手に法人設立許可書が渡された。

筆舌に尽し難い日鍼会と日盲連の反対運動を克服して長年の悲願を達成することができた。関野会長を始め当時の執行部とそれに関係された方々の胸中は察するに余りあるものがあるといわねばならない。

法人許可があった日を記念して、従来は各都道府県師会単位の全鍼連（全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟）を各都道府県師会に所属する会員一人ひとりを組織の構成単位とする全鍼師会（全日本鍼灸按摩マッサージ師会）に改組改名することとなった。

34年間の長きに及んだ全鍼連はここで全鍼師会として脱皮し、発展成長の第一歩を踏み出したのである。

昭和58年11月24日 日盲連を母体とする日本マッサージ師会が法人化され、全国都道府県師会でも続々と3団体系列の法人団体が誕生した。

さて問題の日保連であるが、法人格を取得すれば知事との協定ができるものと確信していた日保連の会員は、健保取扱い指導どころか申請に不可欠な様式すら示さず、会費のみ徴収の日保連に対して「日保連は金集めの会」という不名誉な声が挙がり、ついに昭和58年5月29日、通常総会の席上、熊本県の代表から「現在の日保連は構成母体の利害によって翻弄されているので、解散して直ちに構成母体の色のつかない新組織を確立する準備に着手せよ」との緊急動議が提出され、これは議長預かりとなったが、翌59年6月10日、第9回通常総会で各団体間の確執が最後まで解消できず、遂に日保連の限界を認めて解散の止むなきに至り発足から9年目にして日保連は姿を消したのである。

昭和59年12月12日 解散した日保連に代わって「健保推進団体協議会（構成団体（社）全鍼師会、（社）日鍼会、（社）日マ会、（福）日盲連の4団体）」が新設され現在に至っている。

〇おわりに

本章、日本保険鍼灸マッサージ師連盟の誕生と崩壊、そして全鍼連の法人化を書くにあたっては、かなりの逡巡^{しゆんしゆん}があったのは事実である。と言うのは、もう既に過ぎ去った過去の古傷に触れることに対する躊躇である。然し、敢えて本章を設けるに至った真意は冒頭に書いた如く、誤りを再び犯すことのないように前車覆轍^{ぜんしゃふくたく}の思いにかられたからにほかならない。将来に向かって業友同士はお互いに相互理解と、信頼の上に成り立った一致団結がなければ、悲願への道は常に遠きにあることを銘記すべきであろう。

幸にして現在は藤井成幸（社）全鍼師会長と、井口達也（社）日鍼会長との間で諸般にわたる目的達成への協調体制が整えられつつあり誠によるこばしい限りである。

願わくば斯業^{がんごうしほい}を愛する業友が眼光紙背に徹して本章を通覧し、はり・きゅう・マッサージが医療の中で確固とした地位を確保し得るよう一致団結して切磋琢磨されるよう衷心より念じて止まない次第である。

今、蘇るあの日あの時

第1回 大阪府内の鍼灸マッサージ業団設立

年代	西暦	大阪府鍼灸マッサージ師会のあゆみ
昭和22年	1947	
4月12日		大阪府鍼灸マッサージ連合師会設立 会長 武田武雄氏 副会長 南直次郎氏 就任 第1回参議院選挙全国区の鍼灸マッサージ職域代表として出馬した小林勝馬氏が当選した(3年議員)
6月20日		日本鍼灸マッサージ師会連盟結成(略称 全鍼連) 会長 小守良勝氏就任 これにより全国業者の統一団体が完成した(大阪師会 会長植松兼市氏、副会長吉田一夫氏)
9月22日		GHQ(占領軍総司令部)より鍼灸治療に対する禁止要望が提示され業界は騒然となる。
12月3日		業界の必死の猛運動で鍼灸の存続確保された(別冊「鍼灸按存続運動記録書」に詳述)。 大阪でも上記のような激動する業界の対応に南直次郎先生、武田武雄先生はじめ幹部の方々が昼夜を分たす東西に奔走された。なおこの鍼灸存続運動の推進に関して全国1業者100円の資金カンパ等も行い、業界始まって以来の死活を賭けた一大運動を展開した成果でもあった。
12月20日		法律217号 「あん摩、はり、きゅう及び柔道整復等営業法」公布
昭和24年	1949	
1月26日		大阪府鍼灸マッサージ連合師会会長に武田武雄氏就任(然しこの当時の団体はまだ大阪府内それぞれの地域師会の独立性が強く、まだ完全に統一されたものではなかった)
第2回大阪府内の鍼灸マッサージ業団設立		
昭和27年	1952	
11月10日		昭和24年に大阪府鍼灸マッサージ連合師会として一応の結成をみた団体も、その後は徐々に統一が崩壊し、府内各地域師会が群雄割拠する分裂状態となってしまった。これを危惧した武田武雄、林實、南直次郎、上野弥三郎、佐野秋夫、和田清吉の各氏らが中心となって府内全域の大同団結を図って奔走した結果、再び強力な府内全域の鍼灸マッサージの三療総合、晴盲一体を基本理念とした新生の大阪府鍼灸マッサージ連合師会が誕生したのである。
		第1回 設立総会 於 大阪盲人会館(青十字会館) 出席師会30師会 出席者140名 議長団 船木一雄 木下文雄 佐野秋夫 光岡鉄夫 主たる議案 1. 定款制定 2. 会費月額1名10円とする 3. 第1期役員を選出と任期 4. 顧問、相談役制定は新役員に一任する いずれも承認された。 顧問 中村三徳 大阪盲人会理事長 大野加久二 点字毎日新聞社囃託 西出末二 府立盲学校校長 室井庄四郎 市立盲学校校長 相談役 木村文吉 武田武雄 堀内三郎 波田三之助 南直次郎 植松兼市 岡田寿美数 吉田一夫 船木一雄 大原一晃 山本清憲 山森庄三郎 平野政吉 岩田音吉 寺川浅吉 会長 石橋卯吉 大阪府衛生部長 副会長 山下徳太郎 福田良三 佐野秋夫 監事 木村文吉 吉田一夫 以下省略
大阪府鍼灸按マッサージ師連合会時代(略称大鍼連)		
昭和28年	1953	
3月30日		第2回 定期総会 於 大阪盲人会館 当日の出席者は本部役員、各師会長並びに会員10名毎に1名の割合をもって各師会より選出された代議員等98名を以って開催

	<p>出席師会27師会 出席者86名</p> <p>主たる議案</p> <p>1. 第2期役員選挙 2. 昨年11月10日より今日までの経過報告</p> <p>顧問 中村三徳 大阪盲人会理事長 岩橋岩雄 大阪盲人協会顧問 大野加久二 点字毎日新聞囑託 石橋卯吉 大阪府衛生部長 行岡忠雄 行岡病院院長 西出末二 府立盲学校校長 室井庄四郎 市立盲学校校長</p> <p>監事 吉田一夫 岡田寿美数</p> <p>会長 武田武雄</p> <p>副会長 佐野秋夫 山下徳太郎 木下文雄</p>
4月15日	<p>盲人会館で第1回役員会開催</p> <p>武田会長、山下、佐野両副会長以下各理事、師会長等約30名出席</p> <p>本年度予算額291,000円を決定後、役務分担に就き次のように人選を行った。</p> <p>顧問 中村盲人会長 大野点字毎日顧問 岩橋ライトハウス館長 石橋府衛生部長 西出府盲校長 室井市盲校長 行岡鍼灸学校長</p> <p>相談役 木村文吉 植松兼市</p> <p>監事 岡田寿美数 吉田一夫</p> <p>事務局長 山本清憲 同次長 和田清吉 光岡鉄夫</p> <p>情報局長 平野政吉 同次長 福岡章</p> <p>業務部長 藤川英二郎 同次長 比留間正幸</p> <p>学術部長 中島俊一 同次長 池田正三</p> <p>厚生部長 渡辺一郎 同次長 重盛恭満</p> <p>組織部長 坪倉次雄</p> <p>財務委員長 山本寅吉 同次長 荒藤駒太郎</p> <p>法規対策委員長 永井逞三 同次長 角谷順三</p> <p>尚その席上、今回の参院選に於て南直次郎名で発送された小林勝間氏の推薦状に関して激しい応酬が行われた。</p> <p>昭和28年度収支決算</p> <p>収入 169,143円 支出 143,169円</p> <p>内訳 会費 20円 繰越金 1,090円 蹴起^{けつき}大会盲人協力金 10,000円</p> <p>情報部引継ぎ金 433円 別途繰越金 1,000円</p>
4月30日	大阪盲人協会定期総会がライトハウスで開催された。
5月20日	会費20円の値上げ決定
11月30日	本会の統一1周年記念大会開催 於 大阪盲人会館
昭和29年 1954	
2月20日	<p>緊急代議員会 盲人会館に於いて療術師法制定反対運動推進のため開催</p> <p>全鍼連(全国鍼灸按摩マッサージ師連合会)本部は名古屋市内に在ったがこの中心勢力は関西(近連)であり、またその内でも大阪(大鍼連)がポイントを握っていた関係で大鍼連は常に運動の中心を果たしていた。</p>
3月30日	<p>第3回 定期代議員総会開催 於 大阪盲人会館</p> <p>療術師法対策と役員改選が行われた。</p> <p>会長 武田武雄(再)</p> <p>副会長 佐野秋夫(再) 和田清吉(新) 木下文雄(再)</p> <p>顧問 大野加久二(点毎) 中村三徳(盲人会長) 石橋府衛生部長 室井市盲校長 西出府盲校長 行岡病院院長</p> <p>相談役 植松兼市 山下徳太郎 南利三 吉田一夫 上野弥三郎</p> <p>事務局長 山本清憲 同次長 角谷順三</p> <p>情報局長 平野政吉 同次長 池内雅三</p> <p>財務部長 山本寅吉 同次長 荒藤駒太郎</p> <p>法規対策部長 大沢正 同次長 光岡鉄夫</p> <p>業政部長 永井逞三 同次長 比留間正幸</p>

	<p>学術部長 野竹孝夫 同次長 早川甚吉 組織部長 福田良三 同次長 渡辺一郎 厚生部長 原口吉男 同次長 重藤恭満</p> <p>療術師法反対闘争委員会設置の件 委員長 平野政吉 (6月より木下文雄委員長となる) 副委員長 木下文雄 寺川浅吉 和田清吉 会計 荒藤駒太郎 栄田三治 委員 比留間正幸 他16名</p> <p>療術師法反対闘争運動資金の件 1名につき100円の抛金</p>
4月5日・6日	<p>あん摩師 はり師 きゅう師試験、受験手数料500円 会場 大阪市安土町3-22 大阪市立盲学校</p>
4月25日	療術師法反対の署名運動開始
5月20日	<p>名古屋市愛知労働会館で全鍼連定期総会開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 兵庫県に於ける健保不支給に対する闘争援助の件 各府県に対し資金カンパを行い、兵庫県連を援助する。 2. 療術師法問題に対する最終態度決定の件 あくまで30年末を以って療術師を抹殺するの決意で闘う。若し不成功に終るような場合は緊急代議員会を開き態度を決定する。
6月20日	全鍼連特別会員募集 1名につき1ヶ月会費50円で募集開始
7月30日	<p>盲人会館で夏期講習会開講式、9月30日修了式挙行 開講日数は7回とし毎10日、20日、30日の午後1時から 講師は市立医科大学教授 島五郎博士、府盲 八木与志男教諭、市盲 梶永次郎教諭 講習課目 解剖 病理診断学 マッサージ実技</p>
昭和30年	1955
	<p>武田会長年頭の挨拶</p> <p>昨年暮、治療室の設備金融資を府当局に申し出て何度となく折衝の処「何分限られた少額の予算内で多数の申し出に応ずることは無理だと思いますがなるべく御要望に出来るべく努力する」との事で相当数の融資が願われると期待しておりましたが皆様に御満足のいく結果を見なかつたことは誠に遺憾に存じます。</p> <p>これが万全を期するために府知事、府会その他関係当局に特別予算を組んで融資を願うべく陳情書を提出しております。</p>
3月10日	<p>【あけぼの新聞の記事より】</p> <p>世の中の不況と共に鍼按業者の収入も激減しその生活も次第に押詰まってきた。盲人業者で生活保護法の適用を受けねばならぬ状態の者が3割にも達しているといわれている。その原因はデフレの深刻化によるものだろうか。鍼按業者の商売仇きは無免許業者であろうか。最大の敵は療術業者であることに気付かねばならない。全鍼連の報ずるところによると、昭和23年に療術業者として認められた者は約2万人であるが昨年の数はその4倍の8万人に達したといわれている。今鍼按業者の死活の問題として療術行為の絶滅が強く叫ばれている。</p>
4月30日	<p>盲人会館で定例師会長会議開催 療術師問題を中心に審議された。</p> <p>全鍼連のその後の調査によると法第217号に基づく療術既得権者は全国で約1万4千人。無届業者も含めて約4万人と推定される。厚生省の意向は1万4千人の既得権者については将来もその存続を図るべく何等かの便法を講じたい模様であるが、国会提案後における情勢は予測し難いものがある。</p> <p>療術師は多額の運動資金を以って金に物を言わせて猛運動を行っているが、我々業界は単に団結の力に俟つ外はない。今後も益々結束を固め世論を喚起してこれが阻止に邁進したい。全鍼連総会は5月10日に開かれる模様であり、状況によっては療術師法反対の為の国会座り込みも覚悟せねばならない。大阪としてもこれに対する我々の意気を示し会員の認識を高める為、決起大会開催の要が考えられる。5月10日午前中総会を午後より決起大会を盲人会館で開くことに決定。</p>
5月10日	<p>盲人会館に於いて第4回定期代議員総会を午前中に開催、午後より決起大会を開催</p> <p>武田会長から療術師問題の経過や状況説明を行った後、来賓多数から激励の辞を受け決死闘争の意見発表あ</p>

	<p>り、木下闘争委員長から闘争方針の説明発表の後、宣言決議を行って意気昂揚し一致団結の下に不退転の決意を固めた。</p> <p>昭和29年度決算報告</p> <p>収入 223,124円 内訳 昭和29年度繰越金 12,374円 会費 850名分予定 204,000円</p> <p>支出 97,750円</p> <p>残額 13,174円</p> <p>昭和30年度予算案</p> <p>収入 216,374円 支出 216,374円</p> <p>闘争資金収支決算書</p> <p>収入 122,120円 内訳 各師会長及び盲協関係 市立盲学校よりの募金</p> <p>支出 32,565円</p> <p>差引 70,555円</p>
6月3日	<p>療術師法制定反対署名運動を展開</p> <p>府市盲学校、鍼灸会、点字毎日等の各種団体懇談会を開き、近連理事会の決定に基く反対署名簿を作成し、1万6千名に達する署名を集めることを決定し署名運動を開始。その集計は6月10日武田会長以下、木下文雄、佐野秋夫、山本清憲の各氏が携行上京した。</p>
昭和31年	1956
	<p>武田会長年頭の挨拶</p> <p>前文略、回顧すれば過ぐる一年は非常に多難な年であり、業界の運命を決すべき重大な年であった。</p> <p>あの医業類似行為者が、療術師法の立法を目指しての永年にわたる強力な存続運動も空しく、去る7月30日、即ち第22回国会終了の日、法律第217号一部改正案が議決された。それによって彼等の野望を粉砕したばかりか、指圧法までも我が手中に収めたのである。この輝かしい成果の陰には血の出るような苦闘を続け、遂に命を張って闘い抜いた同士のあったことを忘れてはならない。全会員の魂のこもった尊い協力があったからに外ならない。</p> <p>以下省略</p>
2月20日	<p>大阪盲人会館の難局打開のために緊急幹部会開催</p> <p>大阪盲人会並びにその表裏の関係にあった大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会の運営拠点として昭和8年、現社会福祉法人 大阪盲人会理事長 中村三徳氏の発願に基き昭和13年末に漸く竣工した大阪盲人会館も、その後建設当時の苦しい負債整理や戦時並びに戦後の険しい社会状況に禍いされ、特に終戦直後一般人の入居を黙過したことが、大きな禍根となり、会館の経営維持に重大な支障を生ずるところとなった。</p> <p>会館再建委員選出</p> <p>神崎広 府社協常任理事 古今堂雪雄 ヘレンケラー財団</p> <p>吉村敏男 自彊館長 長尾時次郎 府会議員 後藤種吉 家庭裁判所調停委員</p>
3月4日	<p>「大阪盲人会館売却決定」</p> <p>「社会福祉法人大阪盲人会の任意解散」</p> <p>臨時師会長会議を大阪盲人会館で開催</p> <p>法人解散の止むなきを認めると共に次の希望条件を再建委員会に提出した。</p> <p>(1) 適当な場所に会館の再建を図ること</p> <p>(2) 再建の時期を1年以内とする</p> <p>(3) 盲人のための会館とすること</p> <p>大阪盲人会ではこれをうけて理事会を開催し次の件を決議した。</p> <p>(1) 社会福祉法人大阪盲人会を任意解散する</p> <p>(2) 解散に伴う残余財産は大阪社会福祉協議会に条件付で寄付する</p> <p>(3) 法人の清算人は吉村敏雄、後藤種吉、岡田寿美数の3氏とする</p>
3月31日	<p>社会福祉法人大阪盲人会の歴史を閉じる最後の理事会開催</p> <p>これにより大阪盲人会と大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会は運営の拠点を失ったことになった。</p>
5月10日	<p>第5回 定期総会 於 大阪盲人会館</p>

	出席師会18師会 出席者56名 議案 1. 健康保険取扱の獲得 2. 盲人会館再建問題の解決 3. 無免許対策 4. 役員改選 会長 武田武雄 副会長 上野弥三郎 佐野秋夫 和田清吉 監事 木下文雄 舟木一雄
7月10日	健保取扱開始、これに伴い保険部を新設
9月10日	「居住者と了解成った盲人会館 滞納家賃を完納」 居住者の立退き問題から、某日刊新聞紙に報道され、社会問題にまでなった社会福祉法人大阪盲人会と同会館を使用している居住者との関係が、新たにその解決を一任された清算人武田大鍼連会長の連日にわたる折衝で滞納分を含めた家賃の支払につき全居住者との間で円満解決が成った。
10月6日	大鍼連として大阪府保険鍼灸マッサージ協会結成 会長 武田武雄 副会長 佐野秋夫 山本清憲 会員 約80名
昭和32年 1957	
	武田会長年頭の挨拶 前文省略、さて本会多年の要望でありました健保取扱につきまして、関係当局と絶えず折衝を重ね、各種各様の努力の結果遂に昨年12月24日、マッサージの保険取扱が認められ新年元旦より効力発生することに。 当局との紳士協定が成立いたしました。以下省略
1月30日	「社会福祉法人大阪盲人会解散 大阪盲人会館を関西鍼灸マッサージ専門学校として再生」 師会長会議開催 議案 大阪盲人会館の再建計画案 1. 社会福祉法人大阪盲人会の任意解散につき必要とする経費約100万円は大鍼連に於いて捻出し、法人の清算をもって解散を結了させる。 2. 大鍼連により学校法人を設立し、解散後の施設、財産の一切を学校法人に帰属せしめ、これが経営により会館設立当初の精神に基き、鍼灸按業界の健全な発展に資する。 3. 大鍼連が捻出する必要経費(約100万円)は現幹部の責任に於いて調達し、一般会員に負担をかけない。
3月30日	第6回 定期総会 於 大阪盲人会館 出席者45名 議案 会館処理並びに鍼灸按養成施設設置について 武田会長から提案説明があり、養成施設はこの会館では開かない決心であるから(地元、生野区業者の強い設置反対のため)審議の都合上会館処理、養成施設を切り放して審議するを可とする旨の提案あり。 会館は我々業者によって20年にわたり守り通したもので、これを手放すことは情としても忍び難い。 法人解散後も何等かの形に於いて、我々のものとして残したいので賛成されたいと提案、満場一致で承認。 次いで学校問題に移り、武田会長から必要な時期に於いて、鍼灸按養成施設を大鍼連として造るべきや否やを提案。 「業界の刷新と正しい発展のために業界人の手によって建設すべし」とする賛成側と、「盲人業者を圧迫する晴眼業者の進出を盲人自体が招くが如きことには賛成できない」とする生野区を中心とした反対側に分れ、双方入り乱れて激しい討論を繰り返したが、果てしない討論を打ち切って無記名投票による採決の結果、賛成32、反対12で学校建設を可決した。
5月13日	「関西鍼灸マッサージ専門学校学校 遂に開校 元、大阪協同美容学校跡で」 4月中旬開校予定であった学校は校舎に予定されていた盲人会館の処理が遅れたのと、大阪盲協方面の学校設置反対運動が考慮され、のびのびとなっていたが、設置場所を阿倍野区阪南町、元大阪協同美容学校の校舎を買収してようやく開校の運びとなった。 理事長 武田武雄氏 校長 医学博士 滝野憲照氏 住所 大阪市阿倍野区阪南町2-17 本会の事務所も同時に移され活動の拠点とする
昭和33年 1958	
3月30日	「保険同盟結成 在阪5団体が協力」 鍼灸マッサージの保険取扱運動に関連して、中央では全鍼連会長 小守良勝氏、日鍼連会長 花田伝氏らの話

	<p>合いで、2月25日、日本鍼灸マッサージ保険獲得期成同盟を結成。各地方もこれに呼応する形で府県単位での団体結成が進められ、大阪でも大阪支部が結成された。</p> <p>関係団体名 大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会 大阪府保険鍼灸医療マッサージ師会 社団法人大阪府連合鍼灸師会 社団法人大阪府鍼灸師会 社団法人大阪府指圧師会 社団法人大阪府治療師会</p> <p>運営委員選出 大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会 和田 大阪府保険鍼灸医療マッサージ師会 小沢 社団法人大阪府連合鍼灸師会 小田原 社団法人大阪府指圧師会 中山 社団法人大阪府治療師会 竹尾</p>
4月16日	<p>医業類似行為者の業務3年延長 「按柔法」の一部改正案が同日参院を通過して成立し、療術行為は向う3か年の業務延長が認められた。</p>
5月20日	<p>第7回 定期総会 於 大阪盲人会館 出席師会 23師会 出席者 67名 武田会長の挨拶要旨 療術行為の3年延長問題は、これが表面に表われなかったのと、彼等が固い団結を以って、10余年間猛運動を行った結果で、我々もこの団結力と熱意を見習う必要がある。</p> <p>議案 1. 会費値上げの件 30円の値上げ承認 2. 役員改選の件 相談役 山森庄三郎 会長 武田武雄 副会長 上野弥三郎 佐野秋夫 和田清吉 以下省略</p>
11月30日	<p>師会長会議 議案 1. 大阪盲人会館解散の件 予てより解散を決議した社会福祉法人大阪盲人会の清算が完了し、会館は580万円で処分された旨、武田会長から報告あり、3年に及んだ会館処理問題の推移経過が詳細に報告されて一同感銘深くこれを了承した。</p> <p>2. 無免許対策の件につき次のような発言があった。 ①無免許者の調査は保健所の所轄はあるが、指導が目的で摘発はしない。商売仇の尻を保健所に持ち込まれては迷惑だと所長が言明した。 ②生活困窮者の無免許者を告発したら、検事から取下げを要望され町の顔役からも非難された。止むなく取下げたら今は堂々とやっており、これでは告発もできない。</p>
昭和34年 1959	
3月29日	<p>大阪府保険鍼灸マッサージ師会の発足 中央の日鍼保険同盟は、日本保険鍼灸マッサージ師会と改められたので、大阪でもこれにならい、大阪府保険鍼灸マッサージ師会と改め次の役員を選出した。</p> <p>会長 北村吉左工門（社団法人大阪府連合鍼灸師会） 副会長 佐野秋夫（大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会） 小田原良博（社団法人大阪府連合鍼灸師会） 井上正八郎（社団法人大阪府指圧師会） 住永 博（社団法人大阪府治療師会） 三原四七（大阪府保険鍼灸医療マッサージ師会） 名誉会長 武田武雄（大阪府鍼灸按摩マッサージ師連合会）</p>
5月30日	<p>第8回 定期総会 於 箕面公園竜安寺 出席師会 27師会 出席者 80名 議案 1. 静電子対策の件 静電子対策を要望（吹田提案）これに対し武田会長から、この件は目下最高裁で審理中であり、その結果をみて全国的に対処する。</p> <p>収支決算報告 自33年6月～至34年4月30日 収入 2,248円 支出 4,275円 差引 不足 2,027円 前年度残金 3,965円 差引残高 2,938円 昭和34年度予算案</p>

	収入 270,000円 支出 270,000円
9月10日	<p>療術師に対する厚生省指定講習会終る 無届療術師に新たな動き</p> <p>大阪府内における療術師に対する厚生省の指定講習会は、8月30日受付を済まし、この程終了したが、多数の申込みの中から既登録の受講有資格者のみ167名を受付、講習3分の1以上の欠席者8名を除き、全員に修了証書が交付された。この講習会は大阪府や治療師会等の協議の上、厚生省の認可を得て、大鍼連が主催したもので、これが最後の指定講習会となった。</p> <p>府内には前後2回のこの講習を受けた療術師350名の他にも未登録の療術師が相当潜在する見込みで、これらが結束して再登録実施の陳情運動を起す状態であり、無免許対策の強化を検討した。</p>
9月24日	<p>「按摩師法は違憲か 注目される最高裁の判決」</p> <p>最高裁大法廷（田中裁判長）で素人が按摩等の療法をやったら違法か、どうかという珍しい口頭弁論が開かれ、成行きが注目される。</p> <p>事件は福島県岩城郡勿来町、採炭夫の後藤博（47歳）被告がHS式無熱高周波療法器を買入れ、自分が使ってみて効果があったので、去る26年9月1日から同4日にかけて、4回にわたって按摩、鍼灸の資格がないのに、無届で近所の高野正三氏ら3人を1回100円で治療し、医業類似行為をしたのは、あんま師 はり師 きゅう師 柔道整復師法の違反であるというもの。</p> <p>被告は28年4月平簡裁で罰金1,000円（執行猶予3年）の判決を受け控訴したが、29年6月仙台高裁でも「公共の福祉の上から、資格のないものを制限するのは当然」と控訴棄却をされた。</p> <p>このため同被告は「同療法は有効無害で人類の健康に寄与こそすれ、公共の福祉に反するものではない。原判決は憲法違反だ」と上告した。</p> <p>24日の弁論で、弁護士は「按摩師法第12条は、按摩、鍼灸、整骨以外の医業類似行為を禁じているが、按摩等と野一色、シンノール等約300種にのぼる民間療法との区別があいまいであり、昭和10年の内務省通達で按摩は医業でない」とされているが、医業類似行為とはどんなものかはっきりしない。</p> <p>公共の福祉を理由に、漠然とした理由で、民間療法を規制した、あんま等師法は、職業選択の自由を保障した憲法第22条に違反する」と述べた。</p> <p>これに対し安平最高裁検事は「人の健康の保持には、専門的知識と技能を要するのは、人権尊重の建前から当然である。無害の療法でもショック死を起こした例もあり、素人療法は取締る必要がある。憲法22条は公共の福祉に反しない限りというのが前提である。被告には気の毒な事情もあるが、上告を棄却すべきだ」と反論した。</p>
11月30日	<p>「大鍼連を社団法人に」</p> <p>会館再建の具体策進む 役員会開催 於 関西鍼灸学校 議案 盲人会館再建についての各種陳情を検討した結果、現大鍼連を社団法人とし会館再建運動を効果的に進展することを決定した。</p>
12月10日	<p>師会長会議開催 於 関西鍼灸学校 議案 大鍼連の法人化を決議</p>
12月20日	<p>第9回定期総会 社団法人創立総会 於 関西鍼灸学校</p> <p>健康保険の取扱や会館の再建問題に関連して法人化の必要に迫られた大鍼連では、永年の懸案を急遽実現することとし、第9回定期代議員総会を社団法人創立総会に切り換え、その設立を決定した。</p> <p>議案</p> <p>1. 社団法人設立の件 武田会長より、健保問題や会館再建問題につき、急いで法人化の必要を認めたので本総会を開き定款等審議した。</p> <p>質疑応答の主な要点</p> <p>①基本財産 10万円以上を準備している</p> <p>②会員と会費 強制団体ではないので会員数に変化はない。会費は会員が決めるので必要額を決めればよい。</p>

	<p>③事務所 会館が再建された場合当然これに移すべきで、暫定的に関西鍼灸学校に置く。</p> <p>④会の名称 連合師会を師会と改称すべきであるが現状では無理である。連合師会でも実質は単一師会同様である。</p> <p>⑤師会の区域 原則として1保健所管内を1師会とするが現状では無理がある。</p> <p>2. 役員選出の件 (任期 昭和37年5月まで) 会長 武田武雄 副会長 上野弥三郎 佐野秋夫 和田清吉 監事 林 實 山本寅吉</p> <p>社団法人設立認可申請書</p> <p>今般大阪府内に在住するはり師きゅう師あんま師として業を営む我々一同は、諸般の状況により社団法人大阪府鍼灸マッサージ連合師会を設立すべく、去る12月20日、設立総会を開き全員総意のもとに本会を設立いたしましたので、御承認可相成りたく別紙関係書類相添え右申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">昭和34年12月28日</p> <p>大阪府知事 左藤義詮殿</p> <p style="text-align: right;">設立代表者 武田武雄</p> <p>昭和34年も残り僅かとなった歳末ぎりぎりのお役所の最終日の提出である。 これを想うとき、当時の武田武雄会長始め全会員の法人設立にかける熱い心意気が平成12年の現在も40年の時空を超えて我々の胸を打つのである。</p>
--	--

社団法人化以降		大阪府鍼灸マッサージ師会のあゆみ
年代	西暦	
昭和35年	1960	
		<p>武田会長 年頭の挨拶</p> <p>前文省略、昨年末には永年の懸案であった社団法人への組織替えを決定し、本年はこの法人化に伴う飛躍的發展強化が約束される等、希望溢れる中に新年を迎えましたことを皆様と共に喜び申し上げます。</p> <p>省略</p> <p>今我が業界に課せられた当面の重要問題は、健康保険の取扱・会館の再建・無資格療術師の絶滅・組織の整備強化等である。</p> <p>国民皆保険については、昨年1月に制定された国民健康保険法により、明年4月1日までに、全国民がこれに入ることに決まっております、これが取扱の有無は正に我々の死活に連なる大きな問題と考えられます。</p> <p>会館再建問題は、大阪盲人会の解散に伴うものであり、我々の拠点たる会館の再建であります、この健保取扱の取得、会館再建の二大問題も、本連合会が法人組織になっていなければ解決できないことでありました。</p> <p>以下省略</p>
1月27日		<p>【按柔師法違反裁判 最高裁、原案を破棄】</p> <p>害の有無、判断が先決</p> <p>人体に無害な民間療法を法律で禁ずるのは憲法に保障された「職業選択の自由」に反すると上告していた後藤博被告に対し、最高裁大法廷（田中裁判長）は「<u>原判決は人体に害を及ぼすかどうか判断が示されていない</u>」として原判決を破棄「仙台高裁へ差し戻す」との判決を言い渡した。</p> <p>田中裁判長は「憲法22条には反しない」と判断したが「アンマ・ハリ・キウ法ではその第1条に指定したもののほか、医業類似行為を禁止している。</p> <p>HS式はこの第1条に掲げられたものではないが、同法12条の禁止規定はあくまで公共の福祉を基準に決められたものと解釈する。<u>さらに公共の福祉は人体に有害かどうかで判断しなければならぬ。</u></p> <p><u>ところが原判決はこの判断を下さずに有罪を言い渡している。これは審理不盡で理由不備の違法があり、同12条についての解釈を誤った違法があるので差し戻しが相当」としている。</u></p>

	◎この35年最高裁判決により無資格医業類似行為者が、その営業の法的な根拠を得た形となり以後無資格者営業の跋扈 ^{ばつこ} を許すことになった。
社団法人 大阪府鍼灸マッサージ連合師会誕生	
社団法人許可さる	
2月8日	大阪府指令35衛医第37号「社団法人設立許可書」が渡された。 待望の法人取得で先人達の喜びは如何ばかりであったことであろうか。 晴盲一体、はり・きゅう・マッサージ総合団体を謳 ^{うた} った本会の誕生である。武田会長は早速10万円を本会に寄付され昭和36年1月には会旗までも寄贈されたのである。
4月1日	国民皆保険実施
5月26日	大阪市福祉会館において大鍼連の外郭団体として「大阪府鍼灸按摩経営者協議会」が結成され創立総会が開催された。 会長 林寛、副会長 中村市正 澤森昭二の各氏が選出され会員62名、会費200円で発足した。 (付記 この団体は従業員の雇用問題、大阪府旅館環境衛生組合との間で宿泊客に対する施術料金、リベートその他諸問題の対策に活動してきたが諸般の事情により平成3年10月発展的に解散した)
5月30日	法人設立記念祝賀会を兼ねて第1回定時代議員会を奈良の三笠山光明閣で行われた。法人化後初の代議員総会なので参考までに記すと次のとおりである。 1. 開会挨拶 佐野秋夫副会長 1. 挨拶 武田武雄会長 1. 感謝状贈呈 本部役員または師会長として3年以上の功労者51氏に贈られたが、このことは20年来始めてで受賞者は光栄に感謝した。 1. 正副議長選出 森下徳三郎(八尾) 川人義明(高槻) 1. 議案審議 イ. 34年度決算及び事業報告 ロ. 35年度予算及び事業計画(山本清憲事務局長担当) ハ. 入会金制定の件 定款に基づく入会金は、今後入会者から300円としたい旨、永井会計から提案、新入会者を増加するさまたげになる等の意見が多く、一旦これを否決。武田会長から、定款を守るためにも実施できる金額で定められたいと要望。入会金を100円と決定。実施時期、方法を師会長会議に一任。 ニ. 10周年記念行事実施の件 山本氏より大同団結で本会が生まれたのは昭和27年10月30日で、2年後には10周年を迎えるので今から準備をし、次の行事を実施したい旨提案。異議なく可決。 ①会旗制定 ②会員の表彰並びに感謝状贈呈 ③学術特別講演会 ④負債の整理 ⑤会員慰霊祭 ⑥単行本の発行 ⑦会員慰安会 ⑧その他 ホ. 相互扶助部規約の一部改正 部会費を毎月100円徴収し、剰余金は部会員の厚生事業に当てたい旨、山本氏より提案。異議なく可決。 ヘ. 生命保険配当の件 手数料、配当金は保険加入者の厚生費に当てたい旨提案。異議なく可決。 1. 閉会の辞 上野弥三郎副会長 以上を以って総会を終り、配膳を前に乾杯を捧げ、にぎやかな記念祝賀会に移った。 本総会の推移で武田会長から理療師法について説明があり次の意見が述べられ注目された。 現在の盲人あん摩專業論は前途甚だ困難、また国民皆保険となるが、あん摩術は除外される。なお無免許者は摘発困難、現在の状況で理療師法は盲人にプラスするとは考えられない。会長としては反対する。
7月20日	役員会開催 次の議案が審議された。 1. 相互扶助規定の件

	<p>現在の部会を廃止して全会員を対象とする。</p> <p>相互扶助規定を設け毎月10円を積立て会員死亡の際は10,000円の手慰金を贈る。</p> <p>2. 本会統一10周年記念行事の件 昭和37年～38年にかけて行う10周年記念行事のため昭和35年～36年の2ヶ月にわたり会員より毎月10円の協力金拠出を要請する。</p> <p>3. 会館再建の件 現役員の任期中に会館の再建を実現することを再確認し強力な運動を展開することを決定。</p> <p>4. 大阪府主催講習会の件 大阪府では毎月1回、本年12月までに鍼灸按の学術講習会が開かれる予定。聴講無料。 講師、日程等は未定。 その後、昭和35年8月23日の師会長会議で10周年記念行事の件は、会員1名につき240円の協力金とし、納入は昭和37年4月末日までとし納入方法は各師会長で決める。</p>
昭和36年 1961	
1月5日	<p>武田会長年頭の挨拶で4月から国民皆保険の実施に備えて対策を強調 「・・・次に健康保険取扱いの問題ですが、御承知の通り今年4月より国民皆保険が実施されるが、鍼灸マッサージ術が保険の取扱いより除外されるような事にでもなれば、将来我々業者はどうなる事だろう。少しばかりの障害年金ではどうする事も出来なくなるだろう。又、鍼灸マッサージ術が保険取扱いにより、出来るようになった場合はどこを通じて許可されどの様にして取扱いが出来るかは明らかである。即ち本会より他はありえない。本会役員は保険取扱いの運動を日夜続けております故、デマや雑音に迷うことなく本会を信頼して下さい。・・・」</p> <p>此の記事を介護保険実施を平成12年度に控えた現在、介護部を中心に参入に向けて懸命の努力をしている、平成の我々は感無量の思いを禁じ得ない。</p> <p>続いてあげばの新聞大鍼連短信36年4月10日付では大見出しに、「鍼灸の健康保険取扱い実現 会員に限り大鍼連で審査」 多年要望の鍼灸の健康保険取扱いが、去る4月1日から認められ、業界の前途に新しい光を投げかけた。 請求書の審査は、会員に限り大鍼連で取扱って、大いに会員の利便を図る。</p>
1月15日	武田会長寄贈による会旗の入魂式が南区高津神社で挙行。府衛生部奥野指導係長、点字毎日長谷川編集長の来賓出席があった。
1月25日	関西鍼灸学校において、府衛生部主催、大鍼連後援のマッサージ学術講演会が開催された。
5月10日	<p>第2回定期代議員総会 山中溪温泉「阪和館」で開催。</p> <p>武田会長の挨拶。法人化されて会員数は約2割増加した。</p> <p>佐野秋夫副会長より「健保取扱いの運動を本格的に始めて5年になる^{ゆうぎ}友誼5団体が一体となって運動を始めたが色々な事情で一体化は困難である」</p> <p>岩井七五三之助健保部長は健保部加入者促進のために健保部入会金の全免、従来の会費1ヵ月200円を100円に減額すると発表。</p>
9月21日	全鍼連の総会で全国各師会より会員につき50円の闘争資金カンパを決定 断食闘争も辞さない決意を固めた。
10月25日	<p>「届出済の療術師の3年延長」が第38回国会衆議院社労委で可決された。</p> <p>尚、附帯決議として「法第217号施術者は、届出をしなかった療術師に対しても、何等かの救済措置を講ずること」</p> <p>若しこの附帯決議が通過すると、現在10万近いといわれる無資格療術師の大半がこれに乗乗する心配が多分にあるので、師会では全会員が、一致結束し盲人会とも連絡の上、これが絶対阻止に立ち上がる固い決意のもとに猛運動を開始した。</p>
昭和37年 1962	
4月20日	<p>第3回 定期代議員総会 於 大阪市福祉会館</p> <p>武田会長挨拶 会館問題は努力を続けているが進まない。盲協とも提携して進みたい。療術業者の暗躍について注意が必要と力説された。</p>

	<p>会費30円を相互扶助費を含め70円に値上げが決定 和田清吉副会長より大鍼連病院の建設計画が提出され注目された。大鍼連で国民年金事業団より資金を借り入れ、病院の建設計画を進めたい旨の緊急提案があり満場一致でこれに賛成。</p>
5月30日	<p>本会統一10周年記念祝賀大会 於 大手前会館</p> <p>終戦で四分五裂となった大阪府在住の鍼灸マッサージ業者団体が昭和27年11月に大同団結して10年を経過、これを記念して行われたもので参加者800余名の盛況であった。</p> <p>ステージには20余流の各師会旗を飾り、和田清吉副会長の司会で開会され大会は次のように進められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会の辞 佐野秋夫副会長 1. 物故者に対する黙祷 1. 会長挨拶 武田会長より戦時中の状況、終戦時の混乱、統一に至るまでの経過が述べられた。 1. 顕彰式 左藤大阪府知事より感謝状が19名に贈られ林實氏より謝辞があり武田会長から240名に感謝状が贈られ、天王寺師会宮本勝立氏より謝辞があった。 1. 来賓祝辞 左藤大阪府知事代理、村尾重雄参議、喜多一雄全鍼連顧問、小守良勝全鍼連会長、大野加久二近連代表、業界統一の委員長 1. 万歳三唱 1. 閉会の辞 上野弥三郎副会長 <p>参加者全員に記念品を贈られた。</p> <p>○統一の経過と功績</p> <p>終戦の混乱期に四分五裂となって勢力の拡大を争い続けた盲人鍼灸マッサージ業者の団体も、業権の確保と斯業発展のため大同団結の気運が動き、武田武雄、林實氏らの奔走で、大野加久二（当時点字毎日編集長）を統一委員長に依頼、数回の会合協議を重ねた結果、従来の行きがかりや種々困難な問題もあったが、遂に昭和27年11月、大阪府内の全業者が大同団結し大鍼連を結成した。</p> <p>以来10年、療術業者との闘い、無免許者の取締り、母法改正、健保取扱の確保等、業権擁護と拡大に偉大な成果を収めた。</p> <p>とりわけ、療術業者との闘いは業者の統一と全業者の一致結束がなかったならば、どのような不幸な結果が生じたかも知れなかった。</p> <p>尚、大会の総収入額337,796円、師会協力金227,340円であった。</p>
11月30日	<p>師会長会議が住吉区上住吉町、東福寺で開催 武田会長より会館問題について次のような提案があった。</p> <p>会館建設については盲協側にも計画がある模様でこれと協力して建設を進めることとなり、双方よりこの委員3名宛を出して協議することとなった。</p> <p>この建設運動を進める運動資金として50,000円位の予算を計上したい旨提案、承認された。</p> <p>◎この師会長会議は、地方会議と呼ばれたもので、目的は本部と会員との関係を近づけ、なるべく多くの会員に本部の事情を知らせて理解してもらうために企画されたもので、会議に先だって学術講演が行われた。（マッサージ療法について講師 和田清吉氏、良導絡による鍼灸治療 講師 中谷義雄氏）</p>
昭和38年 1963	
	<p>武田会長年頭挨拶</p> <p>イ. 本年は師法実施15周年に当るので大阪府でも記念式典を準備している。</p> <p>ロ. 母法改正問題等について重大な岐路にさしかかっている。法律第19条による届出済の療術業者の措置、盲人に対するあん摩優先、無資格者一掃の3点と欧米で行われている機能療法、職能療法等も今回の改正で取り入れられ39年末までには改正実施されると予想されることに対する方策。</p> <p>特に39年末をもって打ち切られる療術業者に対する措置は最も重大で、彼等はこの機会に療術師法の制定を画策しているので断固反対せねばならない。</p>
1月15日	<p>盲業合同新年会 大鍼連と大阪盲人福祉協会の合同新年会が8年ぶりで枚方市の府立老人クラブ楽寿荘において開かれ約80名参加。</p>

	武田会長、鎌田盲協会長から挨拶があった。
1月20日	大阪府主催、大阪市堺市後援、業界団体、養成学校協賛 「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師法施行15周年記念式典」 開催 於 大阪府厚生会館講堂 大阪府ではこの記念式典に当たり関係者200名を招き関係功労者102名に対して左藤知事より表彰状が渡された。式典は古野衛生部長の開会の辞、左藤知事の祝辞、続いて表彰式に移った。 (1) 衛生行政に協力した者 12名 (2) 関係団体役員として尽力した者 15名 (3) 教育、養成に尽力した者 19名 (4) 技術、並に業界発展に尽力した者 56名 次いで厚生大臣、府会議員、大阪市長、同市会議長、堺市長、業界団体代表、養成学校代表よりそれぞれ祝辞があった。更に同席上、大鍼連を始め鍼灸師会、柔整師会、療術師会等関係6団体から大阪府に対して福祉資金の寄贈が行われた。
3月10日	盲人のあん摩優先に反対、福祉立法で盲人優遇を母法改正問題にからみ盲人に対するあん摩優先(専業)の要望が日盲連より当局に対して運動されているが、これに対して全鍼連では次のように反対を表明した。 1. この優先案は療術業界が運動している療術師法制定問題に大きく利用される。 2. 業の上で晴盲の差別を設けることは憲法上も問題があり、また社会的にも盲人の施術が低い水準にあるかの印象を与え、悪い影響がある。 3. 業の一部を盲人優先とすれば療術師法制定のよい口実を与える他に鍼灸への晴眼者の進出が激しくなり、盲人は全く鍼灸をうばわれる結果となる。
4月30日	第4回 定期代議員総会 於 府立北摂山荘 出席者 24師会から86名 司会 和田清吉副会長 開会の辞 上野弥三郎副会長 会長挨拶 武田武雄会長 厚生省ではPT、OTを養成することとなり、この志望者を募集したが応募条件を視力0.5以上とし、これから盲人を閉め出してしまった。こうした情勢を考えると、今度の母法改正において盲人が窮地に立たされないと限らない。 左藤知事祝辞 議長選出 小泉 寿(北) 河本仲市(豊中) 議事 閉会の辞 佐野秋夫副会長
7月10日	日本鍼灸マッサージ新聞が再発足、会員の2割購読決定。
12月10日	あけぼの新聞大鍼連短信の大見出し 「業界浮沈最後の段階 法改正と療術業者の動き」 医薬類似業者は按柔師法によって当然消滅すべきところ、再三の延長運動によって39年末までこれが据置きとなっている。彼等はこの打開策として療術師法を制定して生き延びようと猛運動を展開中である。
昭和39年	1964
	武田会長の年頭挨拶 本年は母法改正問題と療術業者との対決の年である。彼等は既に数百万円の運動資金を準備したと伝えられる。その運動は30年を凌ぐ死活を賭けた激しさが予想されるので私等も業権擁護の旗のもとに一致団結して反対運動をせねばならない。
4月30日	第5回 定期代議員総会 於 生駒山料亭「円頂」 司会 上野弥三郎副会長 開会の辞 佐野秋夫副会長 会長挨拶 武田会長 数年来に及ぶ療術業者問題を含む母法改正問題は最大の危機に達した。 PT、OT法案は全盲を欠格事項とした点で猛反対を行った結果、今国会への提案を見合せることが確実となった。 療術業者は我々の反対運動で単独立法を断念したが、こんどは法律217号の一部を改正して療術は無資格、無免許で誰でも届出だけでできるとする。全く無法を押し通そうとしている。 また彼等は3億といわれる膨大な資金に物を言わせ有力な国会議員を会長や顧問に押し立てて猛運動をしている。我々はこの無法を絶対に許してはならない。

	議長団選出 小泉 寿(北) 河本仲市(豊中) 議事 閉会の辞 山本清憲副会長
6月25日	法律217号の一部改正案 衆参本会議で可決成立 医業類似行為の無期限延長 ◎附帯決議 政府は左の事項について十分留意の上、法の運用を厳正に図るべきである。 1. 医業類似行為は、今般の法改正により、無期限の延長が認められることになるが、これはあくまでも現在その業務に従事しているもののみ限定するのが法の趣旨であるから「やむを得ない事由」は特に一定の厳密な基準を設けて運営し、いやくもこれに便乗するものがないよう厳格に実施すること 2. 盲人の職域優先確保については、施術所の規制等、今後も一層その具体化に努力するとともに、養成所との奨学制度の拡充、生業に対する長期低利融資等、盲人の福祉の向上についても、さらに格段の努力をすること 3. 省略 4. 省略 (注) 上記附帯決議は我々の要望に応じて、今後おこるべき事態に対し、予防措置の完璧を期したものであり今後の運動の成果として高く評価されるものである。
6月30日	師会長会議 6月16日の新潟震災に対し義捐金を募集、各師会より62,000円の拠出金があり全鍼連を通じて送金した。
昭和40年 1965	
	武田会長の年頭の挨拶 昨年は最大の関心事でありました母法の一部改正に成功した。然しこの改正で全鍼連、盲人会、鍼灸会、柔整会等より出された区々たる意見は総べて排除され、全鍼連と日盲連とが一体となって運動した「届出漏れの医業類似行為者の救済問題」のみが我々の意図通り成功をみたのみで、盲人優先の問題も別途に考慮される結果となり、他の一切の運動が水泡に帰したのである。 ところが、ここに警戒を要することは、当局の厳重な措置に驚いた無届け療術業者は、早速この条の緩和運動を試み、またぞろ単独立法を夢みてうごめいている。 いまこそ斯業は提携して昨年勝ち取った法改正を骨抜きにならないよう一体とならねばならない。
2月15日	関西鍼灸学校で懇談会 各師会に健保部設置、全会員の健保取扱を目指して健保部の規定を改めるよう小林次郎健保部長の提案で決まった。
3月17日・18日	小林次郎健保部長、南晴雄会計の両氏は東京都師会、愛知県師会を訪問し健保取扱いの状況を視察した。
4月	堺市が大阪市に続いて国民健康保険の取扱が認められた。なお、大鍼連では堺市に習い他の市町村に対しても運動を続けており、本年中にも他の2、3地区でも実現するものとみている。
5月	大阪市では大鍼連が取扱っている国保のマッサージ施術についてその出張施術を認めた。
5月10日	第6回 定期代議員総会 於 河内長野市「南天苑」 出席者79名(加入師会27師会) 司会 和田清吉副会長 開会の辞 佐野秋夫副会長 会長挨拶 10年にわたり苦闘を続けた療術者問題も概ね解決し、また理学療法士問題も明るい見通しとなった。 PT、OTの盲の欠格条項が削除された。 末届療術業者は大阪府で23名、府ではこの者につき厳重な審査が行われることになっているので心配はないと思う。 来賓祝辞 大阪府医務課 田中指導係長 議長団選出 岩田(生野) 小泉(北) 閉会の辞 山本清憲副会長 大阪府医務課後援 保険マッサージ特別講習会 受講料無料 受講者300余名 第1日 7月10日 会場 東亜美容高等学校大講堂 「医事法規の改正点について」 大阪府医務課 田中呉重係長

	<p>「頸腕症候群について」 吉田一次医博</p> <p>第2日 7月17日 会場 大阪府助産婦会館 (以下全日程共)</p> <p>「健保取扱の書類について」 小林次郎健保部長 西田三郎事務局長</p> <p>「リウマチ性疾患と理学療法」 関西鍼灸学校長 滝野憲照医博</p> <p>第3日 7月24日</p> <p>「医師会より施術者への願い」 大阪府医師会長</p> <p>「腰痛について」 堺市市民病院整形外科部長 柳谷幸俊医博</p> <p>第4日 7月31日</p> <p>「健康保険について」大阪府保健課担当官</p> <p>「成人病について」 大阪府医務課長 八木明医博</p> <p>第5日 8月7日</p> <p>「反射検査の実験と臨床マッサージ」 教育大学教授 芹沢勝助医博</p> <p>受講者は当初100名を予想していたが310名に達する人気だったので会場を変更するまでの盛況振りであった。</p>
8月28日	理学療法士及び作業療法士法が施行
11月15日	<p>師会長会議 於 関西鍼灸学校</p> <p>事務所設置に関する資金捻出の件</p> <p>山本副会長より次のような説明があり承認された。</p> <p>全会員が団体で生命保険に加入し、その一部を寄付する。不足分は更に寄付金を仰ぐ。これによって3年間に500万円程度集める。協栄生命保険 (現・ジブラルタ生命保険) から団体扱い勤労定期保険 (5年満期、1年毎に掛け捨て保険金10万円)</p> <p>またこれの具体案として</p> <p>(1) 全会員 (なるべく家族も含め) 団体生命保険に加入し毎月1人300円を拠出する</p> <p>(2) 最低千円以上の寄付金を、各師会毎に1年以内に集め本部に拠出する</p>
昭和41年 1966	
	<p>武田会長年頭の挨拶</p> <p>昨年は会費値上げ、組織の拡充、健保取扱いの促進、事務所設置等に会員各位のご協力に対し感謝する。</p> <p>現下の最大関心事は理学療法士問題でありその受験資格に特例が設けられ、現会員の統べてがその資格者となり得ることを悦んでいる次第です。</p> <p>大阪府においては本年春頃開催の計画が進められています。</p>
1月7日	<p>新年会 於 あやめ池桃山荘</p> <p>本部役員 師会長 建設委員等50余名参加</p> <p>事務所建設の資金作りについて協議した後、祝宴に移った。</p> <p>事務所設置については、さきに協栄生命団体保険に加入する計画をたてたが、全会員の加入については各師会で相当難色を示されたので今回はこれを改め、各会員1名から5千円の寄付金を求める計画に変更した。</p> <p>事務所建設計画案</p> <p>目的 専用の事務所を設置し、これに小会議室を併設して役員会、師会長会議等に使用する。</p> <p>場所 大阪市内で交通の便がよく、かつ盲人集会に適する場所 (下味原から天王寺間に物色)</p> <p>経費 500万円～700万円 期間 1年以内に事務所を設置し3年以内に完済する。</p> <p>資金調達方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各会員から5,000円以上の寄付を求める。 2. 各職員 (助手) から3,000円以上の寄付を求める。 3. この寄付は1年以内に集金する。 4. 寄付の募集方法は各師会毎に一任する。 5. その他の特別募金には会長が当たる。 6. 多額の応募については、3年以内に集金する。 <p>本部役員</p>

	本部役員一同として100万円を寄付することを決定。これを3ヶ年間に納入することにした。
5月10日	<p>第7回 定期代議員総会 於 大阪市福祉会館 出席者73名</p> <p>司会 山本清憲副会長 開会の辞 佐野秋夫副会長 会長挨拶 武田武雄会長</p> <p>事務所設置、理学療法受験講習会等について説明があった。</p> <p>来賓挨拶 府衛生部 田中指導係長 市盲協 内海会長</p> <p>議長団選出 井筒弘一(堺南) 比留間正幸(十三)</p> <p>議案審議 事務所設置の件、理学療法士受験講習会の件等を可決</p> <p>その他届出漏れ療術者の救済についての質問には田中指導係長が次のように答えた。現在府では230名程の申し出があるがまだ受理したものは1件もない。</p> <p>理学療法士受験講習会の質問にも田中指導係長は次のように答えた。</p> <p>6月の第1土曜日から日本整形外科学会主催で近畿の講習会が開かれる。特別試験は救済試験ではなく、世界水準において試験が課せられるので合格者は極めて少ない。また合格しても病院等に勤務しなければ役に立たない点もあるので承知されたい。</p>
5月14日	関西鍼灸柔整専門学校創立10周年記念式典 於 同校
6月15日	<p>師会長会議 於 大阪市福祉会館</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期講習の件 2. 夏季郊外講座の件 3. 事務所設置の件 <p>500万円を目標とし次のように決めた</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特志会員により50,000円の定額預金に加入し、その半額を寄付として受ける。 (2) 会員1名、毎月100円2年間、計2,400円の寄付を受ける。(各師会毎にまとめる) (3) 一時金として、2,000円を1回に納入して(2)にかえる。 <p>以上承認された。</p>
8月3日	<p>師会長会議 於 関西鍼灸学校</p> <p>大鍼連の事務所設置基金の募集は3つの方法でこの8月から全師会一斉に開始することを満場一致で決定した。</p> <p>山本副会長から別項のような建設計画、募金計画を発表、事務所設置後の維持費については</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の増加に伴う会費収入の増加 2. 火災保険、生命保険の団体契約による手数料の増額の2つを主たる財源とし、会員の協力によって賄い得る旨説明あり。募集開始の時期につき検討が加えられたが、大多数の師会では既に会員の募金に対する理解が進んでいるので、速やかに実施せよとの要望が強く8月から実施に移すことに満場一致で可決。
10月1日	<p>武田武雄会長が藍綬褒章を受章</p> <p>武田会長は古くから盲人鍼按会に入り多くの功労があった他、20数年来大鍼連会長として鍼灸マッサージ界の発展に尽力、その一方で学校法人武田学園、関西鍼灸柔整専門学校を創設して、東洋医学の探求と進歩、後進の育成に多大の功績があったものである。</p>
10月11日	<p>府立清香会館において武田会長褒章受章祝賀会を開催</p> <p>参加者220余名を迎えての盛会であった。</p>
12月11日	<p>民族医学の講演と映画の会 於 大阪大学講堂</p> <p>主催 在阪15団体(大鍼連を含む) 協賛 11団体</p> <p>特別協賛 在日本朝鮮人科学者協会 参加者 800名</p>
昭和42年 1967	
	<p>武田会長年頭の挨拶</p> <p>昨年は理学療法士の講習会受講、本会の事務所建設等で会員各位のご協力で順調な成果を収めたことに対し厚く感謝する。</p> <p>本年の大きな課題は、医療マッサージ法の制定運動であります。</p> <p>この問題は過般実施された理学療法士特別試験の結果、合格者の中に盲人が殆どいなかった。これは能力ではなく視力のないのが欠点のようであった。</p> <p>将来理学療法士によって健保によるマッサージが独占され盲人マッサージ師が自然淘汰されるおそれがあるので今のうちに「医療マッサージ師法」を制定してその權益を守る必要がある。</p>

1月13日	<p>ひらおか山荘で新年会を兼ねて役員会を開催 事務所建設委員会の役員を次のように選出した</p> <p>委員長 武田武雄(会長)</p> <p>副委員長 和田清吉 佐野秋夫 山本清憲(各副会長) 永井逞三(監事)</p> <p>会計 上野弥三郎(相談役) 山本寅吉(監事)</p> <p>事務局 山本清憲 南 晴雄(会計) 魚住清次</p> <p>企画部 佐野秋夫 田中重吉 中村市正</p> <p>調査部 荒藤駒太郎 澤森昭二 光岡鉄夫</p> <p>渉外部 林 實(相談役) 金澤政雄 亀田 親</p> <p>情報部 岩井七五三之助 小林次郎 高畑政信</p> <p>募金部 原口ふく 西田三郎 藤川英二郎</p> <p>建設資金募金経過</p> <p>建設目標を昭和43年8月までとし、それまでの募金目標を500万円と定め努力中であり、12月末日現在の募金状況を発表した。</p> <p>別途寄付</p> <p>30,010円 テルオン販売益金 2,000円 横川恵子さん 1,000円 小林次郎氏</p> <p>本部役員積立寄附金</p> <p>武田会長 和田 山本 佐野 永井 南 田中 澤森 山本 岩井 小林 原口 林 荒藤 中村各氏の15名分 163,290円</p> <p>各師会の協力状況</p> <p>省略</p>
5月10日	<p>第8回 定期代議員総会 於 河内長野おばな本館 出席者100名</p> <p>司会 荒藤駒太郎 開会の辞 佐野秋夫副会長</p> <p>会長挨拶</p> <p>38年にリハビリテーション学院ができ理学療法士法が制定されマッサージ師の資格も理学療法士以下に評価される時代になった。そこで現行の母法はそのままとし、新たに程度の高い「医療マッサージ師法」の制定を考え日盲連とも提携して運動を起こす。</p> <p>来賓挨拶 府衛生部医務課浜田課長代理 指導係長</p> <p>議長団選出 前田(堺) 土谷(都島)</p> <p>議案審議</p> <p>閉会の辞 和田清吉副会長</p> <p>42年度予算(一般会計) 総収入額 2,036,781円</p>
8月19日・20日	夏期修養講座 於 高野山大円院 参加者130名
9月26日	<p>師会長会議 於 関西鍼灸学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員手帳の配布を決定(無償) 2. 医療マッサージ師法制度について中野議員が中心になって各方面に諒解運動が続けられており次の通常国会で議員提案として提出される予定
12月	<p>関西鍼灸柔整専門学校が鉄筋の新校舎増築工事竣工</p> <p>新校舎は鉄筋3階建、679㎡、敷地384㎡で大鍼連事務所は2階の一室を無償で貸与されることとなった。</p> <p>42年度大阪府での就業あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師数</p> <p>あん摩マッサージ指圧師 晴眼者 1,913名 視覚障害者 1,929名</p> <p>はり師 晴眼者 1,841名 視覚障害者 800名</p> <p>きゅう師 晴眼者 1,765名 視覚障害者 743名</p>
12月20日	第2回民族医学講演会 於 阪大病院松下講堂
昭和43年 1968	
	<p>武田会長年頭の挨拶</p> <p>昨年は永年の念願でありました健保取扱事務の簡素化につき従来の医師意見書が、診断書にかわる等の成果を収め、また医療マッサージ師法制度問題も一歩を進めました。</p> <p>事務所設置についても種々努力を重ねているが物価の高騰と資金不足により目的達成にはまだ程遠く残念である。この件につき大阪府当局にも陳情し何等かの助成方法について運動を進めると共に、本会会員の8割以上</p>

	<p>が盲人であり、本会と盲人協会が「表裏一体」のものという認識にたつて両者が協力し共同事務所の建設を促進することに合意が成立したことは悦びに堪えません。</p> <p>当面の厄介な問題としてはサウナバス等があげられます。全国的に急増の傾向にありこれらの対策も急務と考えられる。</p> <p>第9回 定期代議員総会 於 福社会館 司会 澤森昭二 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 43年度予算(一般会計) 総収入額 1,782,862円</p>
昭和44年 1969	
5月10日	<p>第10回 定期代議員総会 於 福社会館 司会 澤森昭二 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 44年度予算(一般会計) 1,440,000円 議案 1. 東邦治療研究所に関する全鍼連の寄付金の件 2. 健康保険問題に関する件</p>
6月10日	<p>日本(全日本) あんまマッサージ指圧師会創立 創立発起人代表 井上皓一庵、服部 通</p>
6月19日	<p>旅館、ホテル等におけるリベート問題に関する全国マッサージ師代表者会議 於 参議院議員会館第一会議室 全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟会長 永井秋夫 日本按摩マッサージ指圧師連盟会長 柴田邦明 日本鍼灸マッサージ経営者連盟会長 林 實</p>
12月1日	<p>大阪鍼灸按摩経営者協議会(会長 林 實)がサウナバス等、特殊浴場における無免許あん摩、マッサージ行為の絶滅を目指して関係機関に対し運動を展開。これに対して日本サウナ党総裁 川崎秀二氏が反論</p>
昭和45年 1970	
5月	<p>第11回 定期代議員総会 於 福社会館 司会 澤森昭二 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 45年度予算(一般会計) 1,450,000円</p>
7月10日	<p>手技療法講習会 医学博士 塩川満蔵先生</p>
8月4日	<p>日独国際物理療法学会 於 京都医師会館 ドイツにおける結合織マッサージの理論と実技 本会より多数参加</p>
8月10日	<p>結合織マッサージ講習会 神戸市盲 亀田武彦先生</p>
9月10日	<p>良導絡治療講習会 医学博士 中谷義雄先生</p>
11月23日	<p>鍼灸学会議 於 国立京都国際会館 議題 「鍼灸の近代化科学化に関する諸問題」 発起人 芹沢勝助 木下晴都 世話人代表 和田清吉 花谷正男</p>
12月6日	<p>第4回 民族医学講習会 於 大阪大学医学部</p>
昭和46年 1971	
5月7日	<p>第12回 定期代議員総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 亀田 親 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 46年度予算(一般会計) 1,977,947円 療術師法制定反対運動資金カンパ 日鍼連本部送金額 86,050円</p>
8月12日	<p>第1期 夏期鍼灸理療大学 於 府立母子福祉センター清香会館 (開催第1日目)</p>
8月13日	<p>第1期 夏期鍼灸理療大学 於 早川福社会館 (開催第2日目)</p>
9月26日	<p>3団体共催特別講習会(大鍼連、大鍼会、指圧師連合会)開催 後援 大阪府 大阪市</p>
9月26日	<p>第1回(大鍼会担当) 於 大阪大学医学部講堂</p>
10月15日	<p>第2回(大鍼連担当) 於 大阪郵便貯金会館大ホール</p>
11月21日	<p>第3回(指圧師連合会担当) 於 大阪大学解剖学教室</p>
12月5日	<p>第5回 民族医学講演会 於 大阪大学解剖学教室</p>

昭和47年 1972	
3月7日	あけぼの新聞廃刊 発行人 中屋誠一 大阪市東住吉区田辺本町4-27 注 あけぼの新聞とは大鍼連関係(大鍼連短信)、大阪府 ^{しょうい} 傷痍軍人会関係、大阪身体障害者団体連合会関係の3団体がそれぞれ1面ずつ紙面を自己の団体の会報として利用し、費用も3団体で分担していた。 従って47年までの本会の会報は、この「あけぼの新聞」大鍼連短信として親しまれていた。
5月12日	第13回 定期代議員総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 亀田 親 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 47年度予算(一般会計) 1,905,166円
7月28日	第2期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第1日目)
7月29日	第2期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第2日目)
11月10日	全鍼連創立25周年記念総会 於 東京都自民党本部9階ホール 本会よりの表彰者 荒藤駒太郎 山本寅吉 永井逞三 原口ふく 植松兼市 光岡鉄夫
11月24日	学術講演会 於 府立母子福祉センター清香会館
昭和48年 1973	
2月7日	第6回 民族医学講演会 於 大阪大学解剖学教室
3月9日	学術講演会 於 早川福祉会館
5月11日	第14回 代議員定期総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 馬淵美津雄 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 48年度予算(一般会計) 1,672,761円
8月24日	第3期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第1日目)
8月25日	第3期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第2日目)
10月4日	黒田了一大阪府知事に対し、大阪府社会福祉協議会に条件寄与していた会館清算残余金を、会館再建の基金として活用するために金銭寄付の名目で受領を申請した。
10月23日	中国医療訪日団来阪歓迎会 於 ロイヤルホテル(現・リーガロイヤルホテル) (出席6名)
10月26日	学術講習会 1回目 於 府立母子福祉センター清香会館
11月18日	3団体共催特別講習会 於 大阪大学大講堂
11月25日	大鍼連創立20周年記念大会 大阪府知事より功労者20名に感謝状授与
昭和49年 1974	
2月23日	第7回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院第2講堂
3月14日	学術講習会 於 早川福祉会館
4月12日	関西鍼灸柔整専門学校の一室を無料で大鍼連事務所として開設
5月10日	第15回 代議員定期総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 比留間正幸 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 武田武雄 49年度予算(一般会計) 1,723,547円
6月2日	武田武雄先生永眠 会長在職25年5ヶ月 叙位正六位を賜る
6月25日	大阪府社会福祉協議会より大阪盲人会館精算残余金11,926,607円の寄付を受領
7月26日	第4期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第1日目)
7月27日	第4期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂 (開催第2日目)
10月25日	3団体共催特別講習会(第1回) 於 早川福祉会館
11月23日	3団体共催特別講習会(第2回) 於 大阪府社会福祉会館
12月6日	大阪府保険鍼灸マッサージ師協会(大保協)設立総会 (社)大阪府鍼灸マッサージ師会と(社)大阪府鍼灸師会の両団体で健康保険取扱い機関がスタートした。
12月8日	3団体共催特別講習会(第3回) 於 大阪府労働会館
昭和50年 1975	
2月23日	第8回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院第2講堂
3月14日	学術講習会 於 早川福祉会館
5月16日	第16回 定期代議員総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 馬淵美津雄 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 上野弥三郎

	50年度予算(一般会計) 3,002,000円 上野弥三郎氏 第2代会長就任
8月1日	第5期 夏期鍼灸理療大学 於 みのお山荘
10月17日	大阪府議会議員会館に於いて会館建設促進について府議と懇談会
昭和51年 1976	
1月30日	学術講習会 於 府立母子福祉センター清香会館
3月28日	第9回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院A講堂
5月14日	第17回 定期代議員総会 於 府立母子福祉センター清香会館 司会者 馬淵美津雄 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 上野弥三郎 51年度予算(一般会計) 5,934,286円
8月26日	第6期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
9月24日	変形徒手矯正実技研修会 於 府立母子福祉センター清香会館
11月21日	3団体共催特別講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
昭和52年 1977	
1月17日	療術単独立法阻止に関し次の議員に陳情した 原田憲先生 片山甚市先生 木野晴雄先生 中山正暉先生
3月13日	第10回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
5月14日	第18回 定期代議員総会 於 中小企業文化会館 司会者 中村市正 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 上野弥三郎 52年度予算(一般会計) 6,512,765円
8月26日	7期 夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
11月18日	全鍼連、日盲連共闘会議主催「療術の制度化粉碎全国代表者大会」開催 於 衆議院第一議員会館 本会でも全鍼連に闘争委員、特別行動隊員を下記の通り報告した 闘争委員 上野弥三郎 林 實 南 晴雄 澤森昭二 木村宏充 特別行動隊員 金澤政雄 笹原貞次郎
11月27日	3団体共催特別講習会 於 大阪鍼灸専門学校講堂
昭和53年 1978	
2月19日	第11回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
3月10日	学術講習会 於 大阪府谷町福祉センター
5月19日	第19回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 本石 篤 開会の辞 佐野秋夫 会長挨拶 上野弥三郎 50年度予算(一般会計) 7,438,584円
10月13日	師法施行30周年 大鍼連結成25周年記念祝賀会 於 阿倍野区民ホール 知事感謝状 32名 会長表彰状 77名 会長感謝状 40名
12月1日	スモン患者に鍼灸マッサージ施術無料化
12月17日	3団体共催特別講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
昭和54年 1979	
2月11日	第12回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
3月23日	学術講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
5月18日	第20回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 笹原貞次郎 開会の辞 林 實 会長挨拶 上野弥三郎 54年度予算(一般会計) 8,873,196円
7月29日	女子事務員(太田朋子)採用
8月1日	全鍼連会館落成 大鍼連の割当金額522万円納付
9月16日	第1回 学術指導研修会
9月23日	夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
11月4日	第2回 学術指導研修会
	◎スモンに対するはり・きゅう・マッサージの取扱い開始 (注)スモン(亜急性脊髄視神経末梢神経症)とは整腸剤キノホルム中毒によるもので、昭和30年頃から45年


	<p>の間に多発したスモン患者の救済対策として厚生省は、はり・きゅう・マッサージの無料化を通達した。厚生省スモン調査研究班は特に、はり通電の指導普及をした。</p> <p>はり・きゅう (イ) 医療との併給を認める (ロ) 料金は健康保険に準ずる (ハ) パルス通電は300円加算 (ニ) 回数は毎月5回までで施術期間は制限しない</p> <p>マッサージ はり・きゅうの場合と同趣旨であるが施術部位は5局所(600円)</p>
昭和55年 1980	
2月8日	全鍼連会館落成式
2月24日	第9回 3団体共催特別講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
3月16日	第13回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
5月16日	<p>第21回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター</p> <p>司会者 笹原貞次郎 開会の辞 林 實 会長挨拶 上野弥三郎</p> <p>55年度予算(一般会計) 8,513,753円</p> <p>役員改選にて林實氏 第3代会長就任</p>
7月11日	<p>全鍼連の法人化に関して(社)日本鍼灸師会、(社福)日本盲人会連合の3団体が、合意書に調印</p> <p>斯業は、鍼灸マッサージの総合団体として(社)全日本鍼灸マッサージ師会と、鍼灸の専門団体としての(社)日本鍼灸師会、並びにマッサージ専門団体としての(社)日本マッサージ師会の3団体に業界が再編成されることになった。</p>
7月27日	シリーズ学習会第1回開催(以下隔月5回シリーズ) 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
8月29日	夏期鍼灸治療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
10月9日	膠原病友の会を中心とした難病患者に対する鍼灸治療に対する請願書を大阪府議会に提出
10月10日	会員による治験例発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校B教室
11月7日	中国鍼法の実技講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
12月9日	林實会長が大阪府民生部障害更正課長(福本善英課長)に対して会館建設問題と三療研究所の件で陳情
昭和56年 1981	
1月21日	<p>全鍼連に対し社団法人認可</p> <p>以後名称は、全日本鍼灸マッサージ連合師会より、社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会となる(略称 全鍼師会)。</p> <p>参考資料(昭和56年3月1日大鍼連だより全鍼連法人化特集)</p> <p>中央における(社)日本マッサージ師会の設立にともない、大阪府でも地方組織としての(社)大阪府マッサージ師会の設立準備が始まる。</p>
1月25日	第10回 3団体共催特別講習会(最終回) 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
2月6日	三団体(大鍼連、大鍼会、府盲協)の業界再編成合同会議 於 関西鍼灸柔整専門学校
2月18日	<p>緒方マチ子公判(マッサージ施術中の大腿骨頸部骨折事件の本案よりの支援)</p> <p>大阪地方裁判所 同年3月9日無罪判決</p>
2月21日	八尾理療師会と本案、八尾鍼灸マッサージ師会の結成問題について会合
3月7日	会員治験例発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
3月18日	大鍼連、大阪府鍼灸師会、大阪府盲人福祉協会、大阪市盲人福祉協会と大阪府マッサージ師会結成問題を討議 於 大阪府盲人センター
3月21日	第14回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
4月20日	社団法人 大阪府マッサージ師会設立
6月12日	<p>第22回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター</p> <p>司会者 中村市正 開会の辞 南 晴雄 会長挨拶 林 實</p> <p>56年度予算(一般会計) 8,530,280円</p> <p>全鍼師会への入金は個人入会とし年会費2,500円は全額個人負担とする。</p>
8月23日	シリーズ学習会 以後毎月開催
8月28日	学術巡回公演会
11月20日	学術講習会 於 関西鍼灸柔整専門学校
昭和57年 1982	

3月21日	第15回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
5月14日	第23回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 中川几一郎 開会の辞 南 晴雄 会長挨拶 林 實 57年度予算(一般会計) 13,393,745円 会費値上げ1,500円に改正(全鍼師会年会費を全額本部負担とするため) マッサージ部、青年部の新設
7月1日	大阪労働基準局長と本会との間で労災保険取扱に関する団体協定締結
8月15日	第1回 シリーズ学習会 以降2回実施 於 関西鍼灸柔整専門学校
10月5日	九州災害見舞金を送付 本会会員14名に床下浸水 4名に床上浸水の見舞金給付
11月26日	「老人医療における鍼灸マッサージの取扱に関する請願書」を大阪市民生局に提出
12月13日	「老人医療における鍼灸マッサージの取扱に関する請願書」を12月15日の定例府議会に提出、継続審査と決定された。
12月14日	「老人医療における鍼灸マッサージの取扱に関する請願書」を本会と大鍼会が合同で提出
12月15日	本会と大鍼会との間で「老人保健連絡協議会」を発足
昭和58年 1983	
3月21日	第16回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
3月25日	老人保健一部負担金相当額事業の団体契約を大阪府各市町村長と大保協林實会長の間で締結
5月14日	第24回定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 岸野雅方 開会の辞 亀田 親 会長挨拶 林 實 58年度予算(一般会計) 16,146,947円 入会金5,000円に値上げ(現行3,000円) 相互扶助負担金1,000円徴収 結婚祝金10,000円に改正(現行5,000円)
6月13日	大野加久二先生ご逝去 (昭和27年11月、終戦の混乱で分裂状態だった府内の全業者を大同団結に導き「大鍼連」を結成させた陰の実力者で当時点字毎日編集長であった)
10月23日	青年部総会 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
昭和59年 1984	
1月21日	青年部総会 於 関西鍼灸柔整専門学校
2月3日	会員治験発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校
3月20日	第17回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
4月1日	第1回 シリーズ学習会 以降2回実施
5月14日	第25回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 岸野雅方 開会の辞 亀田 親 会長挨拶 林 實 58年度予算(一般会計) 18,182,706円
6月10日	日本保険鍼灸マッサージ師連盟、遂に解散
6月11日	マッサージ講座 於 関西鍼灸柔整専門学校
6月24日	大阪府保険鍼灸マッサージ師協会(大保協)創立10周年記念祝賀会 於 リバーサイドホテル
8月5日	マッサージ部学術部合同夏季大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
11月11日	第1回 会館建設委員会 従来の大阪府に対する会館再建の陳情と並行して本会の自己資金による会館建設案を検討
12月16日	沈再文先生特別講演会 於 関西鍼灸柔整専門学校
昭和60年 1985	
1月17日	盲人用録音物等発受施設の指定、郵政省より認可
2月2日	マッサージ部学術部合同治験発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校
3月21日	第18回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
5月14日	第26回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 伊藤久夫 開会の辞 有田 正 会長挨拶 林 實 60年度予算(一般会計) 19,113,530円

	<p>総会決議</p> <p>自己資金による会館建設案の可決</p> <p>(1) 会館建設資金計画 4千万円(金融機関よりの融資額2千万円《期間10年間》自己資金2千万円)</p> <p>(2) 師会単位分担金制度(1名につき月300円、昭和60年11月~70年11月まで)</p>
6月7日	シリーズ学習会(合計4回) 於 関西鍼灸柔整専門学校
11月23日	マッサージ講座 於 関西鍼灸柔整専門学校
昭和61年 1986	
2月1日	マッサージ部鍼灸部合同治験発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校
3月15日	<p>会館建設の用地、建物の不動産売買契約成立</p> <p>大阪市阿倍野区阪南町3-43-14</p> <p>売買代金 35,910,000円</p>
4月6日	月例研修会(合計4回)
5月9日	会館改造工事入札
5月23日	<p>第27回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター</p> <p>司会者 伊藤久夫 開会の辞 有田 正 会長挨拶 林 實</p> <p>61年度予算(一般会計) 19,347,521円</p>
6月10日	全鍼師会40周年記念祝賀会資金カンパ50万円送金
8月1日	事務所開き
8月3日	夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校
11月14日	<p>会館落成記念祝賀会 於 阿倍野区民ホール</p> <p>(会館建設協賛寄付金額 9,191,409円)</p>
昭和62年 1987	
2月1日	大阪府より大鍼連会館に対して研修施設助成金として100万円交付
3月1日	<p>定款改正委員会設置</p> <p>(イ)(名称の変更)大阪府鍼灸マッサージ連合師会の連合を削除して社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会に改正</p> <p>(ロ)(代議員制の廃止)従来の定期代議員総会は各師会よりの代議員制で構成されていたが、これを廃止して全会員で構成</p> <p>(ハ)(理事の定数)従来は理事若干名であったのが15名以上20名以内と定数を明記する。</p>
3月21日	第21回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
4月1日	四季の病シリーズ(合計4回)
5月14日	<p>第28回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター</p> <p>司会者 伊藤久夫 開会の辞 有田 正 会長挨拶 林 實</p> <p>62年度予算(一般会計) 18,963,709円</p> <p>入会時における納入金</p> <p>(1) 入会金 5,000円</p> <p>(2) 会館建設負担金 5,000円</p> <p>(3) 相互扶助負担金 1,000円</p>
7月5日	大鍼連大運動会 於 ファインプラザ大阪
10月5日	中国気功法(合計5回) 於 本会会館
昭和63年 1988	
2月7日	会員治験発表会 於 関西鍼灸柔整専門学校
3月21日	第22回 民族医学講演会 於 大阪大学付属病院B講堂
4月3日	四季の病シリーズ(合計4回) 於 関西鍼灸柔整専門学校
5月10日	大阪花博前売券発売委託 (大阪府より)
5月27日	<p>第29回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター</p> <p>司会者 伊藤久夫 開会の辞 有田 正 会長挨拶 林 實</p> <p>63年度予算(一般会計) 20,130,730円</p> <p>有田正氏 第4代会長に就任</p> <p>定款改正案承認</p>



	全鍼師会会費 4,500円値上げ、全額本部負担
7月17日	第5回 全国青年婦人大会in大阪'88 於 なにわ会館(現・ホテルアウイーナ大阪) 第1日 大弁論大会 特別講演「野球と鍼灸マッサージ」 竹之内雅史先生(元阪神タイガース選手) 「スポーツ障害の三療」 和田清吉先生(関西鍼灸短大教授) 分科会 第1分科会 健保取扱の拡大 第2分科会 スポーツテーピング実技 第3分科会 三療経営の近代化 第4分科会 業界における婦人の立場から
	
7月18日	第2日 「法律217号改正の意義と将来」 関野光雄先生(全鍼師会会長) 全体会議
8月7日	夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
10月1日	財団法人 東洋療法研修試験財団、設立基金拠出金納付 (会員1名につき5,000円拠出)
平成元年 1989	
4月3日	学術部研修会(合計3回)
5月26日	第30回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 伊藤久夫 開会の辞 亀田 親 会長挨拶 有田 正 元年度予算(一般会計) 18,502,358円 入会時納入金一部改正 会館運営負担金5,000円を14,000円に改正 財団法人設立拠出金5,000円の徴収 定款施行規則改正案
6月10日	大鍼連だより26号で廃刊 大鍼連ジャーナルに改名
7月28日	マッサージ部手技療法講習会(合計4回)
10月5日	本会独自の寝たきり老人ゼロ作戦の検討(在宅ケア・訪問リハビリ)
平成2年 1990	
1月16日	大阪市鍼灸マッサージ師協会、発足
3月28日	財団法人 東洋療法研修試験財団設立
4月21日	在宅ケアセミナー 於 関西鍼灸柔整専門学校
5月25日	第31回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 伊藤久夫 開会の辞 亀田 親 会長挨拶 有田 正 2年度予算(一般会計) 19,154,158円 (イ) 大阪府在宅老人福祉対策総合補助金特別事業の件(実施主体、府内市町村) 老人月間に65歳以上を対象に1名につき2回以内で鍼灸マッサージ施術費の助成 (ロ) 在宅ケア推進の件 従来は青年女性部の事業であったが本年度より本会の事業とする (ハ) 入会金1,000円値上げの件 全鍼師会入会金納入により
7月31日	会館建設資金融資の借入金、全額返済完了 昭和61年度富士銀行(現・みずほ銀行)大阪支店との間で2千万円融資期間10年間の返済計画であったが、会館運営資金より4,372,326円を流用して借入金を全額返済
8月5日	夏期鍼灸理療大学 於 関西鍼灸柔整専門学校講堂
10月11日	大阪府厚生大臣指定講習会実施協議会、発足 於 大阪市社会福祉センター 大阪府関係9団体で構成
11月23日	大鍼師会大運動会 於 大阪市身体障害者スポーツセンター(現・大阪市長居障がい者スポーツセンター) ◎大阪府内の施術所数 (イ) あん摩、マッサージ指圧施術所数 1,265 (ロ) はり・きゅう施術所数 1,529 (ハ) あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう施術所数 1,854



平成3年 1991	
4月17日	大阪府への定款一部変更申請(平成2年7月6日付)が正式に認可され、「社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会」へ名称変更となる。
5月3日	在宅ケア情報 第1号発刊
5月31日	第32回 定期代議員総会 於 大阪府谷町福祉センター 司会者 伊藤久夫 開会の辞 竜田 親 会長挨拶 有田 正 3年度予算(一般会計) 25,656,794円 本部会費500円値上げの件 全鍼師会年会費が6,000円に改正されたので全額本部負担に対応するため 出産祝の条文新設 第一子出産の際に10,000円給付 国民年金基金設立の件 職能型国民年金基金制度に協力
6月28日	厚生省、カイロプラクティックに対し規制通達 (イ) 禁忌、対象疾患の認識 (ロ) 一部の危険な手技の禁止 (ハ) 適切な医療受療の遅延防止 (ニ) 誇大広告の規制
10月14日	日本東洋医学系物理療法学会 第17回学術大会 大阪大会 於 大阪商工会議所 国際会議ホール テーマ 「高齢化社会と鍼灸マッサージ等手技療法」 ①特別講演 「心身症の鍼灸治療」 芹沢勝助先生(筑波大学名誉教授) 「心身症について」 多田政一先生(日本綜統学院代表) 「男性側に起因する不育症」 陳言霞先生(天津中医学院教授) 「心身症の医療」 中井吉次先生(関西医科大学心療内科) 「東洋医学系物理療法と現代医学への期待」 杉山良介先生(東邦大学医学部教授) ②実技公開 ③シンポジウム テーマ 「高齢化社会と鍼灸マッサージ等手技療法」 司会 中川米造先生(大阪大学教授) 厚生大臣指定講習会 1月18日 第1期 金曜コース 188名受講 1月20日 第1期 日曜コース 222名受講 6月21日 第2期 金曜コース 28名受講 6月23日 第2期 日曜コース 38名受講 合計受講者数 476名
	
平成4年 1992	
2月12日	第1回 手技セミナー(日本手技指圧療法) 於 関西医療学園専門学校講堂
2月13日	第2回 手技セミナー(日本手技指圧療法) 於 関西医療学園専門学校講堂
5月29日	第1回 通常総会 於 北区民センター (注) 定款改正に伴い代議員制より全会員制に移行、社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会として第1回目の総会となった。 司会者 伊藤久夫 開会の辞 竜田 親 会長挨拶 有田 正 4年度予算(一般会計) 25,875,846円 中川和雄大阪府知事 本会顧問就任 コンピュータ購入の件 在宅ケア部の新設
6月28日	在宅ケア講習会 於 関西医療学園専門学校
7月17日	点字プリンター購入
8月30日	夏期鍼灸理療大学 於 関西医療学園専門学校講堂 厚生大臣指定講習会 7月5日より開催 日曜コース 87名受講 金曜コース 21名受講 合計受講者数 108名
平成5年 1993	
3月12日	学術研修会 於 関西医療学園専門学校講堂




5月23日	第2回 通常総会 於 関西医療学園専門学校講堂 司会者 福島次巳 開会の辞 竜田 親 会長挨拶 有田 正 5年度予算(一般会計) 31,258,231円 会費値上げの件 月額500円の値上げをして現行2,000円を2,500円に改定 理由 会員総会による総会費の増大 事務職員2名採用による人件費の増大 健保取扱拡大運動等の費用増大
5月28日	大阪市民生局高齢化対策室企画調整課長と在宅ケア活動で懇談
6月27日	学術研修会 於 関西医療学園専門学校講堂
9月3日・5日	第1回 手技療法セミナー(日本手技指圧療法) 於 関西医療学園専門学校 (金曜コース、日曜コースに分け合計5回開催)
平成6年 1994	
5月14日	大阪府保険鍼灸マッサージ師協会(大保協) 創立20周年記念祝賀会 於 大阪リバーサイドホテル
2月12日	手技療法セミナー(合計2回開催) 於 関西医療学園専門学校講堂
4月20日	ハローインSRSA(健保連)に在宅支援情報提供コンピュータに訪問リハビリ担当者として登録
5月27日	第3回 通常総会 於 大阪社会福祉指導センター 司会者 福島次巳 開会の辞 竜田 親 会長挨拶 有田 正 6年度予算(一般会計) 35,580,438円
7月24日	保険部、在宅ケア部合同講習会 於 関西医療学園専門学校講堂
10月2日	鍼灸セミナー(合計4回開催) 於 関西医療学園専門学校講堂
10月7日	日本手技指圧研究会(合計3回開催) 於 関西医療学園専門学校講堂
1月23日～6月9日	厚生大臣指定講習会
平成7年 1995	
1月17日	阪神・淡路大震災発生 豊中師会員の家屋の全、半壊の被害会員をはじめ、西淀川、此花、北、城東、西成、東住吉、泉州、特別の各師会で10数名の会員が被災
2月14日	前会長 林 實先生ご逝去(85歳)
2月17日	震災被災者に大鍼師会、鍼灸マッサージ・ボランティア活動開始 以後7回開催(青年部主体)(2/19、2/26、3/3、3/5、3/12、3/19、3/26) 参加延人数94名
3月31日	阪神・淡路大震災義援金 1,692,000円 送付
4月9日	泉州師会発展的解散、泉北、岸和田、泉南の3師会発足
5月28日	第4回 通常総会 於 関西医療学園専門学校講堂 司会者 福島次巳 開会の辞 竜田 親 会長挨拶 有田 正 7年度予算(一般会計) 38,159,278円
6月4日	鍼灸セミナー(合計6回開催) 於 関西医療学園専門学校
7月7日	日本手技指圧研究会(合計5回開催) 於 関西医療学園専門学校
10月6日	手技療法セミナー(合計3回開催) 於 関西医療学園専門学校
10月1日	竜田親先生 勲六等単光旭日章受章祝賀会 於 東映ホテル(天王寺区)
10月25日	カイロ等無資格営業撲滅決起大会に参加 於 日比谷野外音楽堂
10月29日	トレーナーズ講習会 於 大阪府谷町福祉センター
平成8年 1996	
1月12日	鍼灸セミナー(合計3回開催) 於 関西医療学園専門学校
1月26日	スポーツトレーナー講習会(合計6回開催) 於 関西医療学園専門学校柔道場
4月21日	公的介護保険及び在宅ケア屋台村講習会 於 関西医療学園専門学校講堂
5月24日	第5回 通常総会 於 大阪社会福祉指導センター 司会者 福島次巳 開会の辞 中川几一郎 会長挨拶 有田 正

	8年度予算（一般会計） 39,730,802円
6月20日	横山ノック大阪府知事本会会館来訪 続いて訪問リハビリの施術現場視察（東住吉区内患家）
6月22日	相談役 福岡 章ご逝去（82歳）
7月5日	日本手技指圧研究会（合計5回開催） 於 本会会館
8月中旬	大阪府鍼灸マッサージ師会（大鍼師会）事務所改装
8月20日	菅直人厚生大臣より感謝状（阪神・淡路大震災ボランティア活動により）
9月15日	公的介護保険参画に向けての対策会議 （大阪市内を除く府内の師会長、保険部長、在宅ケア部長）
10月13日	手技療法セミナー（合計6回開催） 於 本会会館 国体リハーサル大会ボランティア参加 8月14日～18日 ホッケー 於 長居陸上競技場 9月 7日～ 8日 陸上競技 於 長居陸上競技場 2月10日～11日 剣道 於 藤井寺市立市民総合体育館
平成9年 1997	
4月1日	医療法等の権限移譲に伴う業務の実施について （大阪府知事から大阪市長に移譲される事務）
4月4日	日本手技指圧研究会（合計5回開催） 於 本会会館
5月25日	第6回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 岡田 稔 開会の辞 中川几一郎 会長挨拶 有田 正 9年度予算（一般会計） 40,982,907円 大阪府鍼灸マッサージ師会政治連盟の設立
7月8日	副会長 竜田親先生ご逝去（76歳）
9月7日	鍼灸セミナー（合計4回開催） 於 関西医療学園専門学校
9月19日	手技療法セミナー（合計3回開催） 於 本会会館
11月3日	「在宅最前線」講演会 於 阪南パラドーム
12月25日	大阪市長感謝状受賞（なみはや国体ボランティア活動） 「ふれ愛ピック大阪」リハーサル大会 スポーツトレーナーボランティア参加 5月24日～25日 陸上競技 於 長居第2陸上競技場 グラウンドソフトボール 於 久宝寺緑地公園陸上競技場 第52回 国民体育大会「なみはや国体」 スポーツトレーナーボランティア参加 10月25日～30日 ホッケー、レスリング、サッカー、剣道、重量挙げ、の各競技場分担 第33回 全国身体障害者スポーツ大会「ふれ愛ピック大阪」 スポーツトレーナーボランティア参加 11月2日～3日 於 長居陸上競技場
平成10年 1998	
1月19日	大阪府知事感謝状受賞（ふれ愛ピック大阪ボランティア活動）
1月20日	FAX着信「介護支援専門員実務研修受講試験対象者の範囲にあん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師も決定」
1月30日	府立障害者交流促進センター「ファインプラザ大阪」にて障害者スポーツトレーナーボランティア活動の継続実施決定
1月31日	全鍼師会政治資金カンパ額 1,268,500円
2月6日	日本手技指圧研究会（合計3回開催） 於 本会会館
3月1日	保発150号通達の周知徹底を図るための各師会保険部長会議
3月8日	介護支援専門員の説明会 於 本会会館
5月22日	第7回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 岡田 稔 開会の辞 中川几一郎 会長挨拶 有田 正



	<p>10年度予算(一般会計) 38,108,041円</p> <p>第1回 政治連盟総会</p> <p>機構改革案承認</p> <p>組織強化と敏速な行動を目指して従来の機構を変更し総務局、学術保険局、組織局、財務局を新設し、副会長が各局長となり各部はそれぞれの局に統合される。又、在宅ケア部、保険部を廃して、介護部、渉外部、法制部、健保部、労災部、生保部を新設した。</p>
6月28日	介護支援専門員実務研修試験勉強会(合計3回開講) 於 阪南パラドーム
9月20日	第1回 大阪府介護支援専門員実務研修受講試験(約150名受験)
10月17日	監事 笹原貞次郎先生ご逝去(71歳)
12月6日	学術保険局主催講習会 於 阪南パラドーム
平成11年 1999	
2月6日	日本手技指圧研究会(合計3回開催) 於 本会会館
4月4日	大東四條躰師会発足
4月11日	東淀川師会発足(師会数43師会となる)
5月30日	<p>第8回通常総会 於 阪南パラドーム</p> <p>司会者 岡田 稔 開会の辞 中川凡一郎 会長挨拶 有田 正</p> <p>11年度予算(一般会計) 38,497,662円</p> <p>第2回政治連盟総会</p> <p>定款一部改正 居宅介護支援事業の項目追加</p>
7月30日	大阪府より居宅介護支援事業所指定
8月1日~2日	<p>第16回 全国青年女性大会in大阪'99 於 大阪国際交流センター</p> <p>メインテーマ「あなたが業界の星となるために」</p> <p>開会式に横山ノック大阪府知事、磯村隆文大阪市長それぞれご本人出席の上祝辞</p> <p>1日目 第1分科会 「激論全鍼師会に問う」</p> <p>第2分科会 「保険マル秘テクニック」</p> <p>第3分科会 「KATAの部屋」</p> <p>第4分科会 「国民のニーズ・経営法」</p> <p>夜間 懇親会終了後「朝までトーク」</p> <p>2日目 朝からトーク</p>
8月4日	監事 大保協事務局次長 本石篤先生ご逝去(68歳)
8月6日	本会会館隣家売買契約(購入価格2,700万円)
9月26日	保険特別講習会 於 阪南パラドーム
10月16日	居宅介護支援事業所における介護支援専門員の登録者59名
11月4日	丹羽雄哉厚生大臣より本会が団体表彰受賞
11月28日	学術保険局主催 介護保険講習会 於 阪南パラドーム
12月6日	学術保険局主催講習会 於 阪南パラドーム
平成12年 2000	
2月10日	AB会員制度廃止、B会員は負担金なしにA会員へ移行し、入会金免除制度は廃止
4月1日	<p>介護保険スタート</p> <p>大阪府からの指定以来、23回もの内部研修会を行い、本格的に居宅介護支援事業開始</p> <p>日本保険鍼灸師連合会の運動等により、自民党議連「鍼灸マッサージを考える会」が発足</p>
4月2日	淀川・三国師会合併により新淀川師会発足(師会数42師会となる)
4月16日	大阪府身体障害者卓球大会スポーツケアボランティア 於 堺市金岡公園体育館
5月26日	<p>第9回 通常総会 於 リーガロイヤルホテル</p> <p>司会者 岡田稔 開会の辞 中川凡一郎 会長挨拶 有田正</p> <p>12年度予算(一般会計) 38,174,896円</p> <p>第3回 政治連盟総会</p> <p>有田正会長勇退、中川凡一郎氏 第5代会長に就任</p> <p>基本方針「輪は大きく絆は強く」を継承し、「技術の練磨、資質の向上」</p> <p>法人化40周年記念祝賀会「煌いて大鍼師会40周年」</p>
	
	

10月15日	会費値上げの件 月額500円の値上げをして現行 2,500円を 3,000円に改定 理由 全鍼師会年会費の値上げ、及び、隣家購入に伴う	
10月29日	大鍼師会ミレニアム運動会 於 ファインプラザ大阪	
平成13年 2001		
1月28日	在宅ケア研究会	
2月18日	有田正先生 勲五等瑞宝章受章祝賀会 於 リーガロイヤルホテル	
4月22日	新会館改装資金借り入れ承認 大阪銀行(現・関西みらい銀行)より 1,000万円を借入れ5年返済	
5月13・14日	全鍼師会会長に杉田久雄氏選出	
5月27日	第10回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 川見善隆 開会の辞 伊藤久夫 会長挨拶 中川几一郎 13年度予算(一般会計) 42,786,000円 第4回政治連盟総会 協同組合設立を承認	
11月10日	特別講演会 於 三井アーバンホテル大阪ベイタワー 「健康保険制度における療養費の取扱い現状について」 厚生労働省保険局医療課 療養指導専門官 上田孝之氏 「代替医療における統合医療について」 関西医科大学教授 有田清三氏 「大阪における健保取扱いの現状について」 大保協事務局長 辻野治孝氏	
平成14年 2002		
1月2日	第2代会長 上野弥三郎先生ご逝去(93歳)	
5月24日	保発第0524003号通知により、はり・きゅう療養費の期間・回数制限が撤廃	
5月26日	第11回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 川見善隆 開会の辞 伊藤久夫 会長挨拶 中川几一郎 14年度予算(一般会計) 41,149,600円 第5回政治連盟総会 大阪東洋療法協同組合設立総会 中川几一郎会長2期目続投 基本方針「広めよう暁雄の輪、究めよう医術の技」 <部の廃止及び新設> 事業部・渉外部を廃部(事業部の業務を協同組合へ、渉外活動は会長・副会長及び各理事が活動) 在宅ケア部・スポーツケア部を新設	
6月2日	大阪東洋療法協同組合設立承認	
7月17日	大阪府より大阪東洋療法協同組合設立が認可され、初代理事長に中川几一郎氏が就任	
10月27日	第4回 理事会 第3回 師会長会にて、各師会総会助成金の廃止決定 特別講演会「健康保険制度における療養費の現状の留意事項について」 厚生労働省保険局医療課 療養指導専門官 上田孝之氏	
11月17日	平成14年度 第1回 各師会在宅ケア部長連絡会議	
12月11日	第2回 介護部特別研修会 「サービス担当者会議について」 於 阪南パラドーム	
12月15日	役員合同研修会 「協同組合設立の意義と経営について」 NPO法人トリプルエー代表 本多雄一	
平成15年 2003		
1月26日	平成14年度 第2回 在宅ケア部長連絡会議 於 関西医療学園	
2月22・23日	第3回 介護部特別研修会 於 阪南パラドーム 「フローチャートを用いたケアプラン作成」 国際医療福祉大学医療福祉科助教授 式恵美子	
4月1日	大阪東洋療法協同組合保険取扱開始	
5月18日	第12回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 川見善隆 開会の辞 伊藤久夫 会長挨拶 中川几一郎 15年度予算(一般会計) 41,209,000円 第6回政治連盟総会	

	第2回 大阪東洋療法協同組合通常総会	
6月1日	第4代会長 有田正先生ご逝去 (74歳)	
6月22日	平成15年度 第1回 各師会在宅ケア部長連絡会議	
7月6日	中川几一郎先生 勲六等単光旭日章受章祝賀会 於 大阪全日空ホテル (現・ANAクラウンプラザホテル大阪)	
10月11日	介護事業経営者の意見交換会	
11月15・16日	「近畿高校駅伝競走大会」 スポーツケアボランティア 於 泉南郡ひまわりドーム	
11月30日	大阪府保険鍼灸マッサージ師協会 (大保協) 創立30周年記念祝賀会 於 ホテル日航大阪	
平成16年 2004		
1月18日	平成15年度 臨時総会、新春年賀パーティ同時開催 於 天王寺都ホテル大阪 (現・都シティ大阪天王寺) 議案「社団法人大阪府鍼灸マッサージ師会 定款の改正」 「大阪東洋療法協同組合 共同計算事業規約の作成」	
5月16日	第13回 通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 川見善隆 開会の辞 伊藤久夫 会長挨拶 中川几一郎 16年度予算 (一般会計) 44,995,000円 第7回政治連盟総会 第3回大阪東洋療法協同組合通常総会 中川几一郎会長勇退 伊藤久夫氏 第6代会長に就任 基本方針「保健・医療・福祉に貢献する鍼灸マッサージ師の発展母体の基盤拡充」 財務部は財務局、広報部は広報局、介護部は介護局として独立し、スポーツケア部は廃部となる	
6月20日	平成16年度 鍼灸マッサージ師の生涯研修がスタート (16年度11回開催)	
7月11日	鍼灸マッサージ治療院経営セミナー (協同組合主催)	
9月5日	協同組合共同計算事業 7月分申請額1億円突破	
10月10日	厚生労働省保険局医療課長通知 (保医発1001002号) 「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」 説明会 於 森ノ宮医療学園	
11月25日	大阪府民集会 (大阪府地域医療推進協議会主催)	
12月1日	「マッサージ類似店舗の営業適正化等を求める意見書」が大阪市議会にて全会一致で採択	
12月12日	長期休暇制度基盤整備セミナー (協同組合主催) 「職場の効率化で長期休暇取得をすすめよう」 人材開発コンサルタント 岡井保千代	
平成17年 2005		
1月23日	長期休暇制度基盤整備セミナー (協同組合主催) 「好事例に習い、長期休暇取得を推進しよう」 NPO法人トリプルエー代表 本多雄一	
2月1日	大鍼師会ジャーナル 100号発行	
3月27日	平成17年度 3月通常総会 於 天王寺東映ホテル (現・ホテルパリタワール大阪天王寺) 司会者 小谷 肇 開会の辞 福島次巳 会長挨拶 伊藤久夫 17年度予算 (一般会計) 46,160,000円 政治連盟 左藤章後援会「章鍼会」設立総会	
3月30日	厚生労働省保険局医療課長通知 (保医発第0330001号) 「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」 の一部改正について	
5月29日	平成17年度 5月通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 小谷 肇 開会の辞 池川修治 会長挨拶 伊藤久夫 第8回政治連盟総会 第4回大阪東洋療法協同組合通常総会 社団法人化50周年記念事業積立金案が承認 「エイズ講習会」 NPO法人 HIVと人権・情報センター講師	
6月5日	「個人情報保護法」研修会 講師 NPO法人トリプルエー代表 本多雄一	
7月2~4日	エイズ国際会議 (ICAAP) 於 神戸国際会議場 本会からボランティアマッサージに30名参加	

9月25日	往療での駐車許可申請が一部認められ、「駐車許可申請書の記載説明会」を開催	
平成18年 2006		
2月19日	第6回理事会・第4回師会長会 新会館建設用地が地下鉄昭和町駅より徒歩4～5分の現在地に決定	
3月19日	平成18年度 3月通常総会 於 阪南パラドーム 司会者 小谷 肇 開会の辞 池川修治 会長挨拶 伊藤久夫 18年度予算(一般会計) 45,385,000円	
5月28日	平成18年度 5月通常総会 於 関西医療学園専門学校本館ホール 司会者 小谷 肇 開会の辞 福島次巳 会長挨拶 伊藤久夫 第9回政治連盟総会 第5回大阪東洋療法協同組合通常総会 伊藤久夫会長2期目続投 居宅介護支援事業所人員基準満たせず平成17年9月に業務中止、平成18年3月末を持って廃止 介護局を廃止し、介護部は保険局の管轄に 特別講演会 「介護保険制度改正について ～介護予防を中心に～」 大阪府健康福祉部高齢介護室 介護保険課長 泉 潤一	
6月8日	会館新築工事起工式	
6月11日	保険取扱特別講習会 (保険局通知0523003号について) 「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」	
7月30日	第3回 理事会・第3回 師会長合同会議 第6回全鍼師会大会 in なにわ 実行委員会設置 地域強化推進協議会及び経営者協議会設置	
10月9日	全鍼師会大会 in なにわ 第1回実行委員会	
10月末	新会館完成	
11月11日	新会館竣工式 17日大鍼師会、22日協同組合が引越し 会館建設協賛金(平成18年10月20日時点) 各師会協賛 29師会 12,371,500円 個人・治療院協賛 11,277,000円 関係団体等 2,253,231円 総合計 25,901,731円	
12月3日	第1回 鍼灸マッサージ師の経営セミナー 「自分で作るホームページ」津下恵永 「税金対策はこれだ!」杉光弘幸	
12月10日	大阪府鍼灸マッサージ会館落成記念式典 於 都ホテル大阪	
平成19年 2007		
3月11日	全鍼師会大会 in なにわ 第2回実行委員会 第2回鍼灸マッサージ師の経営セミナー 「年間3億円を越える売上!講師の経営理念を学ぶ」(社)全日本鍼灸マッサージ師会副会長 堀 昌弘	
3月18日	平成19年度 3月通常総会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館 司会者 小谷 肇 開会の辞 福島次巳 会長挨拶 伊藤久夫 19年度予算(一般会計) 41,530,000円 大阪東洋療法協同組合臨時総会 組織の再構築として総務局に庶務部・広報部にIT推進部を追加 特別研修会「健保・生保の適正な取扱について」 大阪市健康福祉局生活福祉部 保険年金課係長 松本ひとみ 護課係長 大野一世	
4月15日	全鍼師会大会 in なにわ 第3回実行委員会	
5月27日	平成19年度5月通常総会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館 司会者 小谷 肇 開会の辞 池川修治 会長挨拶 伊藤久夫 第10回 政治連盟総会 第6回 大阪東洋療法協同組合通常総会	

7月8日～9日	第6回 全鍼師会大会 in なにわ 於 シェラトン都ホテル大阪 大会テーマ「みんなで創ろう“確かなビジョン”」 全国から参加者約1,000名
12月9日	役員合同研修会「規制緩和と法令遵守」 講師 (社)全日本鍼灸マッサージ師会法制局長 川村雅章
平成20年 2008	
1月26日	大鍼師会相談役 南 晴雄先生 ご逝去(84歳)
3月30日	平成20年度 3月通常総会 於 天王寺都ホテル(現・都シティ大阪天王寺) 司会者 小谷 肇 開会の辞 福島次巳 会長挨拶 伊藤久夫 20年度予算(一般会計) 44,910,000円 基本方針「公益法人が常に強い組織でなければならない 大鍼師会 更なる組織強化」
5月25日	平成20年度 5月通常総会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館 司会者 小谷 肇 開会の辞 池川修治 会長挨拶 伊藤久夫 第11回政治連盟総会 第7回大阪東洋療法協同組合通常総会 (協同組合取扱手数料 2.3%、消費税は別途徴収) 伊藤久夫会長3期目統投
6月8日	社団統合協議会設置
8月31日	会館にAED設置
9月28日	「声の大鍼師会ジャーナル」21年度よりカセットテープからデジタイ化へ
12月14日	法人化50周年記念式典実行委員会設置 社団統合協議会解散(全6回、大阪府鍼灸師会と統合について協議を重ねるものの合意に至らず)
平成21年 2009	
1月18日	健保推進協力金より全鍼師会へ100万円カンパ
2月22日	保険取扱講習会 於 天王寺都ホテル(現・都シティ大阪天王寺)
3月29日	平成21年度3月通常総会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館 司会者 小谷 肇 開会の辞 福島次巳 会長挨拶 伊藤久夫 21年度予算(一般会計) 45,800,000円 基本方針「公益法人は常に強い組織でなければならない 公益法人制度改革による一層の組織強化」
	
4月19日	新公益法人推進勉強会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館
5月24日	平成21年度 5月通常総会 於 大阪府鍼灸マッサージ会館 第12回 政治連盟総会 第8回 大阪東洋療法協同組合通常総会
8月9日	ABC朝日放送ラジオで鍼灸マッサージ啓発のCM放送
10月11日	大阪府保険鍼灸マッサージ協会(大保協)の発展的解消を承認、平成22年4月より大保協会員は大阪東洋療法協同組合(現 大阪府東洋療法協同組合)へ移行
12月20日	健康保険取扱講習会開催 「健保・生保の適正な取扱について」全国健康保険協会大阪支部 吉川浩司 大阪市健康福祉局生活福祉部 大野一世 「レセプトシステムバージョンアップ」日本データサービス株式会社 山下 太
平成22年 2010	
2月16日	社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会 法人化50周年記念式典開催 於 ホテルニューオータニ大阪

学術・生涯研修 (平成22年～)

平成22年度 生涯研修会	
第1回	<p>「パーキンソン病の最新治療法 理学療法アプローチ」 <small>関西医療大学 教授 鈴木俊明</small></p> <p>「パーキンソン病の最新治療法 最新医学情報」 <small>北野クリニック 院長 北野英基</small></p> <p>「パーキンソン病の最新治療法 鍼灸マッサージの臨床」 <small>履正社医療スポーツ専門学校 専任教員 建部陽嗣</small></p>
第2回	<p>「婦人科疾患及び不妊症」 <small>森ノ宮医療学園専門学校 鍼灸学科 于 思</small></p> <p>「お灸（温灸）の良さを再発見」 <small>行岡鍼灸専門学校 学科主任 西口陽通</small></p> <p>「東洋医学を取り入れた食養生」 <small>大阪国際大学短期大学部 教授 久木久美子</small></p>
第3回	<p>「スポーツマッサージ上肢」 <small>関西運動器障害研究会 並川一利</small></p> <p>「スポーツマッサージ下肢」 <small>関西運動器障害研究会 並川一利</small></p> <p>「スポーツ鍼灸各論下肢」 <small>森ノ宮医療学園専門学校 鍼灸学科 松下美穂</small></p>
第4回	<p>府民公開講座（テクスピア大阪）</p> <p>「いきいき すこやかに」 <small>藤森クリニック 院長 藤森次勝</small></p> <p>「子どもに学ぶ人間学 ～笑顔が一番～」 <small>KANSAI こども研究所所長 保育士・こどもコンサルタント 原坂一郎</small></p> <p>「身近に受けられる鍼灸マッサージ」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 西村久代</small></p>
第5回	<p>「選手心理とメンタルトレーニング」 <small>履正社科学体育研究所 石川衣左夫</small></p> <p>「キネシオテーピング理論」 <small>日東電工トレーナー 森川敬忠</small></p> <p>「キネシオテーピング実技」 <small>日東電工トレーナー 森川敬忠</small></p>
第6回	<p>「鍼灸マッサージのリスク管理」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 古田高征</small></p> <p>「救 急 法」 <small>日本赤十字病院</small></p>
第7回	<p>府民公開講座（千里ライフサイエンスセンター） <small>内容は第4回と同様</small></p>

平成23年度 生涯研修会	
第1回	<p>「鍼灸適応疾患シリーズ腰痛・坐骨神経痛」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 村上正人</small></p> <p>「鍼灸適応疾患シリーズ・五十肩」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 宮本 信</small></p> <p>「鍼灸適応疾患シリーズ頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 宮脇正之</small></p>
第2回	<p>「脳卒中最新医学情報」 <small>加納内科 院長 加納康至</small></p> <p>「生活習慣病予防のサプリメント」 <small>(社) 大阪府薬剤師会 理事 堀越博一</small></p> <p>「生活習慣病の予防と食養生」 <small>大阪国際大学短期大学部 准教授 久木久美子</small></p>
第3回	<p>「慢性疼痛に対するアプローチ理学療法士の立場から」 <small>なぎさクリニック 理学療法士 川崎康彦</small></p> <p>「慢性疼痛に対するアプローチ医師の立場から」 <small>関西医療大学 教授 中塚映政</small></p> <p>「慢性疼痛に対するアプローチ鍼灸マッサージ師の立場から」 <small>履正社医療スポーツ専門学校 教員 古田高征</small></p>
第4回	<p>府民公開講座（天王寺都ホテル）</p> <p>「ターミナルケア」 <small>(社) 藤井寺医師会 副会長 数尾診療所 院長 数尾 展</small></p>
第5回	<p>「鍼灸マッサージ師にもできる脳神経系の検査法」 <small>履正社医療スポーツ専門学校 教員 建部陽嗣</small></p> <p>「あなたの治療院での接遇とリスク管理」 <small>JAPAN SIQ協会 米谷侑子</small></p> <p>「脳神経疾患後遺症の鍼灸」 <small>森ノ宮医療大学 教授 山下 仁</small></p>
第6回	<p>女性の健康と美</p> <p>「美容 鍼 灸」 <small>明治東洋医療学院専門学校 教員 高野道代</small></p> <p>「アロマセラピー」 <small>大阪電気通信大学 教授 武田ひとみ</small></p> <p>「美容マッサージ」 <small>元ポーラ化粧品技術員マッサージ師 大成由美子</small></p>

平成24年度 生涯研修会	
第1回	<p>「地域福祉の推進について」 <small>大阪府福祉部地域福祉推進室 課長補佐 辻 輝昭</small></p> <p>「高齢者支援事業 地域包括支援センターの役割と現状」 <small>阿倍野地域包括支援センター 主査 加藤敬子</small></p> <p>「地域における鍼灸マッサージ師の役割」 <small>(社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 会長 伊藤久夫</small></p>
第2回	<p>「健康とは 東洋医学と健康」 <small>森ノ宮医療大学 非常勤講師 中村真理</small></p> <p>「健康とは（食事）」 <small>神戸女子大学 准教授 坂元美子</small></p> <p>「健康とは（こころ）」 <small>日本笑い学会 副会長 長島平洋</small></p>
第3回	<p>「在宅での看取り」 <small>益田診療所 副院長 外山 学</small></p> <p>「在宅での看取り」 <small>淀川キリスト教病院 主任看護師 高沢洋子</small></p> <p>「認知症・虐待」 <small>(公社) 大阪府介護支援専門員協会 研修センター部長 福田弘子</small></p>
第4回	<p>「慢性疼痛（腰痛）」 <small>履正社医療スポーツ専門学校 教員 古田高征</small></p> <p>「在宅鍼灸マッサージ」 <small>(公社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 西村久代</small></p> <p>「在宅看護のリスク管理」 <small>なごみライフ訪問看護ステーション 看護師 山本 恵</small></p>
第5回	<p>府民公開講座（天王寺都ホテル）</p> <p>ターミナルケア「あなたの家族に介護が必要になったら」 <small>大阪府福祉部高齢介護室介護支援 課長 植木堅二</small> <small>大阪府内科医会 理事 寺田秀興</small> <small>大阪府訪問看護ステーション協議会 理事 立石容子</small> <small>(公社) 大阪介護支援専門員協会 田内みどり</small> <small>(公社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 西村久代</small></p>
第6回	<p>「介護予防教室」 <small>(公社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 宮本 信</small></p> <p>「ガンの予防禁煙」 <small>泉岡医院 院長 泉岡利於</small></p> <p>「ガンの不定愁訴への鍼灸」 <small>明治国際医療大学 准教授 福田文彦</small></p>

平成25年度 生涯研修会	
第1回	<p>「健康おおさか21」 <small>大阪府健康医療部保健医療室 課長 撫井賀代</small></p> <p>「メタボリックシンドローム対策」 <small>宮川内科医院 院長 宮川松剛</small></p> <p>「明日からできる東洋医学の診療入門」 <small>大阪医療技術学園専門学校 学科長 奈良上真</small></p>
第2回	<p>「健康長寿の処方箋」 <small>大阪市立大学医学部 名誉教授 井上正康</small></p> <p>「終末期看護」 <small>大阪医科大学付属病院 看護部 緩和ケア看護認定看護師 長崎美奈子</small></p> <p>「終末期の鍼灸マッサージ」 <small>(公社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 西村久代</small></p>
第3回	<p>「ロコモティブシンドロームを知ろう」 <small>(一社) 大阪府医師会 副会長 茂松茂人</small></p> <p>「ロコモティブシンドロームの評価とプログラム」 <small>(公社) 大阪府理学療法士会 会長 大工谷新一</small></p> <p>「介護保険制度」 <small>(公社) 大阪介護支援専門員協会 村山尚紀</small></p>
第4回	<p>「疼痛管理」 <small>(公社) 大阪府薬剤師会 理事 西川直樹</small></p> <p>「緩和ケア」 <small>大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 看護部 緩和ケア看護認定看護師 岩田 香</small> <small>明治国際医療大学 特任教授 矢野 忠</small></p>
第5回	<p>府民公開講座（天王寺都ホテル）</p> <p>「認知症を学び 地域で支えよう」 <small>大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 課長 植木堅二</small></p> <p>「血管ほぐし健康法」 <small>大阪市立大学医学部 名誉教授 井上正康</small></p>
第6回	<p>「経穴部位国際標準化への歩みと今後の経穴研究」 <small>関西医療大学 准教授 坂口俊二</small></p> <p>「腰部脊柱管狭窄症について」 <small>行岡鍼灸専門学校 専任教員 田中健一</small></p> <p>「統合医療と鍼灸治療」 <small>森ノ宮医療大学 教授 山下 仁</small></p>

平成26年度 生涯研修会	
第1回	<p>「食育と健康」～食生活から見える日本の過去、現在そして未来～ (公社)大阪府栄養士会 会長 藤原政嘉</p> <p>「認知症への看護」 訪問看護ステーションハートフリーやすらぎ 認知症看護認定看護師 笹山志帆子</p> <p>「認知症への鍼灸マッサージ施術」 (公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 西村久代</p>
第2回	<p>「緩和ケアにおける鍼灸臨床」 明治国際医療大学 准教授 和辻 直</p> <p>「医療機関における鍼灸」 (一財)東洋医学研究所 吉川 信</p> <p>「虫垂切除痕が身体の痛みにも及ぼす影響について」 (一財)東洋医学研究所 吉川 信</p>
第3回	<p>「腰 下肢痛」 (一社)大阪府医師会 副会長 茂松茂人</p> <p>「血液検査から診る健康管理」 (公社)大阪府臨床検査技師会 会長 運天政五郎</p> <p>「新しい東洋医学の診察方(七星論入門)」 関西医療大学 講師 中吉隆之</p>
第4回	<p>「ホームドクターのすすめ」 加納病院 院長 加納康至</p> <p>「呼吸理学療法」～フジカルアセスメントと胸郭可動域訓練の意義 (公社)大阪府理学療法士会 理事 千葉一雄</p> <p>「認知症に対する鍼灸の効果」 明治国際医療大学 特任教授 矢野 忠</p>
第5回	<p>府民公開講座(天王寺都ホテル)</p> <p>「在宅での看取り～終末期への取り組み～」 淀川キリスト教病院 訪問看護ステーション所長 高澤洋子</p> <p>「社会と考えるiPS細胞」 京都大学iPS細胞研究所 上廣倫理研究部門 准教授 八代嘉美</p>
第6回	<p>「不妊治療に関して必要なもの」 IVFなんばクリニック 鍼灸師 粉川知也子</p> <p>「妊産婦へのケア」 (一社)大阪府助産師会 会長 大平純子</p> <p>「婦人科疾患への鍼灸」 大阪医療技術学園専門学校 学科長 奈良上眞</p>

平成27年度 生涯研修会	
第1回	<p>「スポーツ障害・コンディショニングに対する鍼灸」 明治国際医療大学 教授 片山憲史</p> <p>「スポーツ鍼灸」～肩部の障害の診方～ 森ノ宮医療学園 鍼灸学科 学科長 松下美穂</p> <p>「指導者の目線から」 (一社)井村シンククラブ 代表 井村雅代</p>
第2回	<p>「8020」から歯と口の健康を考える (一社)大阪府歯科医師会 理事 山上博史</p> <p>「いきいき体操」 大阪市西成区役所保健福祉センター保健福祉課担当係長 保健師 藤井広美</p> <p>「在宅患者の症状・苦痛に対する看護 ～呼吸困難の患者に対する援助～」 訪問看護ステーションハートフリーやすらぎ 管理者 訪問看護認定看護師 大橋奈美</p>
第3回	<p>「頸上肢症状に対する診察と治療」 みやざき整形外科 院長 宮崎 浩</p> <p>「神経痛」 京都府立医科大学 在宅チーム医療推進学 特任助教 建部陽嗣</p> <p>「パーキンソン氏病患者に対する訪問リハビリテーション」 (公社)大阪府理学療法士会 理事 守安久尚</p>
第4回	<p>「腰下肢症状に対する診察と治療」 さくら会病院 整形外科 副院長 松村文典</p> <p>「腰下肢痛に対する鍼灸」 履正社医療スポーツ専門学校 教員 古田高征</p> <p>「鍼灸師のための在宅往療ポイントレッスン」 (一社)和歌山県鍼灸師会 会長 萩野利赴</p>
第5回	<p>府民公開講座(天王寺都ホテル)</p> <p>「新しい介護保険制度と「認知症」」 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 課長補佐 坂口達也</p> <p>「東洋医学と養生」 明治国際医療大学 特任教授 矢野 忠</p>
第6回	<p>「お灸ビューティー」 履正社医療スポーツ専門学校 教員 桑原理恵</p> <p>「栄養学とダイエット」 神戸女子大学 准教授 坂元美子</p> <p>「エビデンスからみた不妊に対する鍼灸治療」 明治国際医療大学 講師 田口玲奈</p>

平成28年度 生涯研修会	
第1回	<p>「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために ～地域包括ケアシステムの実現に向けて～」 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 課長補佐 吉田晶子</p> <p>「高齢者の認知症の理解と介護家族の声」 (公社)認知症の人と家族の会 大阪府支部代表 坂口義弘</p> <p>「地域包括システムと「いきいき百歳体操」」 (公社)大阪府鍼灸マッサージ師会 副会長 西村久代</p>
第2回	<p>「訪問歯科診療の口腔ケア」 (一社)大阪府歯科医師会 理事 山本道也</p> <p>「嚥下障害改善への取り組み」 (一社)大阪府言語聴覚士会 会長 藤井達也</p> <p>「認知症ケア」 社会医療法人美杉会 介護老人保健施設美杉 認知症認定看護師 西池靖子</p>
第3回	<p>「スポーツ障害」 ダイナミックスポーツ医学研究所 所長 大久保衛</p> <p>「スポーツ鍼灸の基礎と臨床現場への応用」 明治国際医療大学 助教 吉田行宏</p> <p>「アスレティックトレーナー(AT)の視点から」 履正社医療スポーツ専門学校 専任教員 足立麻由佳</p>
第4回	<p>「脊椎疾患の診察と治療」大阪医療センター 整形外科・脊椎外科 長本行隆</p> <p>「腰下肢症状に対する鍼灸治療」 履正社医療スポーツ専門学校 教員 古田高征</p> <p>「頸上肢症状に対する鍼灸治療」 京都府立医科大学 在宅チーム医療推進学 特任助教 建部陽嗣</p>
第5回	<p>府民公開講座(天王寺都ホテル)</p> <p>「タンパク質を摂りましょう!～ロコモケア～」 味の素(株)大阪支社営業企画グループ 菅沼公恵</p> <p>「健康と適正運動強度」 (株)公園マネジメント研究所所長(一社)日本スロージョギング協会 顧問 小野 隆</p>
第6回	<p>「不妊治療のカウンセリング」 漢方の野崎薬局鍼灸院 野崎利晃</p> <p>「妊孕性を上げるための基礎知識」 漢方の野崎薬局鍼灸院 野崎利晃</p> <p>「子育てと地域社会」 (一社)大阪府助産師会 産前産後ケアセンター長 大平純子</p>

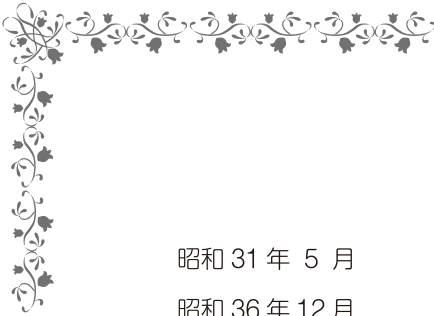
平成29年度 生涯研修会	
第1回	<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 課長補佐 松山昌起</p> <p>「リンパ浮腫の理解と看護」 兵庫県立西宮病院 がん専門看護師 乳がん看護認定看護師 伊関千裕</p> <p>「スポーツと鍼灸マッサージ」 履正社医療スポーツ専門学校 専任教員 古田高征</p>
第2回	<p>「疼痛」と鍼灸 明治国際医療大学 教授 井上基浩</p> <p>「疼痛」と鍼灸 (一社)東洋はり医学会関西 会長 中野正得</p> <p>「疼痛」と鍼灸 関西医療大学 助教 北川洋志</p>
第3回	<p>「人工透析患者への運動療法と社会復帰」 医療法人仁真会 白鷺病院 院長 庄司繁市</p> <p>「看護現場から考える生命倫理」 (医法)協和会 千里中央病院 看護部長 北之園真由美</p> <p>「高齢者の人権を考える」 弁護士 井上雅人</p>
第4回	<p>府民公開講座(天王寺都ホテル)</p> <p>「超高齢社会に生きる東洋医学の知恵」 明治国際医療大学 特任教授 矢野 忠</p> <p>「高齢者と栄養補助食品」 近畿中央ヤクルト販売株式会社 広報事業部 広報課 専任課長 村上昌子</p>
第5回	<p>「広汎性発達障がいへの理解と援助」 医療法人 瑞月会 かく・にしかわ診療所 理事長 西川瑞穂</p> <p>「ベビーマッサージ婦人科疾患」 女性鍼灸師フォーラム代表 せりえ鍼灸室 副院長 辻内敬子</p>

平成30年度 生涯研修会

- 第1回 「介護保険制度の改正と大阪府高齢者計画2018」
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 企画調整グループ 坂口達也
「機能訓練指導員の役割（Ⅰ）（Ⅱ）」
(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 業務執行理事 長嶺芳文
- 第2回 「疼痛に対する鍼灸 ～肩関節周囲炎～」
森ノ宮医療大学 教授 尾崎朋文
「疼痛に対する鍼灸 ～五十肩～」
(一社) 東洋はり医学会関西 監事 古野忠光
「疼痛に対する鍼灸 ～野球肩～」
明治国際医療大学 助教 吉田行宏
- 第3回 「看多機への取り組み～看護小規模多機能型居宅介護ついて～」
ナーシングヘルスケア株式会社 総合在宅ケアサービス 統括所長 山崎敦子
「最新の人工股関節膝関節置換術」
大阪急性期・総合医療センター 整形外科主任部長 人工関節センター長 西井 孝
「日本の鍼灸を取り巻く国際情勢」
(公財) 未来工学研究所 主任研究員 小野直哉
- 第4回 府民公開講座 (天王寺都ホテル)
「ロコモケアとアミノ酸栄養」
味の素株式会社 大阪支社 営業企画グループ 広報担当 増田佳子
「高齢者の栄養管理について」
(公社) 大阪府栄養士会 管理栄養士 遠 妙美
- 第5回 「発達に凸凹のある人が力を発揮するには」
(株) 江坂一企業家支援センター 代表取締役 高木 学
「障がい児への取り組み」
日本小児障がいマッサージ普及協会 会長 青山かほる
「ハンドケア ～病棟におけるボランティア活動～」
(公社) 大阪府鍼灸マッサージ師会 理事 中濱経宥子

平成31年度 生涯研修会

- 第1回 「病院から住み慣れた暮らしの場へ
～地域みんなで取り組む入退院支援～」
堺市立総合医療センター 看護局次長 塩賀朋子
「経絡治療とスポーツ障害～救急法としての子午治療～」
(一社) 東洋はり医学会関西 副会長 浅井輝昭
- 第2回 「腰部脊柱管狭窄症、顔面神経麻痺の病態と
効果を導き出す鍼灸治療の実践」
東京大学医学部付属病院 リハビリテーション部 鍼灸部門主任 粕谷大智
- 第3回 「脊柱管狭窄症の治療と日常生活の注意点」
大阪急性期・総合医療センター 整形外科 副部長 鹿野博亀
「チクチク療法」 チクチク療法普及協会 代表 芝山 豊和
- 第4回 府民公開講座 (都シティ大阪天王寺)
「マイサイズでおいしくカロリー&塩分コントロール
～減らすだけじゃない! 栄養管理～」
大塚食品株式会社 ヘルスプロモート部 管理栄養士 花村 翠
「無意識世界と健康長寿の処方箋：さらば生活習慣病」
健康科学研究所 所長 井上正康
- 第5回 「筋・筋膜性疼痛症候群に対するアプローチ」
明治国際医療大学 教授 伊藤和憲
「経絡を語る「ファッシア」」
京都府立医科大学大学院 医学部医学科 助教 建部陽嗣



叙勲褒章各種表彰者

昭和 31 年 5 月	大阪府知事表彰	武田 武雄
昭和 36 年 12 月	日本公衆衛生協会会長賞	武田 武雄
昭和 41 年 10 月	藍綬褒章	武田 武雄
昭和 46 年 11 月	勲五等双光旭章	武田 武雄
昭和 49 年 6 月	叙位（正六位）	武田 武雄
昭和 51 年 5 月	大阪府知事表彰	上野 弥三郎
昭和 52 年 5 月	大阪府知事表彰	林 實
昭和 54 年 6 月	日本公衆衛生協会会長賞	上野 弥三郎
昭和 54 年 11 月	私学教育功勞賞	和田 清吉
昭和 55 年 3 月	大阪府知事表彰	和田 清吉
昭和 55 年 12 月	厚生大臣表彰	佐野 秋夫
昭和 54 年 10 月	大阪府教育委員会体育功勞賞	浅野 安二郎
昭和 55 年 11 月	勲五等瑞宝章叙勲	上野 弥三郎
昭和 57 年 3 月	大阪府知事表彰	小林 次郎
昭和 57 年 11 月	勲六等旭日章叙勲（福祉功勞）	山本 寅吉
昭和 58 年 5 月	大阪府知事表彰	亀田 親
昭和 59 年 5 月	大阪府知事表彰	比留間 正幸
昭和 60 年 5 月	大阪府知事表彰	福岡 章
昭和 61 年 5 月	大阪府知事表彰	金澤 政雄
昭和 62 年 5 月	大阪府知事表彰	本石 篤
昭和 62 年 12 月	厚生大臣表彰（団体功勞）	林 實
平成 2 年 5 月	大阪府知事表彰	小田 信房
平成 3 年 5 月	大阪府知事表彰	森 勇
平成 3 年 11 月	勲六等单光旭日章叙勲	林 實
平成 4 年 5 月	大阪府知事表彰	笹原 貞次郎
平成 6 年 5 月	大阪府知事表彰	北村 良朝
平成 6 年 11 月	勲六等单光旭日章叙勲	亀田 親
平成 7 年 5 月	大阪府知事表彰	有田 正
平成 8 年 5 月	大阪府知事表彰	中川 几一郎
平成 8 年 5 月	大阪府知事表彰	大阪府鍼灸マッサージ師会
平成 8 年 5 月	厚生大臣感謝状	大阪府鍼灸マッサージ師会
平成 9 年 5 月	大阪府知事表彰	尾形秋夫
平成 9 年 11 月	厚生大臣表彰	有田 正
平成 9 年 11 月	厚生大臣表彰	中川几一郎

平成 10 年 5 月	全日本鍼灸マッサージ師会会長表彰 (法施行 50 周年記念)	浅井喜助 乾 房雄、伊藤久夫、西村久代
平成 10 年 5 月	大阪府知事表彰	小澤安男
平成 10 年 5 月	厚生大臣表彰 (福祉功労)	田辺徳考
平成 10 年 11 月	厚生大臣表彰	本石 篤
平成 11 年 5 月	大阪府知事表彰	浅井喜助
平成 11 年 11 月	厚生大臣表彰	大阪府鍼灸マッサージ師会
平成 12 年 5 月	大阪府知事表彰	乾 房雄
平成 12 年 11 月	勲五等瑞宝章叙勲	有田 正
平成 14 年 1 月	大阪府知事表彰 (衛生教育功労)	南 晴雄、浅井喜助、乾 房雄
平成 14 年 1 月	大阪府知事感謝状 (衛生教育功労)	伊藤久夫、西村久代、天間良友、福島次巳
平成 15 年 4 月	勲六等单光旭日章叙勲	中川几一郎
平成 15 年 5 月	大阪府知事表彰	伊藤久夫
平成 19 年 5 月	大阪府知事表彰	福島次巳
平成 22 年 3 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	伊藤久夫 老羅秋宏
平成 22 年 5 月	大阪府知事表彰	西村久代、佐藤 明
平成 23 年 3 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	福島次巳 西林洋二
平成 24 年 3 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	乾 房雄 佐々木陽明、稲岡典雄
平成 24 年 5 月	大阪府知事表彰	坂本 明
平成 25 年 3 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	佐藤 明 永橋利男
平成 26 年 3 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	西村久代 與倉和美
平成 27 年 3 月	日本公衆衛生協会会長賞	西條 稔
平成 27 年 5 月	大阪府知事表彰	老羅秋宏
平成 28 年 3 月	日本公衆衛生協会会長賞	西田幸生
平成 29 年 3 月	日本公衆衛生協会会長賞	高橋一郎
平成 30 年 2 月	厚生労働大臣表彰 日本公衆衛生協会会長賞	老羅秋宏 村上正人



社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会歴代役員名簿

● 第三十一期役員

平成 22 年 5 月 ~ 平成 24 年 4 月

会 長	伊藤久夫						
副 会 長	福島次巳	西村久代	森下輝弘				
事務局長	廣野敏明						
財務部長	高橋一郎						
理 事	老羅秋宏	佐藤 明	坂本 明	西林洋二	永橋利男	小谷 肇	西田幸生
	村上正人	秦 章	野尻茂樹	牧野克則	宮脇正之	西條 稔	柴田昭治
	宮本 愷	古田高征					
監 事	池川修治	乾 房雄					
会計顧問	谷口嘉信						
相 談 役	中川 几一郎	尾方秋夫	円城寺 司				

公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会歴代役員名簿

● 第三十二期役員

平成 24 年 5 月 ~ 平成 26 年 4 月

会 長	伊藤久夫						
副 会 長	西村久代	森下輝弘	廣野敏明 (事務局長)				
財務部長	高橋一郎						
公一事業部長	宮本 愷						
公二事業部長	秦 章						
公三事業部長	西條 稔						
公四事業部長	柴田昭治						
理 事	老羅秋宏	佐藤 明	永橋利男	西田幸生	村上正人	野尻茂樹	牧野克則
	宮脇正之	古田高征	中濱經子	西 和彦	吉田崇生	鴻野知央	
監 事	乾 房雄	福島次巳	小磯ゆかり				

● 第三十三期役員

平成 26 年 5 月 ~ 平成 28 年 4 月

会 長	伊藤久夫						
副 会 長	西村久代	森下輝弘	廣野敏明 (事務局長)				
総務部長	牧野克則						
財務部長	高橋一郎						
公一事業部長	宮本 愷						
公二事業部長	秦 章						
公三事業部長	西條 稔						
公四事業部長	柴田昭治						
理 事	老羅秋宏	佐藤 明	永橋利男	西田幸生	村上正人	野尻茂樹	古田高征
	中濱經子	西 和彦	吉田崇生	鴻野知央	工藤達哉	小田哲也	
監 事	乾 房雄	福島次巳	小磯ゆかり				

● 第三十四期役員

平成 28 年 5 月 ~ 平成 30 年 4 月

会 長	伊藤久夫						
副 会 長	廣野敏明 (事務局長)	森下輝弘	西條 稔				
総務部長	牧野克則						
財務部長	吉田崇生						
公一事業部長	宮本 愷						
公二事業部長	秦 章						
公三事業部長	高橋一郎						
公四事業部長	柴田昭治						
理 事	老羅秋宏	佐藤 明	永橋利男	西田幸生	村上正人	野尻茂樹	古田高征
	中濱經子	西 和彦	鴻野知央	工藤達哉	小田哲也	坂田実夫	
監 事	福島次巳	西村久代	小磯ゆかり				

● 第三十五期役員

平成 30 年 5 月 ~ 令和 2 年 4 月

会 長	廣野敏明						
副 会 長	秦 章 (総務部長)	吉田崇生 (財務部長)	老羅秋宏 (公三事業部長)				
公一事業部長	宮本 愷						
公二事業部長	坂田実夫						
公四事業部長	柴田昭治						
理 事	佐藤 明	西田幸生	村上正人	高橋一郎	野尻茂樹	牧野克則	西條 稔
	古田高征	中濱經子	西 和彦	工藤達哉	岩本文子		
監 事	伊藤久夫	西村久代	福島次巳				

編集後記

60年といえば人では還暦。十干十二支が60年の時を経て一巡して本卦還りし、生まれ変わる年でもあります。

令和2年2月16日、大阪府鍼灸マッサージ師会は、法人化60周年記念式典にて多くのご来賓・会員の皆さまに祝福され、第7代 廣野敏明会長のもと第2ステージへの船出となりました。

10年前、50周年記念誌「道を知り 道を創る」の執筆にもかかわらせていただきましたが、50年60年と受け継がれてきた大鍼師会の歴史を語る諸先輩方も少なくなり、新たに会員となられた方々にとって、記念誌は大鍼師会の歴史を知ることができる貴重な情報源になると感じています。そのため、今回の60周年記念誌では、編集委員会の総意として、50年誌に掲載されている大鍼師会の歴史の推移を継承することといたしました。誌面の都合上、過去の座談会や歴代役員等を掲載することはできませんでしたが、諸先輩方が幾多の苦難を乗り越え、数々の事業を成し遂げられてきたこの60年の歴史の推移から、業界が日ごとに進化しているのを感じていただけるのではと考えております。

近年10年史は、社団法人から公益社団法人への移行という組織の大きな変革の時期にあたり、別枠で紹介しています。いつの時代にも組織改革には紆余曲折がありますが、この大変な時期を乗り越えられたのは、偏に第6代 伊藤久夫会長のリーダーシップと役員皆さまのご尽力、そして会員皆様のご協力の賜物であったと思ひ起されます。

初めて記念誌を手取る方も、また久々に記念誌に目を通される方も、是非、60周年記念誌「日に就^ひり^な月^{つき}に^{すす}将む」を熟読いただければ幸甚に存じます。

結びに、記念誌を無事完成させることが出来たのは、廣野敏明会長をはじめ、理事先生方のご協力と編集委員の皆さまのお力によるものです。心より、厚く御礼申し上げます。

法人化60周年記念誌 「日に就り月に将む」

編集委員長 秦 章

「日に就り月に将む」

公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会
法人化 60 周年記念誌

発行日 令和 2 年 7 月 1 日
発行者 公益社団法人 大阪府鍼灸マッサージ師会
大阪市阿倍野区昭和町 2-10-5
電話 06 (6624) 3331・3332
編集 法人化 60 周年記念誌 作成委員会
発行人 廣野 敏明
委員長 秦 章
作成委員 宮本 愷 牧野 克則 野尻 茂樹
工藤 達哉
印刷 朝晃堂印刷所
大阪市西成区玉出西 2-5-32

日に就り月に将む

法人化六十周年記念誌

公益社団法人
大阪府鍼灸マッサージ師会

日に就り月に将む



法人化60周年記念誌



公益社団法人
大阪府鍼灸マッサージ師会